

閲覧用

皆様のご意見をお寄せくださいー

杉並区保健福祉計画

(平成25年度～29年度)

(案)

平成24年10月



ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

新基本構想を踏まえ、保健福分野の課題を解決するため、保健福祉計画（案）をまとめましたので、皆様のご意見を伺います。

郵便、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙に書いて、ご意見をお寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません）

いただいたご意見の概要とそれに対する考え方は、平成25年3月頃に公表する予定です。

【 観 覧 場 所 】

保健福祉部管理課（区役所東棟3階）、障害者施策課（区役所東棟1階）、区政資料室（区役所西棟2階）、区政相談課（区役所東棟1階）保健センター、福祉事務所（荻窪・高円寺・高井戸）、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

意見募集期間 平成24年10月11日（木）～11月10日（土）

意見提出先 杉並区保健福祉部管理課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
FAX 03(3312)2197
E-mail hoken-kanri@city.suginami.lg.jp

区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

問い合わせ先 杉並区保健福祉部管理課
TEL 03(3312)2111（代表）
内線 1344

詳しい内容につきましては各担当課・係へご案内することになりますのでご了承ください。

目 次

第1章 計画の基本的考え方

1	計画改定の趣旨	2
2	計画の目的と性格	3
3	基本理念	3
4	これまでの取組成果	5
5	保健福祉分野を取り巻く環境と今後の課題	7
6	取組みの基本的な方向	12
7	重点推進プラン	16
8	主要指標	17

第2章 重点推進プラン

1	首都直下地震への備えを進めます	21
2	がん対策を推進します	23
3	認知症対策を推進します	24
4	在宅療養生活を支えます	25
5	地域の見守り体制を強化します	26
6	要介護高齢者の住まいと介護施設の整備を進めます	27
7	障害者の地域生活支援を充実します	28
8	妊娠期からの母子保健・子育て支援サービスを充実します	29
9	待機児童対策を推進します	30

第3章 保健福祉施策の方向と展開

1	施策・事業の体系	32
2	施策の方向と展開	36
	健康長寿と支えあいのまち	36
	- 1 健康でいきいきと暮らせる仕組みを整える	36
	施策1 いきいきと暮らせる健康づくり	37
	1 生活習慣病予防対策の推進	39
	2 区民健康診査	40
	3 成人歯科健康診査	40
	4 がん対策の推進	40
	5 区民健康づくり	41
	6 介護予防事業	42
	7 精神疾患の正しい理解に向けての普及啓発	43
	8 心の健康相談の充実	43
	9 うつ病対策の強化	43
	10 地域支援ネットワークの整備	44
	11 自殺予防に関する正しい知識の普及啓発	44
	12 相談窓口の連携と対応力の向上	44
	13 地域の関係機関との連携	44

14	遺された方への支援	4 5
15	うつ病対策の強化（再掲）	4 5
16	在宅難病患者の療養支援	4 5
17	アレルギー・ぜん息患者への支援	4 5
18	健康長寿モニター事業	4 5
施策 2	地域医療体制の整備	4 6
1	救急医療体制の充実	4 7
2	地域医療体制の充実	4 8
3	災害時医療体制の充実	4 9
施策 3	健康危機管理の推進	5 0
1	食の安全対策の推進	5 2
2	環境衛生の確保	5 3
3	医薬品等の安全確保	5 3
4	感染症対策の推進	5 4
5	放射能対策の実施	5 5
6	健康危機管理体制の強化	5 5
7	試験検査機能の充実	5 6
8	動物の適正飼養ルールの普及啓発	5 6
9	飼い主のいない猫を増やさない活動支援	5 7
10	狂犬病予防の推進	5 7
施策 4	高齢者のいきがい活動の支援（再掲）	
- 2	共に支えあう関係をつむぐ	5 8
施策 1	高齢者のいきがい活動の支援	5 8
1	高齢者の活動拠点での自主的活動の推進	5 9
2	多様な社会参加活動の支援	5 9
3	長寿応援ポイント	6 0
施策 2	障害者の社会参加と就労機会の充実	6 0
1	障害者通所施設等の整備	6 2
2	障害児の放課後支援の充実（再掲）	6 2
3	中途障害者のリハビリテーションの充実	6 2
4	障害者の就労支援の充実	6 3
5	多様な就労形態の活用と企業開拓	6 3
6	就労支援ネットワーク	6 4
7	工賃アップのための取組の支援	6 4
8	障害者の移動支援の充実	6 5
9	コミュニケーション支援	6 5
10	多様な講座・交流の場の整備	6 5
11	障害者の区政への参加	6 5
12	生活支援・社会参加を促進する事業の充実	6 6
13	心のバリアフリーの推進	6 6

14 自立を支援する情報提供の充実	66
施策3 支えあいとセーフティネットの整備(再掲)	
- 3 地域で安心して生活できる環境をつくる	67
施策1 高齢者の在宅サービスの充実	67
1 認知症の区民への啓発理解の促進	70
2 認知症予防活動の推進	71
3 認知症相談の充実と専門医との連携の推進	71
4 地域包括支援センター(ケア24)による 地域連携支援体制の充実	73
5 地域包括支援センター(ケア24)による 総合相談・支援	73
6 在宅療養支援体制の充実	73
7 在宅生活を支える介護拠点の整備	74
8 家族介護者支援事業の充実	75
9 安心おたっしや訪問事業	76
10 高齢者の見守りサービス	76
11 日常生活支援サービス	77
12 虐待防止及び対応体制の充実	78
13 高齢者保護・介護者等支援	79
14 普及啓発活動の充実	80
15 介護保険サービス等の適切な利用の促進	80
16 介護保険サービスの質の向上	81
施策2 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	82
1 杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備	83
2 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援	83
3 住宅改修・住宅設備のバリアフリー化の推進	84
4 特別養護老人ホームの整備	84
5 介護老人保健施設の整備	84
6 認知症高齢者グループホームの整備	84
施策3 障害者の地域生活支援の充実	85
1 障害者の相談支援の充実	87
2 地域自立支援協議会の充実	87
3 計画相談支援の充実	88
4 地域移行促進	88
5 障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保	89
6 住宅入居支援事業の実施	89
7 区営住宅の活用	89
8 障害者虐待対策の推進	89
9 災害時要援護者支援対策の推進(再掲)	90
10 24時間安心サポート事業の拡充	90

11	位置検索システム	9 0
12	緊急通報・火災安全システム	9 0
13	訪問系サービスの充実	9 0
14	短期入所等の充実	9 0
15	重度障害者の在宅支援サービスの充実	9 0
16	日常生活用具の給付等の充実	9 1
17	地域の介護力向上への支援	9 1
18	障害者の疾病予防	9 1
施策 4	支えあいとセーフティネットの整備	9 2
1	生活支援情報提供の推進	9 3
2	移動サービスの支援（移動困難者支援）	9 4
3	成年後見制度の利用促進	9 4
4	苦情調整委員制度の運営	9 5
5	災害時要援護者支援対策の推進	9 5
6	資金貸付及び生活保護制度等の周知	9 6
7	生活困窮者等への支援の強化	9 6
8	生活保護受給者に対する自立支援	9 6
9	路上生活者の自立促進	9 6
10	家庭内・配偶者間の暴力対策の充実	9 7
11	子育てセーフティネットの堅固な構築（再掲）	9 7
12	高齢者虐待対策の推進（再掲）	9 7
13	障害者の虐待対策の推進（再掲）	9 7
施策 5	健康危機管理の推進（再掲）	
	人を育み共につながる心豊かなまち	9 8
- 1	子どもの育ちと子育てを応援する	9 8
施策 1	安心して子どもを産み育てられる環境づくり	9 9
1	子ども・子育てまちづくりの推進	1 0 2
2	子育て応援券事業	1 0 4
3	地域子育てネットワーク事業の充実	1 0 4
4	子育てを応援する企業・事業所への支援の推進	1 0 5
5	子育てサイトの充実	1 0 5
6	母子保健に関する相談支援等の実施	1 0 5
7	安心して妊娠・出産できる環境づくり	1 0 6
8	母子保健医療費等助成制度による支援	1 0 7
9	産前・産後支援ヘルパー派遣の充実	1 0 7
10	一時預かり保育の充実	1 0 8
11	ふれあい保育・育児相談の実施	1 0 8
12	乳幼児親子のつどいの場の充実	1 0 8
13	子育てに伴う経済的支援	1 0 9
14	子ども家庭支援センター相談事業	1 0 9

15	児童虐待対策の推進	1 1 0
16	要支援家庭サポート事業の充実	1 1 1
17	児童虐待防止のためのネットワーク強化	1 1 1
18	普及啓発活動の実施	1 1 1
19	民間母子生活支援施設の建設助成	1 1 2
20	相談体制の充実	1 1 2
21	子育て支援・生活の場の整備	1 1 2
22	就労支援	1 1 3
23	経済的支援	1 1 3
施策 2	保育の充実	1 1 4
1	待機児童対策の推進	1 1 5
2	多様な保育サービスの提供	1 1 6
3	子供園の整備	1 1 7
4	就学前教育の充実	1 1 7
施策 3	障害児援護の充実	1 1 8
1	発達障害支援の充実	1 1 9
2	障害児の放課後支援の充実	1 2 0
3	児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実（再掲）	1 2 0
4	障害児の相談支援の充実	1 2 0
5	保育園・幼稚園の支援	1 2 0
6	特別支援教育の充実	1 2 1
7	地域療育の仕組みとネットワークの確立	1 2 1
施策 4	子ども・青少年育成支援の充実	1 2 1
1	次世代育成基金の創設	1 2 3
2	学童クラブ運営の推進	1 2 4
3	児童館運営の推進	1 2 4
4	児童青少年センター（ゆう杉並）運営の充実	1 2 5
5	児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実	1 2 6
6	青少年の成長支援	1 2 6
7	命の大切さ・自己肯定感の大切さの普及	1 2 7
8	青少年問題協議会の運営	1 2 8
9	自立応援プロジェクトの実施	1 2 8
10	青少年の社会性の向上	1 2 8
11	青少年の社会参加・参画の推進	1 2 9
12	青少年健全育成団体への活動支援	1 2 9
	保健福祉施策（事業）を推進するために	1 3 0
1	民生児童委員の地域活動支援	1 3 1
2	社会福祉協議会や町会等地域活動団体との連携	1 3 1
3	区民参加の場と機会の充実	1 3 1
4	区立施設等の委託民営化の推進	1 3 1

5	福祉サービス第三者評価の推進	132
6	研修等の支援とサービスの適正化	132
7	情報提供の充実	132

資料編

1	第3期障害福祉計画	133
	第3期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値について (平成24年~26年度)	134
1	サービス見込み量	134
2	計画目標数値	136
	障害者手帳所持者の推移(平成20年度~24年度)	137
	第2期障害者福祉計画に係る見込み量と目標数値の状況について (平成21年度~23・25年度)	138
1	サービスの利用実績	138
2	計画目標数値の進捗状況	144
	平成22年度障害者基礎調査(概要)について	145
1	調査のあらまし	145
2	主な調査結果とその考察	146
2	杉並区子ども・子育て行動計画 後期計画 (平成25・26年度)について	152
	平成25年・26年度の事業目標	154

第 1 章

計画の基本的考え方

1 計画改定の趣旨

杉並区は、平成 21 年 3 月に、5 年間を計画期間（平成 21 年度～25 年度）とする保健福祉計画を策定し、「子どもから高齢者まですべての人が、安心して健やかに生活できる「健康都市杉並」の実現」を目標に施策を展開してきました。現在、区民の平均寿命は、男性 80.7 歳で全国 1,962 区市町村中 12 位、女性は 86.6 歳で 172 位に位置するなど、高い健康水準を達成することができています（平成 20 年厚生労働省発表）。

一方で、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を及ぼし、自治体行政に対してもさまざまな課題を浮き彫りにしました。たとえば、高齢や障害の方への災害時の支援のあり方など、保健福祉分野のこれまでの取組についても、改めて見直しが求められています。

また、平成 27 年には、いわゆる団塊の世代（昭和 22～24 年生まれ）の方々がすべて 65 歳以上となる一方、平成 28 年度には、14 歳以下の年少人口は減少し、更に少子高齢化が進行していきます。一世帯あたりの人数も減少し、核家族化や単身者の増加など、世帯の小規模化が一層進むこととなります。

このような中、杉並区では、平成 23 年度に区政運営のすべての基本となる「杉並区基本構想（10 年ビジョン）」を策定しました。10 年ビジョンでは、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を将来像として掲げ、広く区民の皆様と共有しながら、施策の推進に取り組むこととしています。

また、これを実現するための「杉並区総合計画（10 年プラン）」と「杉並区実行計画（3 年プログラム）」を策定しました。

保健福祉施策を取り巻く環境は、様々な変化に直面しており、区民のニーズはこれまで以上に多岐におよぶことが予想されます。

この新基本構想等の策定に伴い、基本構想が示す「健康長寿と支えあいのまち」、「人を育み共につながる心豊かなまち」の目標の実現に向けた道筋を明らかにするものとして、杉並区保健福祉計画を改定することとします。

2 計画の目的と性格

この計画は、杉並区基本構想（10年ビジョン）に掲げる5つの目標のうち、特に「目標4 健康長寿と支えあいのまち」「目標5 人を育み共につながる心豊かなまち」を具体的実現するための、総合計画及び実行計画の施策・事業体系をもとに、保健福祉分野の課題を解決するため、保健福祉分野の取組みの基本的な方向、施策、事業の体系等を明らかにするものです。

現在の行政計画では実施規模等が確定していないものも含まれていますが、今後、行政計画・予算の中に位置づけて実施すべき施策・事業の方向性と優先性を提示するものです。

法に基づく以下の計画に相当する、またはその一部を構成するものです。

地域福祉計画（社会福祉法）

老人福祉計画（老人福祉法）

介護保険事業計画（介護保険法）

（平成23年度に24～26年度の計画を策定済み）

健康増進計画（健康増進法）

障害者計画（障害者基本法）

障害福祉計画（障害者自立支援法）

次世代育成支援市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）

保育計画（児童福祉法）

母子家庭及び寡婦自立促進計画（母子及び寡婦福祉法）

食育推進計画（食育基本法）

この保健福祉計画の計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間とします。また、総合計画や介護保険事業計画の見直し時期に合わせ、2年目に見直しを行い、次の5か年を計画期間とする新たな計画を策定することとします。

3 基本理念

この計画は、基本構想の3つの理念、「1安全・安心を確保する」「2住宅都市杉並の価値を高める」「3支えあい共につくる」を踏まえつつ、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を保健福祉分野において実現するため、次に掲げる基本理念のもとに改定します。

(1) 人間性の尊重

すべての区民が、介護や援護を含む日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳を冒されることなく、自己の意思に基づきサービスの選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。

(2) 自立の促進

すべての区民が、個々の意欲と能力に応じて主体的に社会参加し、自己実現を達成することができるように必要な支援を行い、一人ひとりの自立した生活を大切にします。

(3) 予防の重視

すべての区民が、安心して健やかに暮らせるよう、病気や障害、機能低下や生活困難、健康危機などのリスクを軽減して未然に防止する「予防」の取組を重視し、個人の多様な生活様式に対応した生活の質の向上に努めます。

4 これまでの取組成果

杉並区では、子どもから高齢者まですべての人が、安心して健やかに生活できる健康都市杉並を目指し、各分野で次のような取組を推進してきました。

【子ども家庭分野】

保育園待機児童については、経済情勢の悪化や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加など、増加する保育需要に対応するため、既存園の改築・改修、民間認可保育所（分園含む）の新設、区独自の保育室の整備などによる定員増を図り、待機児の解消に取り組みました。

子育てを応援するまちを目指した「子育て応援券事業」が広がりを見せ、子育て家庭への支援サービスが充実しました。

項目	単位	H19年度	H21年度	H22年度	H23年度	
子育てを楽しいと感じる割合	%	74.3	84.3	78.3	76.3	
保育園待機児童数（各年4月）	人	13	137	23	71	
延長保育実施園数（公立・私立）	所	41	47	49	54	
一時保育・ひととき保育定員 （高井戸緊急枠含む）	人	52	107	107	101	
子育て応援券利用率	無償	%	82.7	88.2	89.5	32.3
	有償	%			94.1	69.4

子育て応援券事業は、平成22年10月から有償制が導入されました。平成23年度の無償は出生時のみ交付しています。

子育て応援券の有効期限は2年間のため、実績が確定するのは交付年度から3年後になります。そのため、平成22年度以降の利用率は暫定数値です。

【健康分野】

内臓脂肪症候群の予防に着目した特定健康診査や特定保健指導が開始されたことや、成人歯科健康診査の対象年齢拡大などを積極的に進めることにより、「自分は健康だと思える区民の割合」は着実に向上しました。

また、平成23年1月に策定した「健康と医療・介護の緊急推進プラン」で安心して妊娠・出産できる環境づくり、総合的ながん対策の推進、在宅療養支援対策の充実に努めてきました。

項目	単位	H19年度	H21年度	H22年度	H23年度
自分が健康だと思える区民の割合	%	80.8	85.2	85.3	86.0
区民健康診査受診率	%	75.8	46.1	47.6	51.1
喫煙している区民の割合	%	22.8	18.9	18.9	18.5
救急医療に安心感を持つ区民の割合	%	49.5	53.0	58.0	61.4
1歳6か月までに麻しん又は麻しん風しん混合予防接種を受けた割合	%	91.6	88.0	89.2	88.4

平成20年度の高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、受診率の算出方法が変わりました。

【高齢者福祉分野】

在宅での介護が困難な方の需要に応えるため、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの入所型介護施設の整備を進める一方、工夫を凝らした認知症予防事業や介護予防事業を展開することで、いきいきと自立した生活を長く継続できるよう支援してきました。

また、ゆうゆう館でNPO等とのさまざまな協働事業を展開することや、平成21年度より「長寿応援ポイント」事業を始めることにより、社会参加のきっかけやいきがい、健康、地域のささえあいなどの活動を支援してきました。

項目	単位	H19年度	H21年度	H22年度	H23年度
特別養護老人ホーム定員数	人	1,177	1,307	1,307	1,307
認知症高齢者グループホーム定員数	人	151	151	169	241
介護予防普及啓発事業参加者数	人	4,451	12,176	13,131	14,719
介護保険サービス利用者数	人	13,583	14,805	15,620	16,427
高齢者で生きがいを感じている人の割合	%	79.1	79.6	85.2	80.9

【障害者福祉分野】

地域の中で自立し安心して生活できるよう相談機能の充実を図るとともに、グループホーム・ケアホーム等施設の基盤整備をする一方、日常生活における適切な障害福祉サービスの提供に努めました。また、障害者の就労支援や定着支援の充実を図りました。

項目	単位	H19年度	H21年度	H22年度	H23年度
相談窓口（自立生活支援センター・相談支援事業所）	所	3	6	7	7
通所施設からの一般就労者数	人	29	18	32	15
ホームヘルプサービス利用時間（各年度10月実績）	時間/月	22,986	24,066	25,167	27,305
区内グループホーム・ケアホーム	所	29	37	40	39
施設入所者数（通勤寮を除く）	人	308	301	296	294

【地域福祉分野】

東日本大震災の影響等もあり、災害時要援護者支援である地域たすけあいネットワーク（地域の手）の登録者数は増加しました。また、成年後見センターや苦情調整委員制度についても周知等を図り、権利擁護や福祉サービス利用者保護の充実にも努めました。

項目	単位	H19年度	H21年度	H22年度	H23年度
区立施設のバリアフリー度	%	48.3	51.4	51.5	52.3
成年後見制度区長申立て件数	件	8	15	25	13
安心サポート事業利用件数	件	95	131	152	161
苦情調整委員相談受付件数	件	26	16	23	28
地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者数	人	1,798	5,574	7,194	8,327

5 保健福祉分野を取り巻く環境と今後の課題

【子ども家庭分野】

少子化や核家族化の進行など、

子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者が増えています。こうした中で、児童虐待に関する相談・対応件数についても、増加傾向にあります。

また、不透明な経済情勢の影響などによる共稼ぎ世帯の増加などに伴い、保育園

の利用に対する高い需要が続いており、こうした保育需要の高まりは、その後の学童クラブのニーズにつながっていきます。

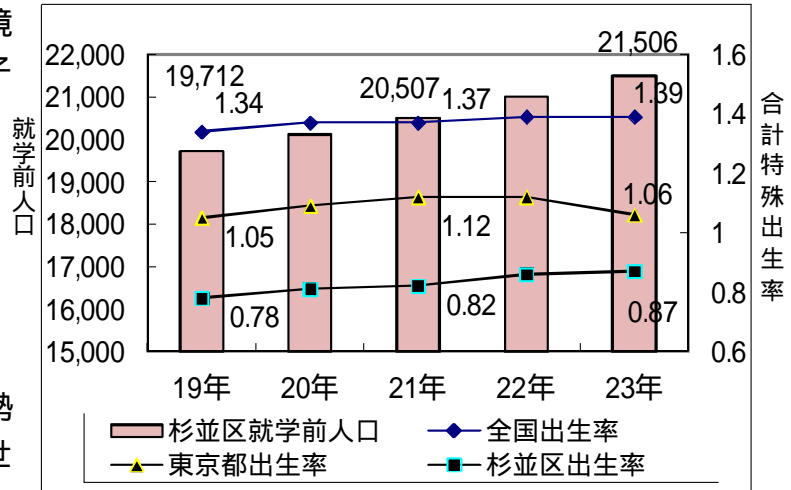
さらに、地域における人と人とのつながりが希薄化する等の中で、子どもたちは、生きた人間関係の学びや、社会性などを身につけることが難しくなっています。

安心して子どもを生き育てることができるよう、妊娠・出産期から必要な支援を切れ目なく受けられる環境を整えていくとともに、児童虐待防止の取組を充実・強化するなど、子育てセーフティネットの整備を進めることが必要です。

保育園や学童クラブの待機児童対策の推進などにより、働きながら安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、国の子ども・子育て関連3法による新たな仕組みづくりの動向等に留意しつつ、小学校就学前の子どもの教育・保育の充実を図ることが求められています。

次代を担う子ども・青少年が社会とのかかわりを自覚しながら豊かで健やかに成長することができるよう、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりのほか、各々の自立を促し、社会参加を促進するための環境づくりなどを推進する必要があります。

合計特殊出生率と就学前人口の推移



【健康分野】

超高齢社会（高齢化率 21%以上）を目前に控え、人生 80 年を超えても健康でいきいきと暮らせることがますます重要になっています。健康づくりへの取組がこれまで以上に求められるようになり、偏った食生活、運動不足、喫煙など

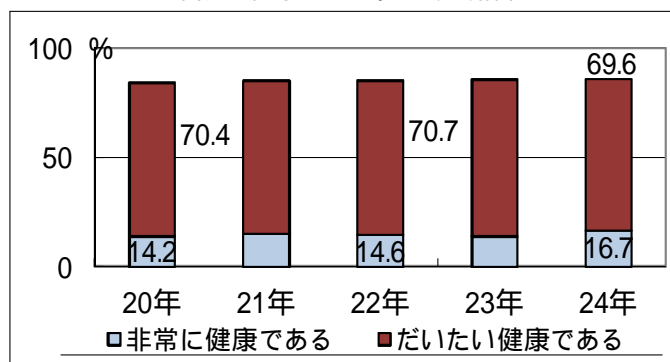
自分は健康だと思う区民の割合

生活習慣の改善が大きな課題になっています。

このような状況において、区民からは各種健康診査・検診をはじめ生活習慣病の予防や健康づくりに関する施策に期待が高まっています。

平成 20 年度から、内臓脂肪症候群に着目した特定健診・特定保健指導等が開始され、健康づくり活動に関する制度が大きく改正されました。

さらに、東日本大震災を契機に、原発事故放射能問題に伴う、環境や健康被害への不安や、災害時の医療への関心が高まっています。



新基本構想の策定に先立って、区民の生命と健康にかかわる喫緊の課題として取組みを始めた、安心して妊娠・出産できる環境づくり、総合的ながん対策や在宅療養支援対策など幅広く施策を進める必要があります。特にがん対策については、総合的かつ計画的に推進することが求められています。さらに、各種健診を通じて、区民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを総合的に支援することが求められています。

平成 22 年 3 月の杉並区地域医療体制に関する調査検討委員会での報告書の中で「既存病院の機能強化や新規開院に向けた支援策等の充実、二次救急対応力の向上などを着実に実現する方向で、今後の地域医療体制の充実を図ることが必要」と提言されています。

大規模災害発生時における医療機能の確保等、災害時医療体制の再構築が必要となっています。

【高齢者福祉分野】

平成 24 年 4 月 1 日現在の 65 歳以上の人口は 106,533 人（人口比 19.75%）
29 年には、112,769 人

（20.86%）となり、特に
75 歳以上の高齢者の
増加が予想されてい
ます。

また、22 年度に実
施した高齢者実態調
査では、単身または夫婦
のみ、高齢者のみの世帯
が 6 割を超えています。

主な介護者は、配偶者、娘、息子が約 8 割をしめ、さらに配偶者の 66.5% が 75 歳以上となっています。

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるようにするため、
高齢者が健康で生きがいをもって活躍できるよう支援するとともに、支援を必
要とする状態になっても一人ひとりが尊厳を保持し生活できるよう、医療、介
護、福祉、住まいを連携させた施策をきめ細かく展開していくことが重要です。

地域の見守り体制の重層化、健康や生活に感じる不安を早期に相談できる
体制の強化、区独自の在宅生活支援サービスと介護者の負担軽減のためのサ
ービスの充実等により在宅生活の支援が必要となっています。

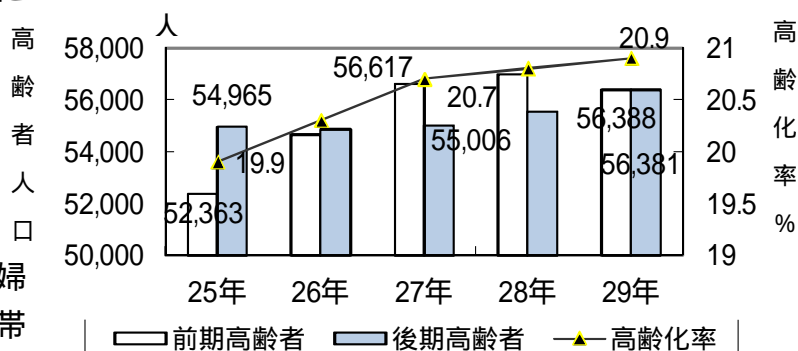
介護保険の要支援・要介護認定を受けている人の 2 人に 1 人に、日常生活の
支援を必要とする認知症の症状があり、今後もその増加が見込まれる中、区
民の認知症に対する理解を深めて、早期の発見、相談、支援、介護者支援体
制の充実が必要となっています。

高齢者の生活の基盤となる居住の場を確保するため、特別養護老人ホーム
や老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の施設整備とともに、住宅
施策と連携した住宅整備が必要となっています。

介護保険のサービス利用者が 16,000 人に達し、今後要介護 2 以上の中・重
度の方の増加が見込まれる中、事業者向けの研修事業や指導等を通して介護
保険サービスの質の向上、円滑な運営が求められています。

いつまでも、自分らしく活動的に生活するために、介護予防事業の周知・
利用促進を図り、健康づくり、認知症予防事業を実施します。また、高齢者
の世代や希望に応じて、趣味、スポーツ、就労、ボランティア活動等多様な
社会参加の支援が必要となっています。

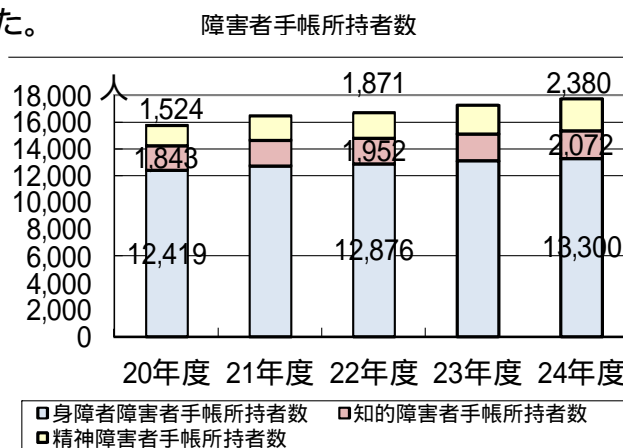
高齢者人口と高齢化率（推計）



【障害者福祉分野】

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法では、障害の種別にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう仕組みを一元化するとともに、「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に整理されました。

また、平成 25 年 4 月より「障害者自立支援法」に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されます。地域社会における共生の実現に向けて、障害者の地域生活支援の推進等、障害者施策に関する期待が高まっています。



社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、幼児期の相談・指導体制の充実を図るとともに、支援が学齢期にも継続するよう一貫した療育支援を行う体制を整備する必要があります。幼児期以降も地域の中で社会と関わりながら成長できるよう、学齢期の放課後活動支援等の環境整備が求められています。

住み慣れた地域の中で自立した生活を継続していくため、障害福祉サービスの充実とともに、適切に障害福祉サービスが利用できるよう支援を行い、様々な課題の相談に応じる相談支援の体制を充実する必要があります。また、入所施設や病院などから、地域移行を希望する方に対しても地域で継続して生活できる支援の充実とグループホーム等の住まいの場の確保が必要となっています。

障害者が充実した日々を送るためには、日中活動の場の確保が重要です。障害者通所施設等の更なる整備、障害者の放課後支援の充実や中途障害者のリハビリテーションの充実が求められています。

障害者の雇用に対する希望に応えるため、杉並区障害者雇用支援事業団を中心に様々な取組が必要となっています。また、就労者が増える中、定着支援の充実や、障害者の工賃向上への取組への支援が求められています。

平成 24 年 10 月 1 日からは、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」が施行されます。障害者一人ひとりの人権が尊重され、地域で自立した生活を送り社会参加ができるような施策を実施していくことが重要です。

【地域福祉分野】

高齢者や障害者が地域で暮らすうえで、介護や生活支援サービスの利用が普及・一般化してきました。このような中、サービスの質の向上や、苦情解決や権利擁護などの利用者保護の基盤整備の重要性が高まっています。

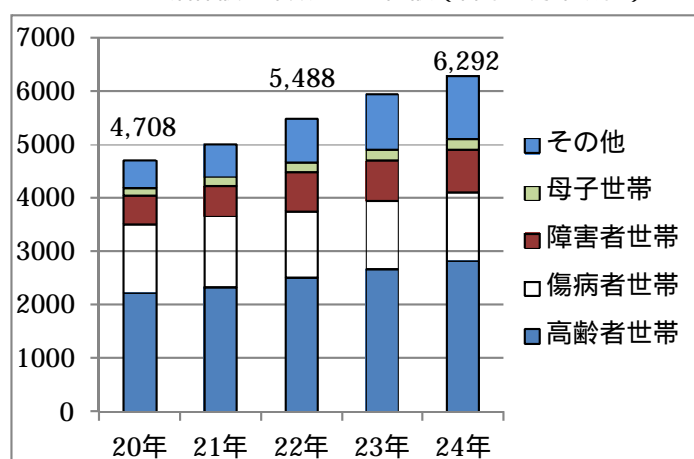
また、バリアフリー新法の施行により、公共交通機関や大規模建築物のユニバーサルデザイン化が進んでいますが、高齢者や障害者の社会参加のためには、移動手段に対するニーズも高まっています。

災害時要援護者の支援については、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」への登録促進などを進めてきましたが、東日本大震災を契機に、災害直後の交通機能の停止や、避難所での生活の困難さが課題として浮かび上がりました。

また、生活保護の保護率は、急激な高齢化の進展や景気低迷に伴う雇用環境の悪化により上昇傾向にあります。とりわけ平成20年秋のリーマンショック以降は、その傾向が顕著なものとなっています。

生活保護世帯数とその内訳（各年3月末現在）

地域福祉の基盤整備については、誰もが利用しやすいバリアフリー協力店、認知症高齢者・障害者の権利擁護に向けた成年後見制度の普及啓発、福祉サービスの水準向上のため第三者評価、苦情調整委員制度の機能の充実を図るなど、ハード・ソフトともに、引き続き取組を進める必要があります。



災害時の要援護者支援については、それぞれのニーズに応じた避難生活を送れるよう、在宅での避難生活支援や、福祉救護所の増設に取り組むことが求められています。

就労支援プログラムなど生活保護受給者の状況に応じた自立の支援を一層図るとともに、必要な人には支援をするという基本的な考え方のもと、区民からも理解の得られるよう制度を適正に実施していく必要があります。また、生活保護受給世帯の子どもや若年層の支援の強化が求められています。

6 取組みの基本的な方向

基本構想の将来像である「支えあい共につくる 安全で活力ある みどりの住宅都市 杉並」に向けて保健福祉分野の目標である「健康長寿と支えあいのまち」「人を育み共につながる心豊かなまち」を実現するため、基本構想の「取組みの基本的な方向」や「総合計画の施策」に沿って、本計画の取組を進めます。

健康長寿と支えあいのまち（基本構想目標4）

一人ひとりが、自分の個性を発揮して活動できるよう、居場所とつながりがあるまちを築きます。

また、すべての区民が孤立せず、共に支えあいながら、地域で安心して暮らせるまちを目指します。

取組みの基本的な方向

- 1 健康でいきいきと暮らせる仕組みを整える

誰もが参加できる、心と体の健康づくりの機会と場を整備します。

定期健診などを通して、一人ひとりが自分で自分の健康を守っていく仕組みを整備します。

食の安全確保や感染症予防などの健康危機管理対策を進めます。関係機関と調整して、地域医療体制の充実を図ります。

施策1 いきいきと暮らせる健康づくり（総合計画施策12）

施策2 地域医療体制の整備（総合計画施策13）

施策3 健康危機管理の推進（総合計画施策14）

施策4 高齢者のいきがい活動の支援（再掲）（総合計画施策15）

取組みの基本的な方向

- 2 共に支えあう関係をつむぐ

年齢や性別、障害の有無や立場を越えてお互いが理解し合えるよう、心のバリアフリーを推進します。

孤立の防止や参加の促進、居場所づくりにつなげるため、これまでの地域のかかわりに加え、同じ興味や関心、同じ経験や課題を持つ人同士のつながりを重視し、多種多様な縁による地域づくりを推進します。また、人と人とをつなげる仕組みや、必要な情報を容易に入手できる仕組みを構築します。

高齢になっても障害があっても就労や社会参加などにより自分の力が発揮できるよう、参加しやすい場づくり・つながりづくりを進めます。

施策1 高齢者のいきがい活動の支援（総合計画施策15）

施策2 障害者の社会参加と就労機会の充実（総合計画施策18）

施策3 支えあいとセーフティネットの整備（再掲）（総合計画施策20）

取組みの基本的な方向

- 3 地域で安心して生活できる環境をつくる

一人でも地域で安心して生活できるように、医療・介護・福祉の連携を強化し、質の高い介護・福祉サービスの基盤を整備します。

在宅生活に支援が必要な人のための多様な「住まい」の整備や支援体制の充実を進めます。また、在宅生活が困難になった人が安心して入所できる特別養護老人ホームなどの施設整備に努めます。

高齢になっても障害があっても自分らしく生きていけるよう、きめ細かな日常の生活支援や権利擁護の制度を推進します。

医療や生活に不安がある人に、地域の関係機関と連携して必要な支援ができる体制（人材育成・場の確保）を整備します。

施策 1 高齢者の在宅サービスの充実（総合計画施策 16）

施策 2 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備（総合計画施策 17）

施策 3 障害者の地域生活支援の充実（総合計画施策 19）

施策 4 支えあいとセーフティネットの整備（総合計画施策 20）

施策 5 健康危機管理の推進（再掲）（総合計画施策 14）

人を育み共につながる心豊かなまち（基本構想目標5）

地域における多様なつながりの中で、心豊かで自立心を持った「次代を担う人」を育むまちを築きます。

取組みの基本的な方向

- 1 子どもの育ちと子育てを応援する

子どもを育てるすべての家庭や保護者が、孤立せずに安心して子育てができるよう、悩みを日常的に相談したり話しあえる場を設けるなど、子どもの育ちと子育てを地域で支えあう仕組みづくりを進めます。

幼保一体化を含む保育施策や放課後児童対策の拡充を図るなど、働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくりま

す。

子どもを孤立と虐待から守るとともに、特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援を進め、子育てセーフティネットを整備します。

社会とのかかわりを自覚しながら健やかに成長できるよう、青少年や若者の自立を促し、社会参加を促進する取組みを進めます。

施策1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり（総合計画施策21）

施策2 保育の充実（総合計画施策22）

施策3 障害児援護の充実（総合計画施策23）

施策4 子ども・青少年の育成支援の充実（総合計画施策24）

7 重点推進プラン

取組みの基本的方向に沿って、区は様々な事業を体系的に推進しますが、基本構想、総合計画、実行計画を具体的に実行するうえで、特に新たな展開を迎える事業については、重点推進プランとして取り組みます。

各重点推進プランにおける「計画内容」は、杉並区総合計画・実行計画では実施規模等が確定していないものや計画事業として掲載されていないものも含まれていますが、これらの事業は、今後、保健福祉分野の最優先事業として位置づけ、総合計画・実行計画を見直す際にも予算等の配慮をしていくものとして記載しているものです。

- 1 首都直下地震への備えを進めます
- 2 がん対策を推進します
- 3 認知症対策を推進します
- 4 在宅療養生活を支えます
- 5 地域の見守り体制を強化します
- 6 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備を進めます
- 7 障害者の地域生活支援を充実します
- 8 妊娠期からの母子保健・子育て支援サービスを充実します
- 9 待機児童対策を推進します

8 主要指標

この計画は、杉並区基本構想（10年ビジョン）を具体的に実現するための総合計画、実行計画の施策・事業体系をもとに、保健福祉分野の取組の基本的な方向、施策、事業の体系等を明らかにするものです。

このため、この計画の指標については、5年間の計画期間の前半（2年間）については、総合計画において示された平成26年度の目標値を指標とします。

また、5年間の計画期間の最終年である平成29年度については、平成27年度を起点とすると、総合計画の最終年度（33年度）までの6年間の中間、3年目にあたります。このため総合計画で示された平成26年度の目標値から平成33年度の目標値に向けた基調の、概ね中間値を目安としつつ、今後の総合計画の改定に合わせて具体化します。

健康長寿と支えあいのまち

- 1 健康でいきいきと暮らせる仕組みを整える

施策1 いきいきと暮らせる健康づくり

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
65歳健康寿命	男性 82.56歳 女性 85.58歳	男性 83歳 女性 86歳	男性 84歳 女性 87歳
内臓脂肪症候群の該当者とその予備群の割合	男性 41.8% 女性 12.0%	男性 40% 女性 11%	男性 35% 女性 10%
がんの死亡率 (年齢調整死亡率)	男性 182.9 女性 90.7	男性 180 女性 89	男性 174 女性 85

施策2 地域医療体制の整備

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	61.4%	65%	80%
救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)登録者数	1,757人	2,600人	4,000人

施策3 健康危機管理の推進

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
食中毒発生件数	6件	5件	4件

- 2 共に支えあう関係をつむぐ

施策1 高齢者のいきがい活動の支援

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
65歳以上の高齢者で生きがいを感じている人の割合	79.2%	81%	85%
75歳以上の高齢者で週2回以上外出している人の割合	72.7%	75%	77%
地域活動・ボランティア活動・働いている高齢者の割合	32.6%	35%	40%

施策2 障害者の社会参加と就労機会の充実

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
年間新規就労者数	80人	110人	120人

- 3 地域で安心して生活できる環境をつくる

施策1 高齢者の在宅サービスの充実

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
地域包括支援センター延べ相談者数	97,697人	145,000人	180,000人
在宅介護を続けていけると思う介護者の割合	78.7%	80%	85%

施策2 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
特別養護老人ホーム確保定員	1,307人	1,607人	2,307人
杉並型サービス付き高齢者向け住宅		90戸	500戸

施策3 障害者の地域生活支援の充実

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
グループホーム・ケアホーム利用者数	128人	180人	245人
地域生活への移行者数	8人	50人	160人

施策4 支えあいとセーフティネットの整備

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
「いってきまっぷ」 閲覧数	172,870件	230,000件	370,000件
福祉移動サービス供給量	188,000件	211,000件	278,000件

人を育み共につながる心豊かなまち

- 1 子どもの育ちと子育てを応援する

施策1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
子育てが地域の人に支えられていると感じる割合	74.2%	80%	95%
子育てを楽しんでいると感じる人の割合	76.3%	80%	90%
ゆうラインへの相談件数	1,362件	1,600件	2,400件

施策2 保育の充実

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
保育所入所待機児童数	71名	0名	0名
保育園利用者の満足度	87.7%	90%以上	90%以上

施策3 障害児援護の充実

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
放課後等デイサービス利用者数	13人	100人	200人
個別・グループ指導件数	8,186件	10,800件	10,800件

施策4 子ども・青少年の育成支援の充実

指標名	現状	目標値(26年度)	目標値(33年度)
将来の夢・目標が定まっている子ども(高校生)の割合	23.5%	40%	75%
学童クラブ待機児童数	52人	0人	0人

第 2 章

重点推進プラン

1 首都直下地震への備えを進めます

(高齢者や障害者の支援)

これまで

災害時に援護を必要とする要介護高齢者や障害者などの区民の避難行動を支援するため、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進し、避難支援プランの作成等を進めてきました。



今後

要援護者のそれぞれの状況に応じて、災害発生直後の避難行動のみでなく、継続的な避難生活を支援できるよう、在宅での避難生活の支援や福祉救護所の増設に向けて取組めます。

要援護者のそれぞれの状況に応じた避難生活を支援できるよう、在宅での避難生活の支援や福祉救護所の増設に向けて取組めます。

自宅内での被害予防
(96 ページ)

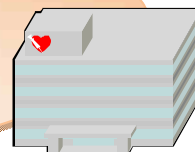
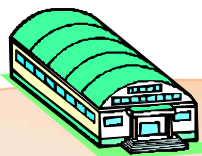
地震が起きても、自宅の倒壊や、家具の転倒による被害を生じさせず、自宅でも避難生活ができるよう、被害予防を図ります。

震災時の救援拠点
(95 ページ)

震災救援所の運営連絡会において、災害時の安否確認などの支援方法を想定した、避難支援プランを策定しています。

特別な支援を必要とする人のための施設
(95 ページ)

災害時に特別な支援を必要とする高齢者や障害者を、臨時・応急的に受け入れる入所施設の増設を図ります。



支援が必要な人の把握・登録
(95 ページ)

高齢や障害などにより、災害が発生したときに自力では避難することが困難な方に、地域のたすけあいネットワークに登録いただき、災害時の安否確認や避難支援につなげます。

(災害時医療体制の充実)

これまで

災害時の医療救護活動は、区の設置する 15 箇所の医療救護所で、医師会等から派遣される医師等による医療救護班を中心に対応することとしてきました。



今後

地域の医療資源を幅広く活用した災害時医療体制の再構築を図るとともに、区内医療機関等の災害対応機能の向上を支援し、災害時医療体制の充実に取組みます。

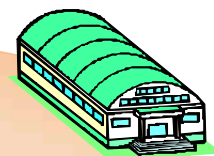
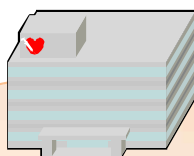
災害時医療体制の再構築

(49 ページ)

区内の医療関係機関や団体、消防、警察、学識経験者等による検討会を設置し、大規模災害発生時における医療機能の確保等の災害時医療体制の再構築を図ります。

停電時の災害拠点病院等の電力確保
(49 ページ)

停電時にも医療機関が電力を確保できるよう、自家発電設備の導入を支援します。

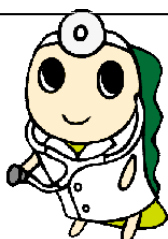


災害用医薬品等の備蓄管理 (50 ページ)

医療救護所等における医療活動に支障が生じないように、医薬品等を適正に備蓄管理します。

実践的な訓練の実施
(49 ページ)

実践的な訓練を定期的 to 実施し、災害時に的確に行動できるようにします。



2 がん対策を推進します

これまで

職場等で受診の機会がない人を対象に、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、前立腺がんの6つの検診・検査を実施しています。23年度から受診率向上を図るため、がん検診申込みはがき付きのリーフレットを全戸配布しています。また、子宮頸がん予防ワクチン接種の全額助成を中学1年生から高校2年生までの接種者を対象に実施しました。



今後

区民の死亡原因の第1位となっているがんの、予防と年齢調整死亡率の減少を目指し、がん一次予防の推進、たばこ対策の強化、がん検診の推進、がん患者と家庭への支援のなど、総合的・体系的な対策を計画的に推進します。

がん一次予防の推進 (40 ページ)

がん予防の正しい知識の普及啓発や、生活習慣改善によるがん予防の実践を推進します。

がん検診の推進 (41 ページ)

早期発見・早期治療のため、検診の受診率向上のための普及に取り組むとともに、受診しやすい検診の実施方法、検診の質の向上等について検討します。

たばこ対策の強化 (40 ページ)

がん発生の原因の一つである喫煙について、喫煙率の低下や、受動喫煙防止の取組を進めます。

がん患者と家庭への支援 (41 ページ)

相談支援体制の拡充、在宅療養支援の整備、緩和ケアの推進を図ります。



3 認知症対策を推進します

これまで

認知症対策について、認知症及び認知症予防に関する知識の普及啓発、保健センターや地域包括支援センター等での相談、認知症グループホームの整備、介護者向けのサービスの提供、認知症高齢者の見守りなど、幅広く取り組んできました。



今後

認知症に関する区民の理解を広め、予防に効果的な生活習慣を普及するとともに、医療と介護の連携による相談・対応の仕組みを作ります。そして、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域をつくります。

認知症の区民への啓発理解の促進 (70 ページ)

認知症に対する理解を深めるための認知症サポーター養成や家族への正確な情報提供を民間団体等との協働により進めます。また、虐待防止の啓発や研修などを実施し高齢者の人権を守ります。

認知症予防の普及啓発の強化 (71 ページ)

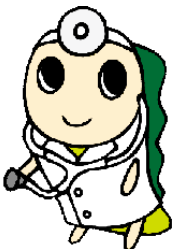
介護予防事業を通じ、認知症発症の予防・遅延に効果的な生活習慣の普及と、各自が無理なく続けていける予防活動の支援を行い、元気なうちから認知機能の低下予防を実践する高齢者を増やします。

認知症相談の充実と専門医との連携 (71 ページ)

認知症にかかる相談を認知症サポート医の協力を得て、全ての地域包括支援センターケア 24 を中心に対応できるようにします。また、認知症疾患医療センター(浴風会病院)との連携を強化し、専門医への受診を勧め、早期発見・早期対応を図ります。

認知症高齢者グループホームの整備 (71 ページ)

認知症の高齢者が、家庭的な環境のもと少人数で共同生活を送ることで、症状の進行を遅らせつつ、地域で安心して暮らし続けられるよう、グループホームの整備を図ります。



認知症家族への支援の充実 (71 ページ)

認知症高齢者と家族が安心して、住み慣れた地域で住み続けられるよう、認知症高齢者を抱える家族への支援策の充実を図ります。

4 在宅療養生活を支えます

これまで

高齢者等が住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けられる地域づくりを推進するため、平成23年度に、在宅医療推進協議会の設置、在宅医療相談調整窓口の開設、後方支援病床の確保等の新規事業を開始しました。



今後

医療を必要とする在宅療養者が適切なサービスを受けることができるよう、支援体制の更なる充実を図ります。また、在宅医療推進協議会において、関係機関同士の情報共有や連携強化に向けた具体的な取組みについて検討を行い、在宅療養支援を担う地域の医療・介護関係者の連携強化を図ります。

在宅医療を担う専門家の連携強化（72ページ）

医療・介護の多職種の情報提供・情報共有の方法など、ルールを明確化し、更なる関係者の連携強化を図ります。

一時的な入院に備えた病床の確保（74ページ）

一時的な体調の変化により入院治療が必要となったときのセーフティネットとして、後方支援病床を確保します。

在宅医療相談調整窓口の運営（74ページ）

病院から在宅への円滑な移行や在宅療養生活の継続のため、在宅医療相談調整窓口を運営します。

在宅医療の普及啓発（74ページ）

在宅で最後まで安心した生活が送れるよう必要なことや考え方などについて講演会を実施するなど、在宅医療について区民や関係者が考える機会を増やしていきます。

認知症への対応（72ページ）

認知症疾患医療センター（浴風会病院）との連携を強化し、専門医への受診を勧め、早期発見・早期対応を図ります。



5 地域の見守り体制を強化します

これまで

所在不明高齢者問題を踏まえて「安心おたっしや訪問事業」を実施し、身近な相談先と顔の見える関係をつくるとともに、支援を必要とする方を、医療や介護サービスにつなげています。

また、「たすけあいネットワーク（地域の目）」による見守りの協力機関は23団体になりました。そのほか、配食サービス、緊急通報システムなどの安否確認・見守りのためのサービスの提供を進めてきました。



今後

安心おたっしや訪問事業の対象者について見直しを行い、効率的・継続的な安否確認や潜在的な医療介護ニーズの掘り起こしに向けて取組めます。また、「地域の目」については、より重層的な見守りとなるよう体制を再構築するとともに、配食サービスや緊急通報システムなどの見守りのためのサービスをより効果的に運営するよう取組めます。

安心おたっしや訪問事業 (76 ページ)

社会との関わりが少ない高齢者を対象に、区職員や地域包括支援センターケア24職員、民生委員が訪問し、地域での顔の見える関係づくりや様々なサービスにつなげていきます。今後、段階的に対象者を広げ、多くの高齢者を見守ります。

地域の社会資源の活用 (76 ページ)

地域の民生委員やあんしん協力員による1対1の見守りに加え、宅配業者や新聞販売店の協力を得て、実効性のある仕組を構築します。また、民間事業者の日常業務の中での見守り強化や町会等による地域全体でのゆるやかな見守りなど重層的な見守り体制をつくっていきます。

見守りのための在宅サービスの充実 (76 ページ)

配食サービス、緊急通報システム及び高齢者安心コールについて、事業内容の検証・見直しを行い、対象者の拡大を図り、より効果的な高齢者の見守りに取り組めます。



6 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備を進めます

これまで

公有地活用や民間事業者への建設助成により、特別養護老人ホーム等の介護施設を整備するとともに、公営住宅の確保を進め、福祉施策・住宅施策両面から、高齢者の居住の場の確保に努めてきました。



今後

一人暮らしや介護が必要な高齢者が増加する中、高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、生活の基盤となる居住の場を自らのニーズに応じて選択できる環境づくりが求められます。福祉・住宅の両施策の連携強化により、多様なニーズに対応した住まいの確保と介護施設の整備を進めます。

杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備（83 ページ）

バリアフリーなどの設備、安否確認や生活相談などのサービスに加え、介護事業所を住宅内に設置し、24 時間体制による介護と看護のサービスを備えた住宅の整備に取り組めます。

認知症高齢者グループホームの整備（84 ページ）

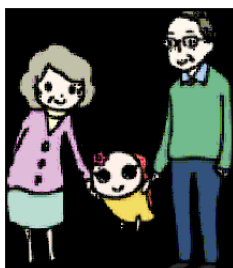
認知症の方が家庭的な環境のもと少人数で共同生活を行うグループホームの整備を図ります。

介護老人保健施設の整備（84 ページ）

病状が安定しリハビリに重点をおいた介護が必要な方のための施設を整備します。

特別養護老人ホームの整備（84 ページ）

常時介護を必要とし居宅での介護が難しい方のため、施設整備を推進し、建設用地の確保手法等を検討します。



7 障害者の地域生活支援を充実します

これまで

地域で安心して生活ができるように、医療・介護・福祉の連携により、病院や施設から在宅につなげる仕組みを整備し、地域の中で継続して生活するためにグループホーム・ケアホーム等を確保してきました。



今後

身近な地域において様々な相談や必要な情報が取得できるよう、相談支援体制を再構築します。また、障害の程度が重くても、自分らしく生きていけるように、きめ細かな日常生活の支援の充実やグループホーム等の確保をさらに推進します。

また、在学中の障害児の放課後等の居場所づくりの充実を推進します。

障害者の相談支援の充実 (87 ページ)

区民にとって利便性が高く、また行政と民間の役割分担により専門性を持った相談支援の体制を再構築します。また、施設や病院に長期入院していた方の意向を踏まえながら、地域で安心して暮らせるよう、地域への生活移行を支援します。

グループホーム等の確保 (89 ページ)

地域の中で自立し安心して生活できるように、障害特性に応じた住まいの確保を図ります。

障害者虐待対策の推進 (89 ページ)

障害者の保護と自立、養護者の負担軽減のため、区に通報等窓口を設けるなど、障害者虐待対策に取り組みます。

障害児の放課後支援の充実 (120 ページ)

放課後や夏休みも、生活能力向上のための訓練を継続的に行える場を提供します。また、放課後等の居場所づくりを進めるため、放課後等デイサービスを整備します。



8 妊娠期からの母子保健・子育て支援サービスを充実します

これまで

赤ちゃんが生まれた全家庭へ専門職が訪問する「すこやか赤ちゃん訪問事業」をはじめとして、産後うつ予防や育児に関する様々な相談に応じ、地域で安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援を行ってきました。



今後

妊娠期のあらゆる相談やすこやか赤ちゃん訪問等をきっかけに、妊娠・出産後の早期からの母子保健と子育て支援サービスが、一体的に受けられるように、切れ目ない支援を充実し、親子の健康支援と児童虐待未然防止に努めます。

妊産婦の相談支援等の実施 (105 ページ)

あらゆる悩みについて、タイムリーに相談できるよう「妊婦向けの相談案内カード」を医療機関や薬局等に設置します。また、妊娠届出時のアンケートに基づく相談を実施するとともに、「母と子の保健バック」を配布し、母子保健、子育て支援サービス等の情報提供に努めます。

すこやか赤ちゃん訪問事業の実施 (105 ページ)

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭へ訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるとともに、地域の子育てに関する情報提供を行い、産後うつ予防や育児不安の軽減を図ります。

訪問育児サポーター事業の実施 (110 ページ)

専門研修を受講した子育て経験者が1歳までの乳児がいる家庭を訪問し、保護者の育児技術の向上と子育ての不安感・負担感の軽減を図ります。

乳幼児健康診査の充実 (106 ページ)

乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等の早期対応を図るとともに、保護者の育児不安を軽減できるように乳幼児健康診査を実施します。発達障害等の相談に対しても、適切な支援につなげるようきめ細かく対応します。健診未受診者に対しては、電話連絡や訪問による勧奨等、フォロー体制を強化します。

[24年度新規事業]

あそびのグループの実施 (106 ページ)

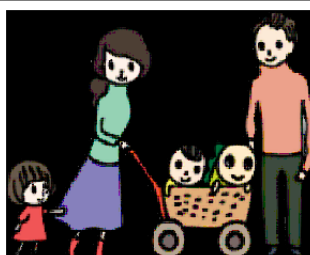
1歳6か月健診後、発達に心配のある幼児を対象に、専門職が、親子で参加するグループ活動を実施します。この活動により、保護者に具体的な助言を行い、適切な対応が図れるよう支援します。

育児相談・講習会の充実 (106 ページ)

低月齢児を持つ保護者が利用しやすい形態で育児相談日や離乳食講習会を実施するとともに、電話、面接、訪問による相談、育児不安を軽減し、地域で楽しく子育てができるような支援を行います。

歯科健康診査・相談の充実 (106 ページ)

乳幼児歯科相談・1歳6か月児歯科健康診査・3歳児歯科健康診査を通じ、乳幼児の歯科疾患の早期発見・発症予防に努めます。



親子の食育推進 (106 ページ)

出産準備教室や乳幼児健診時に、生涯にわたる健康な体づくりの基礎として、生きるために必要な食の大切さや、健康的な食事の選び方、家族で協力して楽しい食卓づくりをするための支援を行います。

9 待機児童対策を推進します

これまで

働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、これまでに認可・認証保育所、区保育室を増設するなどして受入定員を拡大し、待機児童を解消する取組みを進めてきました。

また、増え続ける学童クラブへの入会希望に対応するため、児童館内学童クラブにおいては、児童館の機能やスペースを活用しながら入会要件を満たす児童を受け入れてきました。また、小学校の余裕教室などを有効活用した学童クラブの設置を行ってきました。



今後

保育所入所待機児童の解消を目指して、認可保育所等の増設、施設の改築・改修に伴う定員の拡大、家庭福祉員の拡充、私立幼稚園の預かり保育の推進等の対策を進めます。

また、小学校の改築時等に学童クラブを新たに併設するなど、学童クラブの整備に取り組みます。

認可保育所の整備、改築・改修等 (116 ページ)

都道府県知事に認可された保育所を増設し、定員の拡大を図ります。また、改築、改修により、定員拡大を図ります

グループ型小規模保育 の新設 (116 ページ)

研修を受講した家庭的保育者が複数名集まって行う保育を新設します。

学童クラブの運営の推進 (124 ページ)

働きながら安心して子育てできるよう、増大する学童保育の需要を踏まえて、学童クラブを整備するなど、学童クラブ運営を推進します。

家庭福祉員の拡充 (116 ページ)

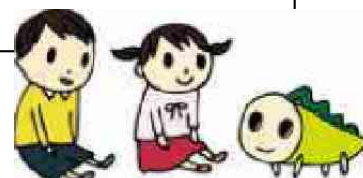
家庭的雰囲気における少人数の保育は、乳幼児に対して安定した保育効果が期待できます。

認証保育所の整備 (116 ページ)

都市部における保育需要に対応する東京都の独自の基準を満たす認証保育所を増設するなど、多様化する保育ニーズに応える新しい方式の保育所を整備します。

私立幼稚園預かり保育 の拡大 (116 ページ)

私立幼稚園における保育の充実をはかり、短時間就労者等の保育需要に対応します。

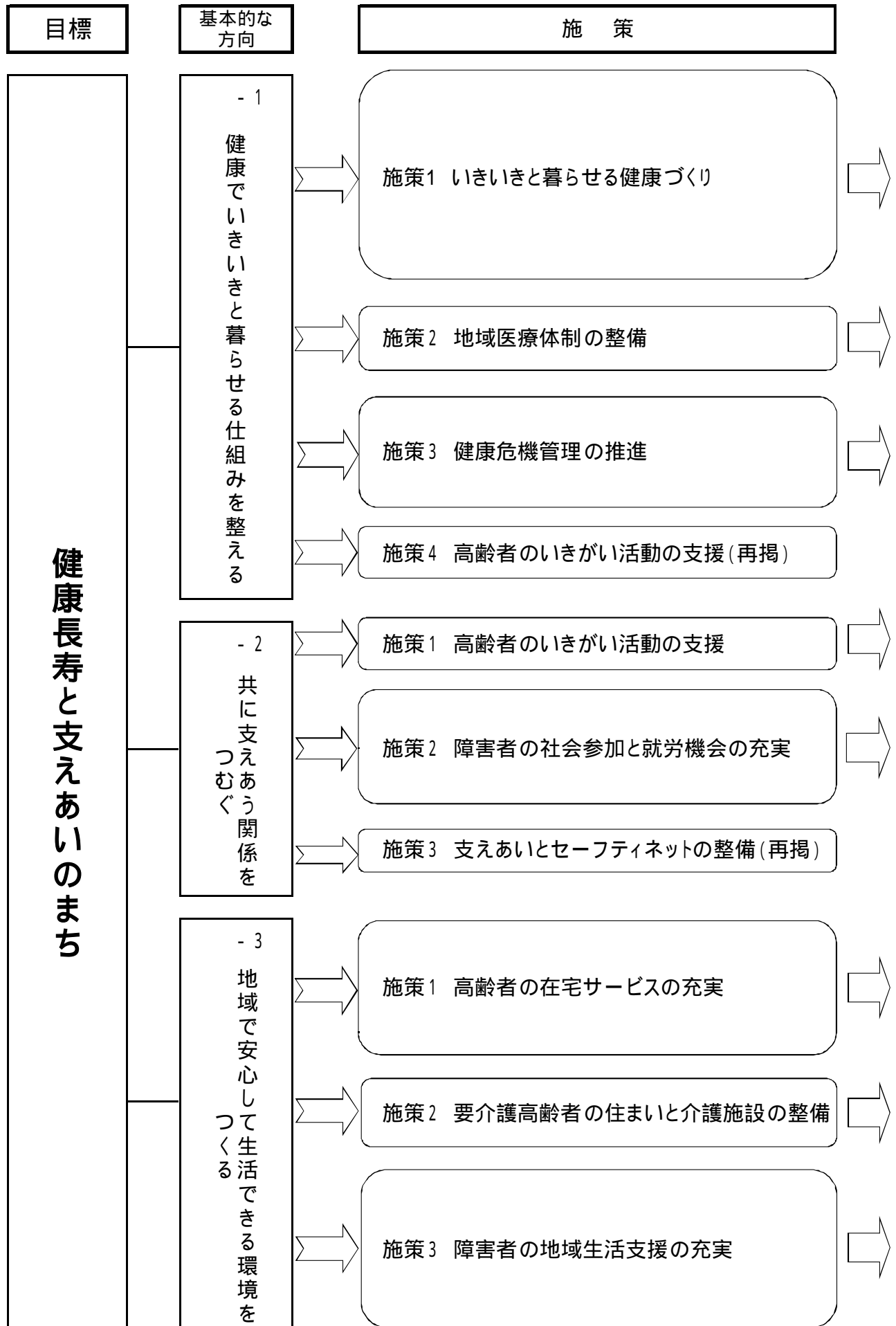


第 3 章

保健福祉施策の方向と展開

第3章で「実」と記載されている事業は、「総合計画」で計画事業、「重」と記載されている事業は、重点事業として計画されている事業です。

1 施策・事業の体系



事業

- 1 生活習慣病予防対策の推進
- 2 区民健康診査
- 3 成人歯科健康診査
- 4 がん対策の推進
- 5 区民健康づくり
- 6 介護予防事業
- 7 精神疾患の正しい理解に向けての普及啓発
- 8 心の健康相談の充実
- 9 うつ病対策の強化
- 10 地域支援ネットワークの整備
- 11 自殺予防に関する正しい知識の普及啓発
- 12 相談窓口の連携と対応力の向上
- 13 地域の関係機関との連携
- 14 遺された方への支援
- 15 うつ病対策の強化(再掲)
- 16 在宅難病患者の療養支援
- 17 アレルギー・ぜん息患者への支援
- 18 健康長寿モニター事業

- 1 救急医療体制の充実
- 2 地域医療体制の充実
- 3 災害時医療体制の充実

- 1 食の安全対策の推進
- 2 環境衛生の確保
- 3 医薬品等の安全確保
- 4 感染症対策の推進
- 5 放射能対策の実施
- 6 健康危機管理体制の強化
- 7 試験検査機能の充実
- 8 動物の適正飼養ルールの普及啓発
- 9 飼い主のいない猫を増やさない活動支援
- 10 狂犬病予防の推進

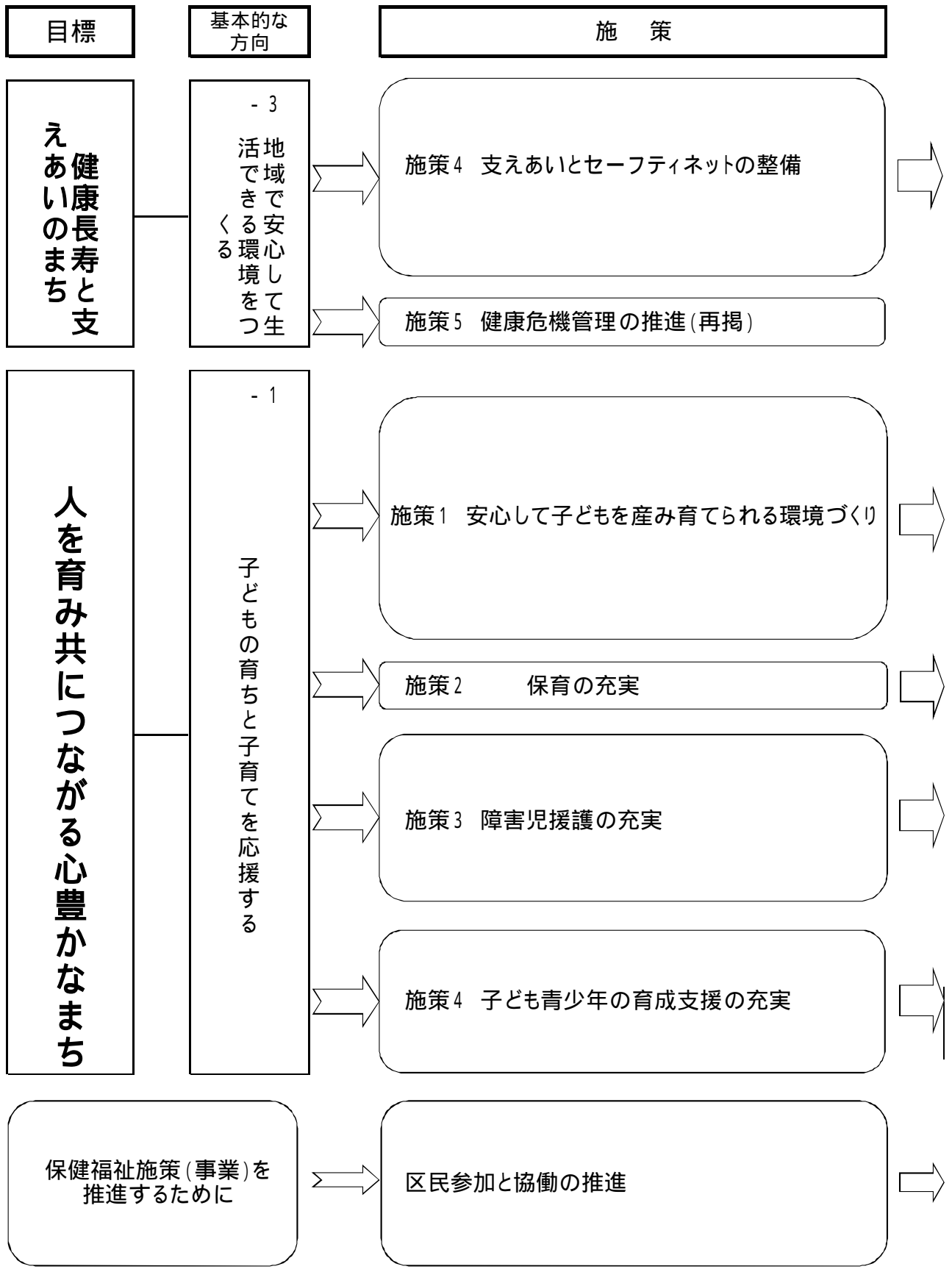
- 1 高齢者の活動拠点での自主的活動の推進
- 2 多様な社会参加活動の支援
- 3 長寿応援ポイント

- 1 障害者通所施設等の整備
- 2 障害児の放課後支援の充実(再掲)
- 3 中途障害者のリハビリテーションの充実
- 4 障害者の就労支援の充実
- 5 多様な就労形態の活用と企業開拓
- 6 就労支援ネットワーク
- 7 工賃アップのための取組の支援
- 8 障害者の移動支援の充実
- 9 コミュニケーション支援
- 10 多様な講座・交流の場の整備
- 11 障害者の区政への参加
- 12 生活支援・社会参加を促進する事業の充実
- 13 心のバリアフリーの推進
- 14 自立を支援する情報提供の充実

- 1 認知症の区民への啓発理解の促進
- 2 認知症予防活動の推進
- 3 認知症相談の充実と専門医との連携の推進
- 4 地域包括支援センター(ケア24)による地域連携支援体制の充実
- 5 地域包括支援センター(ケア24)による総合相談・支援
- 6 在宅療養支援体制の充実
- 7 在宅生活を支える介護拠点の整備
- 8 家族介護者支援事業の充実
- 9 安心おたっしゅ訪問事業
- 10 高齢者の見守りサービス
- 11 日常生活支援サービス
- 12 虐待防止及び対応体制の充実
- 13 高齢者保護・介護者等支援
- 14 普及啓発活動の充実
- 15 介護保険サービス等の適切な利用の促進
- 16 介護保険サービスの質の向上

- 1 杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備
- 2 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援
- 3 住宅改修・住宅設備のバリアフリー化の推進
- 4 特別養護老人ホームの整備
- 5 介護老人保健施設の整備
- 6 認知症高齢者グループホームの整備

- 1 障害者の相談支援の充実
- 2 地域自立支援協議会の充実
- 3 計画相談支援の充実
- 4 地域移行促進
- 5 障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保
- 6 住宅入居支援事業の実施
- 7 区営住宅の活用
- 8 障害者虐待対策の推進
- 9 災害時要援護者支援対策の推進(再掲)
- 10 24時間安心サポート事業の拡充
- 11 位置検索システム
- 12 緊急通信・火災安全システム
- 13 訪問系サービスの充実
- 14 短期入所等の充実
- 15 重度障害者の在宅支援サービスの充実
- 16 日常生活用具の給付等の充実
- 17 地域の介護力向上への支援
- 18 障害者の疾病予防



事業

1 生活支援情報提供の推進

2 移動サービスの支援(移動困難者支援)

3 成年後見制度の利用促進 4 苦情調整委員制度の運営

5 災害時要援護者支援対策の推進

6 資金貸付及び生活保護制度等の周知 7 生活困窮者への支援の強化 8 生活保護受給者に対する自立支援

9 路上生活者の自立促進

10 家庭内・配偶者間の暴力対策の充実 11 子育てセーフティネットの構築(再掲)

12 高齢者虐待対策の推進(再掲) 13 障害者の虐待対策の推進(再掲)

1 子ども・子育てまちづくりの推進 2 子育て応援券事業 3 地域子育てネットワーク事業の充実

4 子育てを応援する企業・事業所への支援の推進 5 子育てサイトの充実

6 母子保健に関する相談支援等の実施 7 安心して妊娠・出産できる環境づくり

8 母子保健医療費等助成制度による支援

9 産前・産後支援ヘルパー派遣の充実 10 一時預かり保育の充実 11 ふれあい保育・育児相談の実施

12 乳幼児親子のつどいの場の充実 13 子育てに伴う経済的支援

14 子ども家庭支援センター相談事業 15 児童虐待対策の推進 16 要支援家庭サポート事業の充実

17 児童虐待防止のためのネットワーク強化 18 普及啓発活動の実施

19 民間母子生活支援施設の建設助成 20 相談体制の充実 21 子育て支援・生活の場の整備

22 就労支援 23 経済的支援

1 待機児童対策の推進 2 多様な保育サービスの提供

3 子供の整備 4 就学前教育の充実

1 発達障害支援の充実

2 障害児の放課後支援の充実

3 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実(再掲)

4 障害児の相談支援の充実

5 保育園・幼稚園の支援

6 特別支援教育の充実(教育委員会との連携事業)

7 地域療育の仕組みとネットワークの確立

1 次世代育成基金の創設

2 学童クラブ運営の推進 3 児童館運営の推進 4 児童青少年センター(ゆう杉並)運営の充実

5 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実

6 青少年の成長支援 7 命の大切さ・自己肯定感の大切さの普及

8 青少年問題協議会の運営 9 自立応援プロジェクトの実施 10 青少年の社会性の向上

11 青少年の社会参加・参画の推進 12 青少年健全育成団体への活動支援

1 民生児童委員の地域活動の支援

2 社会福祉協議会や町会等地域活動団体との連携

3 区民参加の場と機会の充実

4 区立施設等の委託民営化の推進

5 福祉サービス第三者評価の推進

6 研修等の支援とサービスの適正化

7 情報提供の充実

太字は、総合計画の計画事業 太字下線は、総合計画の重点事業

星印()は、保健福祉計画の重点プラン関連事業

2 施策の方向と展開

健康長寿と支えあいのまち

一人ひとりが自分の個性を発揮して活動できるよう、居場所とつながりがあるまちを築きます。

また、すべての区民が孤立せず、共に支えあいながら、地域で安心して暮らせるまちを目指します。

基本構想で示された「健康長寿と支えあいのまち」 の10年後の姿

健康長寿を支える取組が進んでいる

- ・誰もが気軽に参加できる様々な健康づくりの機会と場の整備が進んでいる。
- ・地域医療の体制や健康と安全に関する相談支援の体制が充実している。

いきいきと生活できる環境や仕組みが整ってきている

- ・区民が、年齢や心身の状態にかかわらず、能力や状況に応じて自分の力を発揮し、それが個人の健康長寿や地域コミュニティの形成につながっている。

支援が必要な人に対する安心の仕組みが整ってきている

- ・高齢者や障害者など介護や援助が必要な人も、家族がいる人もいない人も、地域で安心して暮らしていける仕組みづくりが進んでいる。

この計画は、杉並区基本構想を具体的に実現するための保健福祉分野の取組を明らかにするものであることから、基本構想に示された10年後の将来像に向けて施策を展開します。

- 1 健康でいきいきと暮らせる仕組みを整える

誰もが参加できる、心と体の健康づくりの機会と場を整備します。

定期健診などを通して、一人ひとりが自分で自分の健康を守っていく仕組みを整備します。

食の安全確保や感染症予防などの健康危機管理対策を進めます。

関係機関と調整して、地域医療体制の充実を図ります。

施策1 いきいきと暮らせる健康づくり

現状と課題

糖尿病など生活習慣病を原因とする疾病が増加する中で、生活習慣病に対する取組を着実に進めていく必要があります。

病気の早期発見のために区民健診・がん検診の受診率向上が課題となっています。また、死亡率第1位のがんについては、総合的な対策を進めることが求められています。また、女性特有の疾病やがんの予防などには、女性の視点を加えた施策を実施することが一層求められています。

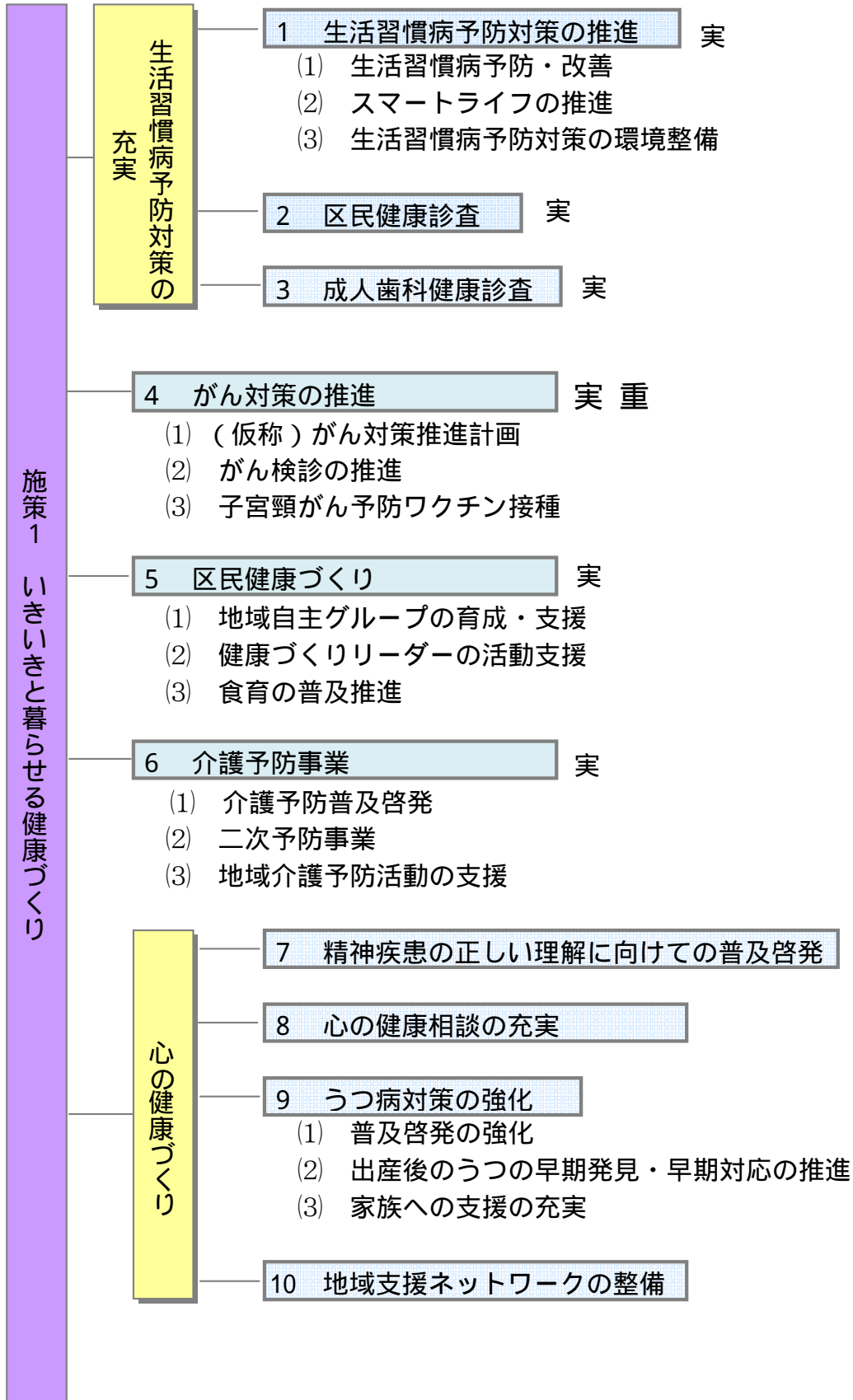
施策推進の目標

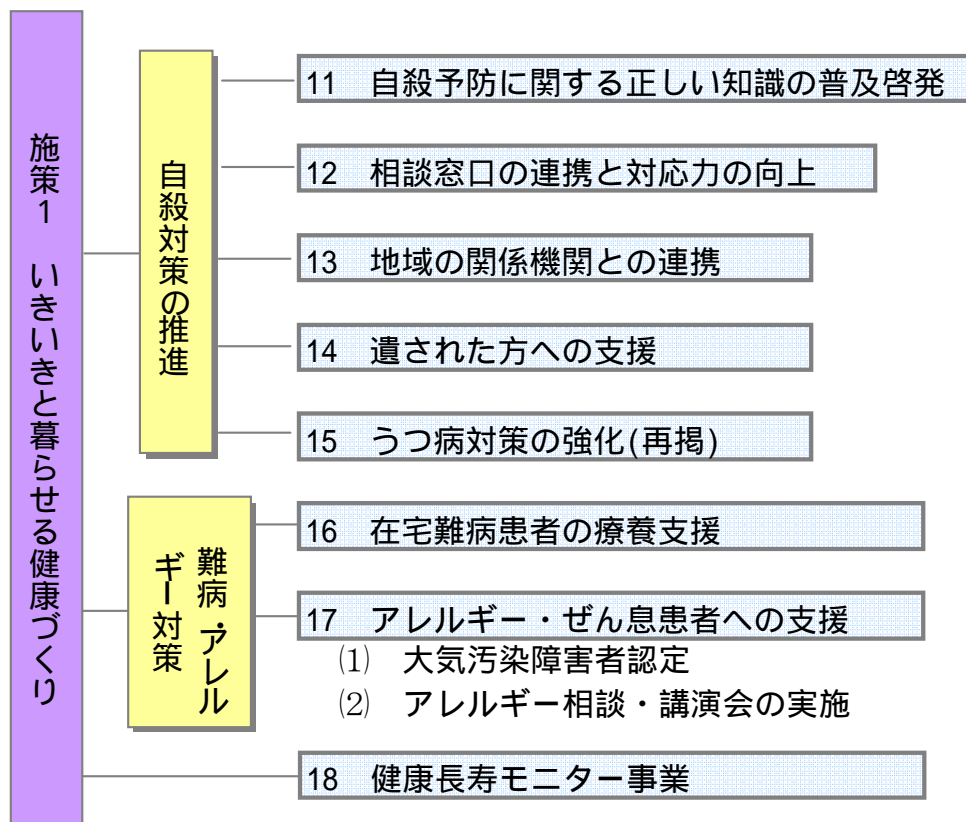
誰もが参加できる、健康づくりの機会が整備され、また、一人ひとりの健康管理・健康増進の仕組みが整ってきています。

区民健診やがん検診の受診率が向上し、病気の予防や早期の治療に結び付き、がんを始めとする生活習慣病による死亡率が減少しています。

生活習慣病予防対策などにより区民の健康への意識が向上するとともに、介護予防の取組により、健康な高齢者が増加し、新規に介護認定を受ける年齢が上がっています。

施策1 いきいきと暮らせる健康づくり





Strategy 1: Building a healthy life

Strengthening of life habit disease prevention countermeasures (Business 1-3)

For all generations of residents to feel secure and live healthily, we will strengthen business to improve life habits related to diet, exercise, smoking, drinking, and oral health.

1. Promotion of life habit disease prevention countermeasures

(1) Life habit disease prevention and improvement

To prevent life habit diseases, we will hold lectures on health topics, improve life habits, and hold lectures on health building by age group. We will also provide a website where a wide range of people can easily access information.

Healthy Menu Promotion Store

Stores with health menus, stores displaying calories on menus, and stores providing healthy menus. We will promote these three types of stores as recommended by the district to support a healthy life environment.

(2) Smart Life Promotion

We will promote appropriate diet and exercise, and smoking cessation, in cooperation with local organizations and private companies, to create a social environment where all residents can participate in health building.

(3) Environment preparation for life habit disease prevention countermeasures

We will expand healthy menu promotion stores and support improvement of nutrition management at designated food service facilities to improve the food environment.

Designated Food Service Facility

Facilities that provide food to a large number of people continuously, where nutrition management is necessary as a measure to improve the food environment.

ます。また、区民の運動環境の拡大を目指して民間運動施設等との協働事業の実施、喫煙対策実施施設の登録数の増加など、生活習慣病予防対策の環境を整備します。

実 2 区民健康診査

健康の維持・増進には、適度な運動や健全な食生活、睡眠などが必要です。健康な体づくりのために、健康状態をチェックするための健康診査を実施します。

生活習慣病予防対策の一環として、糖尿病などの疾患の早期発見を図るため、30歳～39歳で職場での健康診査を受ける機会のない人を対象に区民健康診査（成人等健康診査）を実施します。また、40歳～74歳の人に対する特定健康診査や後期高齢者医療制度に加入している人を対象とする後期高齢者健康診査を実施します。なお、特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）又はその予備群と判定された方に、特定保健指導を実施します。

特定健康診査

平成20年4月に開始した40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象に、メタボリックシンドロームに着目した検査項目で実施する健康診査

後期高齢者医療制度

75歳以上全員と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある者を対象とする他の健康保険とは独立した医療保険制度

メタボリックシンドローム
内臓脂肪型肥満(内臓に脂肪が蓄積したもの)に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態

実 3 成人歯科健康診査

20・25・30・35・40・45・50・60・70歳の区民に、歯周疾患の発症と重症化を防止するため、歯科健康診査と歯科保健指導を行います。また、前年度成人歯科健康診査を受診した人を対象に、かかりつけ歯科医の定着を促し、歯周疾患の重症化を防ぐために、受診の翌年に再評価調査を実施します。

特定保健指導

医療保険者が特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要のある者に対し、毎年度、計画的に実施する、動機付け支援・積極的支援

実 重 4 がん対策の推進

がんの予防、早期発見、早期治療を実現するため、がん検診推進事業をはじめ、がん検診戸別勧奨通知の実施や子宮頸がん予防ワクチン接種など、総合的ながん対策を計画的に推進します。

(1) (仮称)がん対策推進計画

区民の死亡原因の第1位となっているがんについて、その「予防」と「年齢調整死亡率の減少」を目指し、総合的・体系的な対策を講じるために、平成25年度から29年度までの5年間を計画期間として、(仮称)がん対策推進計画を策定し、下記のとおり取組んでいきます。

◇ がん一次予防の推進

がんの予防を重視し、がん及びがん予防の正しい知識の普及啓発や、生活習慣改善によるがん予防について、計画的に推進していきます。

◇ たばこ対策の強化

がん発生の原因のひとつとされているたばこについて、未成年者の喫煙防止対策や受動喫煙防止対策の推進、喫煙者の禁煙サポートについて計画的に推進していきます。

◇ がん患者と家庭への支援

がん患者と家族を支援するため、相談支援体制、在宅療養支援体制のあり方及び緩和ケアの推進について計画的に推進していきます。

(2) がん検診の推進

がんを早期発見・早期治療をするには検診を受けることが大切です。検診受診率を上げるため、がん検診の案内及びがんに対する知識を深めるリーフレットを全戸配布するとともに講演会や広報等を工夫して普及啓発に努めます。

(3) 子宮頸がん予防ワクチン接種

子宮頸がんは若い人の発症する割合が高くなっています。誰もが健康で充実した日常が送れるよう、子宮頸がんの発症に関わるウイルス感染を予防するワクチン接種を勧奨するとともに、その後の検診による早期発見の重要性を周知します。

実 5 区民健康づくり

健康づくりを推進するため、保健センターにおける自主グループ活動への支援を通じて健康づくりの輪を拡げます。また、食育推進ボランティアと協働し、食育を計画的に推進するとともに、区民のライフステージに合わせた食育を進めます。

食育推進ボランティア
健康的な食環境への取組等食育を推進する活動で、すぎなみ地域大学の講座を受講して登録するボランティアをいう。

(1) 自主グループの育成・支援

保健センターの健康講座等の参加者が学んだことを更に活かすための自主グループの結成、仲間づくりに対し、育成、支援を行います。

(2) 健康づくりリーダーの活動支援

ボランティアとして登録した区民の視点から、様々な健康づくり活動を企画、実施するための支援をします。健康づくり活動を通して区民同士のつながりを大切にし、いざというときの頼れる仲間づくりを推進します。

(3) 食育の普及・推進

区民の誰もが、生涯にわたって心身共に健康で、豊かな人間性を育むために、地域の個人、団体、企業など多様な主体の参加と連携、協力により、あらゆる機会や場を通じた食育の普及を行っていきます。

区民一人ひとりの美味しく楽しい食生活と、健康や環境に配慮した食生活の実現に向けた、適量でバランスのとれた食生活の実践「スマート食生活」を推進します。あわせて区と食育推進ボランティア等の関係団体が協働して支援する食育を「スマート食育」として計画的に推進します。

◇ ライフステージに応じた間断のない食育の推進

ライフステージに応じた望ましい食習慣の定着に向け、発育発達に応じた給食や料理講習など、様々な食の体験を通じて食の選択力が自然に身につくよう食育を推進します。また、食育推進連絡会や食育推進シンポジウム等を実施し、区と関係団体が連携し目的を共有化した上で各々から広く食育を推進します。

◇ 地域の食環境の整備

食育推進ボランティアとの協働による、「スマート食育応援キャンペーン」や食育シンポジウムの実施、ヘルシーメニュー推奨店の拡充により、地域の飲食店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、食料品店などを利用する区民のスマート食生活を支援する食環境を整備します。

◇ 共食や体験を通じた食育の推進

家族で食卓を囲む団らんや誰かと一緒に、コミュニケーションを図りながら楽しく美味しく食事を行うこと（共食）の重要性を普及します。

また、親子ベランダ菜園などの食育イベントや様々な食の体験活動の場や機会を通じ、食べることの大切さや食べ物への感謝、安心安全な食糧の選択などを支援します。

実 6 介護予防事業

高齢者の介護予防のため、予防の重要性への理解と早期からの予防を習慣づけるよう普及啓発を進めます。また、生活機能の低下が見られる高齢者向けに、栄養改善や運動・口腔機能の向上に関する事業を実施します。

(1) 介護予防普及啓発

高齢者が介護予防の重要性を理解し、元気なうちから介護予防の習慣を作り継続していけるよう、講演会やイベントの実施、パンフレット等の作成・発行、介護予防教室等の開催などを通じ、高齢者の健康づくりと一体的に啓発事業を展開します。

(2) 二次予防事業

運動機能や口腔機能の低下、低栄養等により要介護状態となるリスクの高い高齢者（二次予防事業対象者）を的確に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントにより、それぞれ

介護予防ケアマネジメント
地域包括支援センターが、生活機能に低下のある高齢者に対し、個々の状況に応じ、適切な介護予防事業等に結びつけること

のリスクに対応した介護予防のプログラムを提供します。また、各介護予防教室の効果を高めるため、専門機関による検証を続け内容の充実を図ります。

(3) 地域介護予防活動の支援

介護予防を目的とした高齢者の自主グループに対し、活動への助言やスタッフ派遣等の支援を行い、地域において自主的な介護予防活動が広く実施されるようにします。また、介護予防に関するボランティア等の人材育成を行うとともに、地域で介護予防のリーダーとして活動できる人材を育成していきます。

心の健康づくり(事業7～10)

うつ病などストレスが影響する心の病が増えている近年において、区民が安心して暮らせるよう、精神疾患や精神障害の理解に向けての普及啓発を行い、必要なときに気軽に相談できる体制の整備を勧めます。

また、家族会や患者会などの自主グループの支援や、関係機関・地域との連携の仕組みづくりを推進します。

7 精神疾患の正しい理解に向けての普及啓発

精神保健学級や広報・ホームページを活用し精神疾患への正しい理解を図り、精神疾患を持つ人達の支援者を増やすとともに、区民の心の健康の増進を図ります。

アディクション

例えばアルコール依存症や薬物依存症、ギャンブル依存症、摂食障害など、害があるのに止められない不健康な習慣への、のめり込みをいう

8 心の健康相談の充実

アディクション、ひきこもり、思春期問題、PTSD、発達障害など多様化する心の健康に関する問題に対して、区民が気軽に相談が受けられるよう保健センターや関係機関等の相談窓口をわかりやすくして周知に努めます。また、より専門的な相談や訪問相談にも対応できるよう、関係機関とも連携を強化して対応します。

PTSD

災害など命の危険にさらされるような事故事件や衝撃・喪失体験のあと、その場を再体験する感覚や不眠、過度の緊張状態、感情マヒなどの症状がでることをいう

9 うつ病対策の強化

うつ病について区民に正しい情報を提供するとともに、本人・家族への支援を行います。

また、職員もうつ病を正しく理解し、適切に対応できるよう取組みを進めます。

(1) 普及啓発の強化

うつ病の早期発見のポイントやうつ病予防に関する情報について、講演会や広報・ホームページ・パンフレット等を通じ

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害があり、その症状は通常低年齢において発現する学齢期だけでなく青年期以降についても、日常生活への継続し支援を必要とする場合がある

て周知を図るとともに、相談窓口の周知も図り、早期に相談することが効果的であることを啓発します。

(2) 出産後のうつの早期発見・早期対応の推進

新生児期の家庭訪問や乳幼児健康診査の際にスクリーニングを実施するほか、妊娠期からの相談体制を強化し、必要に応じて専門医の相談や診察につなぎます。

また様々な区民の相談を受ける窓口で、相談の背景にあるうつ状態に気づき専門機関につなげられるよう、職員・関係者への正しい知識の普及と対応力の向上に取組みます

(3) 家族への支援の充実

うつ病患者がいる家族の方に、うつ病の理解と適切な対応についての講演会を実施するとともに、家族同士の交流をはかり、情報交換や語らいの場を設けます。

10 地域支援ネットワークの整備

新たな障害者総合支援法に基づき、地域での生活支援を強化します。関係部署とともに、新たな関係機関とも連携・協力しながら、地域生活支援のネットワークを構築します。

自殺対策の推進(事業 11 から 15)

平成 10 年以降、全国の自殺者数が 3 万人を超えている状況の中、健康問題や経済問題などが複雑に関係している自殺対策に、関係機関との連携を強化し、積極的に取組みます。

11 自殺予防に関する正しい知識の普及啓発

自殺を考えている人の存在に気づき、見守っていけるよう、自殺予防に対する正しい知識を普及していきます。特に、毎年 5 月と 9 月を春と秋の「杉並区自殺予防月間」と定め、普及啓発に重点的に取組みます。

12 相談窓口の連携と対応力の向上

相談窓口担当職員の対応力が向上するよう、職員研修を実施するとともに、相談窓口対応ハンドブックを整備します。また、相談窓口で対応する職員が自殺予防に関する情報を共有し、横断的に連携して対応できるよう、関係職員による自殺対策連絡会を開催します。

13 地域の関係機関との連携

周囲の人が当事者の悩みに気づき、見守りができる地域づくりのために、民生委員など地域の活動を支援します。また、うつ状態の方を早期に発見し治療に結びつけるために、医療機関との連携を進めるとともに、悩みを

抱えたときに気軽に相談できるように、相談機関の周知に努めます。

14 遺された方への支援

自殺は当事者だけの問題ではなく、周囲の人や遺された家族にも重大な心理的影響を及ぼします。今後、遺された方に対する多面的な支援を行っていくために、検討を進めていきます。

15 うつ病対策の強化(再掲) 43 ページ

難病・アレルギー対策(事業 16、17)

在宅難病患者が地域で安心して住み続けることができるよう、各種支援制度の紹介・調整を行うとともに、医療・保健・福祉等関係機関との連携を強化し、患者及びその家族の日常生活を支援します。

また、アレルギー疾患を早期に発見し、悪化防止・回復を図るため、アレルギー相談を行うとともに、ぜん息等に関する情報提供を行います。

16 在宅難病患者の療養支援

在宅難病患者が安心して住み続けられるために、制度の紹介や調整を行うとともに療養の相談を行い、必要に応じて関係機関と連携して生活の質の向上を図ります。

また、杉並区医師会実施の在宅難病訪問診療事業を活用し、在宅医療に対して相談助言を推進していきます。

17 アレルギー・ぜん息患者への支援

気管支ぜん息等の認定者への医療券交付、アレルギーやぜん息等の情報提供及び乳幼児健康診査を利用した相談を進めていきます。

(1) 大気汚染障害者認定

認定審査会において認定された気管支ぜん息等の患者に医療券を交付し、治療に要した医療費を助成します。

(2) アレルギー相談・講演会の実施

保健センターで実施している4か月児、1歳6か月児健康診査の際に、問診票でスクリーニングを行い、アレルギーの心配がある子どもとその保護者に対して、専門医によるアレルギー相談を実施します。また、アレルギー、ぜん息等に関する講演会を開催します。

18 健康長寿モニター事業

高齢期の生活習慣や社会活動、環境が、その後の健康長寿にどのように寄与しているかを明らかにするため、区制施行とともに歩みを始めた、80歳の区民を対象として5年間の継続調査を行い、今後の効果的な健康長寿施策を推進するうえでの基礎資料とします。

施策 2 地域医療体制の整備

現状と課題

医療機関案内サービスや AED(自動体外式除細動器)の配置、さらには小児急病診療を中心とした医科・歯科の急病診療体制の確保等により、「救急医療に安心感を持つ区民の割合」は、調査を開始した平成 15 年度 42.4%から 61.4%(平成 23 年度)へ上昇しています。また、初期救急対応力の向上を図るために養成を続けてきた救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)は、平成 16 年度発足時の 238 名から約 2,000 名となりました。

今後は、区民の急病時・緊急時の生命を守る取り組みを継続して発展させていくとともに、区民の多様な医療ニーズに応えていけるよう、地域の医療機関と共に区内の医療提供体制の充実・強化に向けた取組を進めていくことが必要です。

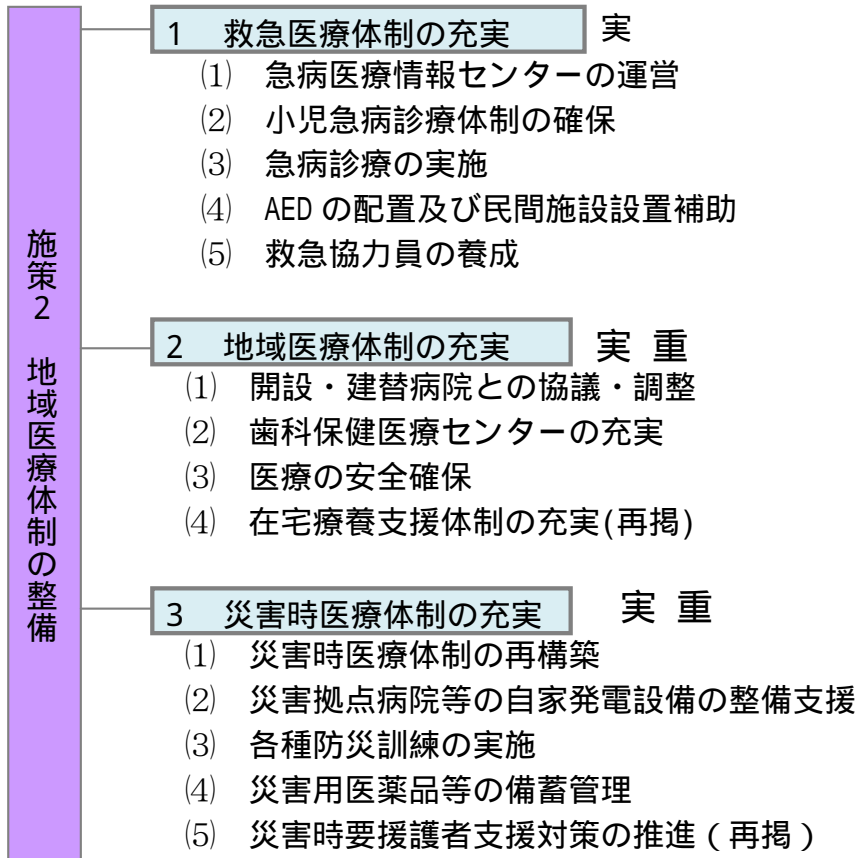
施策推進の目標

一般の医療機関が休診となる夜間・休日においても、安心して診療を受けられる体制が確保されており、救急医療に対する区民の安心感が高まっています。

緊急時に、現場に救急車が到着するまでの間、傷病者に対して迅速・的確に応急手当のできる区民が増え、地域における初期救急対応力が向上しています。

病院、診療所、歯科診療所、薬局などの地域の医療機関が相互に連携し、区民が安心して医療を受けられる体制の一層の整備が図られています。

施策 2 地域医療体制の整備



施策 2 地域医療体制の整備

実 1 救急医療体制の充実

医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とした医科・歯科の急病診療体制を確保します。

また、緊急時に備え、AED(自動体外式除細動器)の配置を増やすほか、迅速・的確に応急手当を行うことができる救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)の養成や応急手当の普及・啓発活動を通じて、初期救急対応力の向上を図ります。

(1) 急病医療情報センターの運営

平日の夜間及び休日など病院・診療所の診療時間外に急な体調不良や小児急病の相談に対し、受診可能な病院等を案内したり相談に対応することで健康不安の解消を図ります。

(2) 小児急病診療体制の確保

平日の夜間や休日などの病院・診療所の診療時間外の小児の急な体調不良に対して、早期の対応をすることで、安心して子育てできる体制を支援していきます。

すぎなみ区民レスキュー
地域の初期救急対応力の向上を図るため、東京消防庁が認定した普通救命講習などの認定証を取得し、区の救命救急制度に関する講義を受講し、区に登録した区民

(3) 急病診療の実施

平日の夜間や休日などの病院・診療所の診療時間外に対応するため、保健医療センター内の医科・歯科・調剤の施設において、急な体調不良時の不安解消に努めます。また、休日に区内医療機関において輪番制の当番医（内科・小児科）を定め、身近な医療機関で受診できる体制を整えます。

保健医療センター
障害者の生活支援、休日等急病診療など、区民の健康の保持及び増進を図るための施設

(4) A E Dの配置及び民間施設設置補助

初期の救急活動に欠かせないA E D（自動体外式除細動器）を身近な場所に配置し、初期救急対応力の向上を図ります。また、A E Dを新たに設置する民間の高齢者施設を支援することで高齢者の救命体制の充実を図ります。

(5) 救急協力員の養成

心肺停止等の傷病者に迅速・正確に応急手当が行える区民として「救急協力員（区民レスキュー）」を継続して養成し、地域の初期救急対応力の向上に努めていきます。また、区民レスキュー対象の実技研修を継続して実施し、救命技術の維持・向上を図っていきます。さらに、一人でも多くの方がいざという時適切な対応がとれるよう、区内在住・在勤者を対象にA E D操作講習会等を開催していきます。

実重 2 地域医療体制の充実

新規開設・建替等を計画している病院が、区民の医療ニーズに的確に对应していけるよう協議・調整を行うとともに、医療機関相互の連携、医療と介護の連携の仕組みづくりを進めます。また、歯科保健医療センターにおいて、障害者や要介護者の歯科診療事業の一層の充実を図ります。

(1) 開設・建替病院との協議・調整

新規開設・建替等を計画している病院と協議・調整を行い、区民の医療ニーズに的確に对应していけるよう調整を図っていきます。

(2) 歯科保健医療センターの充実

◇ 地域歯科医療連携の推進

歯科保健医療センター受診者に身近な歯科医を紹介し、かかりつけ歯科医の機能を活かした連携を図ります。

◇ かかりつけ歯科医の普及

区民の健康保持のため、より身近な歯科医での受診を勧め、継続した健康保持の増進を図ります。

◇ 歯科保健医療センターの機能強化

一般の歯科診療所では、受診困難な方を対象に歯科の治療や指導を

行うとともに、急に治療の必要が生じた場合に対処できるよう休日急病診療を開設し、区民の健康不安の解消を図ります。

(3) 医療の安全確保

医療への不安解消や要望に応え、安全・安心・信頼の医療が提供される環境づくりを進めるため、医療施設の監視指導を実施するとともに、感染症情報など医療の安全に役立つ情報を医療機関等に提供します。また、医療安全相談窓口を開設し、治療や薬などの医療に関する不安や疑問を解消して安心して受診できる環境を整えます。

◇ 医療施設の安全体制整備と感染症等情報の提供

区民が適切な医療を受けられるよう、医療法等に基づく監視指導を実施し、医療施設の医療安全体制整備を推進します。また、医療事故や感染症等の医療の安全に役立つ情報を適時、医療機関等へ提供し、安全で安心できる地域医療を目指します。

◇ 医療安全相談窓口の充実

医療法に基づく、医療安全相談窓口において、患者や家族等からの医療に関する苦情・相談等に迅速に応じ、相談事例を分析し、区民や医療機関への情報提供等を行います。さらに、地域における医療の安全と信頼を高めるため、医療安全推進協議会を開催し、医療安全の質を向上させていきます。

(4) 在宅療養支援体制の充実（再掲） 73 ページ

実重 3 災害時医療体制の充実

地域の医療資源を幅広く活用した災害時医療体制の再構築を図るとともに、災害拠点病院等の自家発電設備の整備を支援します。

(1) 災害時医療体制の再構築

災害時の区民の医療救護活動を担う区内の医療関係機関や団体、消防署、警察署の代表者、学識経験者等による検討会において、大規模災害発生時における医療機能の確保等の災害時医療体制の再構築を進めていきます。

(2) 災害拠点病院等の自家発電設備の整備支援

大規模災害発生における停電時に、区内の医療機関の電力を確保し、医療体制の維持を図るため、自家発電設備の導入を支援します。

(3) 各種防災訓練の実施

実践的な総合震災訓練、職員防災訓練を定期的実施し、災害時に的確な判断と行動ができるようにするとともに、職員の防災意識を高め、災害時における円滑な医療救護活動を目指します。

(4) 災害用医薬品等の備蓄管理

医療救護所等に備蓄している災害用医薬品等の定期的な入れ替え・滅菌により、災害時における負傷者に対して、適切な医療が行えるように備えます。

(5) 災害時要援護者支援対策の推進（再掲） 95 ページ

施策3 健康危機管理の推進

現状と課題

近年、食肉の生食やノロウイルスによる食中毒の発生など食の安全に関わる事例が増加傾向にあります。そのため、食品取扱施設の監視指導の強化とともに、消費者及び食品事業者が食の安全に関する正しい知識を身に付けることが大きな課題となっています。

東南アジアなどを中心に、鳥インフルエンザ(H5N1)のヒトへの感染事例が報告されるなど、新型インフルエンザの発生が危惧されています。

東日本大震災がもたらした原発事故放射能問題が、環境や健康被害への不安を高めており、区民の不安を解消するための継続的な対策が求められてきています。

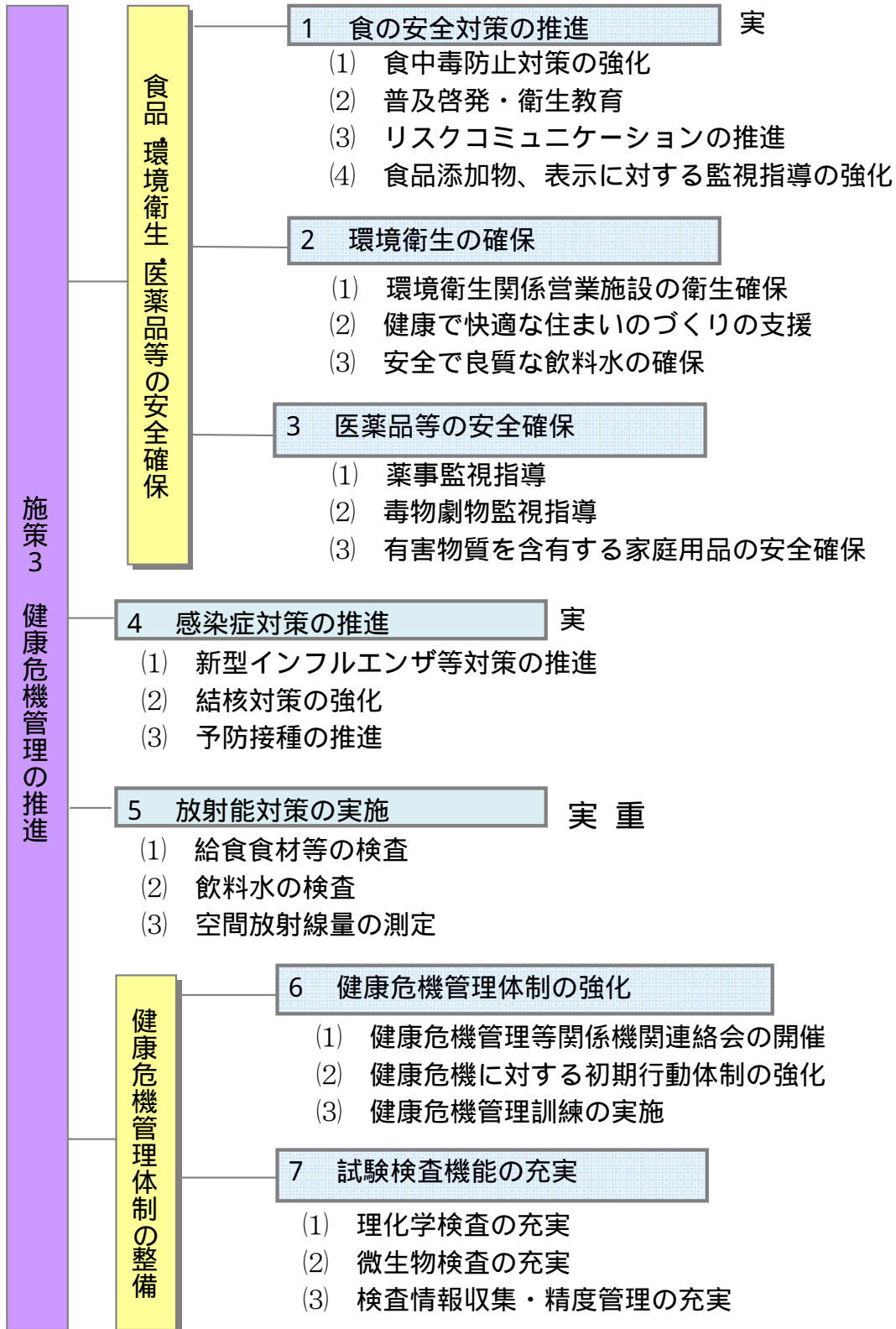
施策推進の目標

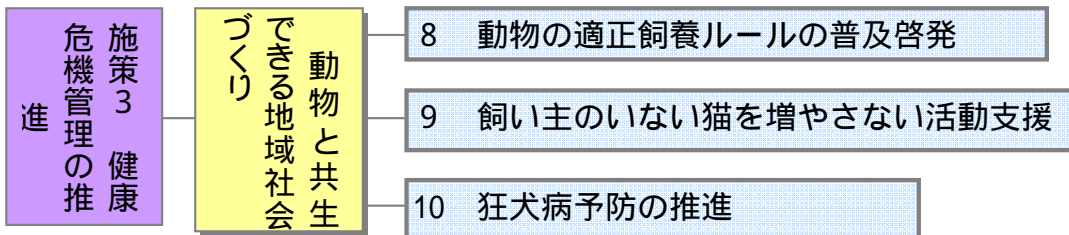
食品事業者及び区民が食肉の生食のリスクを含め、食中毒に関して正しく理解しています。また、小児や高齢者といったハイリスクグループの食中毒が減少しています。

食の安全などの健康危機管理に関して、区民、事業者及び行政間で情報共有が進んでいます。

新型インフルエンザなど、感染症発生時における保健と医療のスムーズな連携体制が取れています。

施策3 健康危機管理の推進





施策3 健康危機管理の推進

食品・環境衛生・医薬品等の安全確保(事業1～3)

生活に身近な食品・医薬品などについて、健康被害から区民を守り、不安や不信を解消するため、次の取組を行います。突発的に発生する食の問題に迅速に対応するとともに、区民との双方向の情報交流を推進していきます。また、食中毒などによる健康被害の発生を防止するため、特に抵抗力の弱い高齢者・乳幼児・児童の安全確保に重点を置いた取組を進めるとともに、監視、表示検査強化をすることで、食品等事業者の自主管理を推進します。

また、環境衛生関係営業施設の感染症予防対策を重点として、衛生水準の向上を図ります。さらに、住宅の建材等からの化学物質やダニ等の被害の予防対策相談を行い健康不安の解消に努め、飲料水の安全対策として、受水槽から直結給水施設への切り替えを指導するとともに、汚染状況を把握し井戸使用者への助言・指導を行います。

医薬品や毒物劇物並びに有害物質を含有する家庭用品による健康被害や事件・事故から区民を守るため、施設への監視指導、製品の安全確認検査を行います。また、事業者や区民に対する普及啓発活動を充実します。

実 1 食の安全対策の推進

(1) 食中毒防止対策の強化

児童や高齢者などのハイリスクグループ(比較的免疫力が低く食中毒や感染症への抵抗力が弱い集団)が利用する集団給食施設に対して、HACCPの考え方にに基づき、重点的に監視を行っていきます。

また、生食肉など健康被害のリスクが高い食品を提供する可能性のある居酒屋などの夜間営業施設に対して重点的に監視を行っていきます。

HACCP
 製造工程全般を管理する方式で、製品全体の品質管理と事故発生時に迅速な対応が可能となる
 製造工程の危害分析(HA)を行い、工程中の重要管理点(CCP)を監視する方式で、従来の最終製品だけを抜き取り検査し、その検査結果によって全部を合格あるいは不合格とする従来の食品検査方法と異なる

(2) 普及啓発・衛生教育

食中毒の発生を抑制するため、区民及び食品取扱事業者が食中毒などの正しい知識を身につけられる環境を整備し、様々な食品衛生の情報を発信していきます。また、食品等事業者による自主管理思想を涵養し、食品事故防止を図ります。

(3) リスクコミュニケーションの推進

ホームページ、パンフレット等による迅速な情報提供に努めるとともに、定期的な意見交換会、食の安全に関するシンポジウム等を開催し、区民、事業者、行政の三者によるリスクコミュニケーションを推進していきます。

リスクコミュニケーション
リスクとは、危害を発生する確率と発生した際の程度という2つの視点で捉えたもの
どんな食品でもその食べ方や量、状況などによって、多少のリスクが存在する
リスクコミュニケーションとは、このリスクを最小に抑えるために、対処法について消費者、事業者、行政が情報を共有し、互いに意見交換を行い、それぞれの立場で出来ることを実施することをいう

(4) 食品添加物、表示に対する監視指導の強化

区内食品製造施設での添加物や表示による違反を無くすため、2年間で全製造施設の立ち入り検査が一巡するように監視指導体制を強化し、使用添加物の把握とアレルギー物質を含めた表示内容の確認を行います。

2 環境衛生の確保

(1) 環境衛生関係営業施設の衛生確保

環境衛生関係営業施設の衛生管理指導を実施して衛生管理の不適切な施設を無くし、全施設、区民が安心して利用する衛生的な施設を目指します。社会情勢の変化とともに多様化する営業形態に対応するため、営業者及び従事者に対する講習会等の衛生教育を実施し、営業施設の衛生水準を確保します。

また、関係業界との情報交換及び自治指導員の活動を支援するため講習会の実施や衛生検査の援助を行う等の協働を進めて、関係業界の自主的かつ安心安全な環境営業施設作りを推し進めていきます。

(2) 健康で快適な住まいのづくりの確保

健康で快適な住まいの実現のため、住宅の室内環境調査（化学物質、ダニアレルゲン等）を実施し、調査結果に基づく「住まい方」についてのアドバイスを実施します。また、アレルギー予防や乳幼児の健康診査などの機会に最新の資料などを配布して、情報を提供していきます。

(3) 安全で良質な飲料水の確保

区民が安心して飲料水を飲めるように、給水設備（受水槽）の所有者・管理者に対して、日常の衛生管理について指導します。また、水道事業者（都水道局）と連携して、汚染事故のない直結給水方式への転換を施設所有者に働きかけます。

3 医薬品等の安全確保

(1) 薬事監視指導

国・都など関係機関との連携を図りながら、薬局・医薬品販売業施設等

に対し、「自己点検の促進」「許可に付随する義務を遵守」「医薬品等の不適正な広告をさせない」ことに重点をおいた監視指導を実施します。併せて流通過程にある製品の収去検査を実施し、医薬品の適正な品質確保に努めます。

(2) 毒物劇物監視指導

都区合同の一斉重点監視指導を行い、毒物劇物の適正な受渡しや施設の確認を行います。また盗難等による事件・事故を防ぐため、盗難防止マニュアルの配布等安全な保管・管理体制の普及啓発に努めます。

(3) 有害物質を含有する家庭用品の安全確保

日常生活で使用される繊維製品や洗剤などの家庭用品に含有される有害物質について、安全性の確保・確認のため買い上げによる製品検査を実施します。

実 4 感染症対策の推進

感染症とその予防に関する知識の普及啓発を効果的に実施します。また、感染症発生時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、医療機関、社会福祉施設、その他関係機関等との連携を強化します。

(1) 新型インフルエンザ等対策の推進

新型インフルエンザの発生・流行に備え、疾病に対する知識、発生時の行動、日頃から気をつけること等について区民へ周知をします。

また、国・都の新型インフルエンザ対策を踏まえ、流行段階に応じた体制整備と必要な支援等、区の対策の見直しを行い、発生時に備えた訓練を実施します。

新型インフルエンザ

平成21年4月に世界的に大流行した新型インフルエンザA/H1N1は、大部分の人が免疫を獲得したこと等により、平成23年3月に季節性インフルエンザの扱いとなった。

鳥の感染症である鳥インフルエンザは、稀に人に感染することがある。高い病原性を示すH5N1等が人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 結核対策の強化

すべての結核患者に対する直接服薬支援・療養継続支援を行い、治療中断者ゼロを目指します。また、接触者検診を確実に実施し、結核の早期発見、発病予防に努めます。

また、区内医療機関、学校、社会福祉施設等に対する普及啓発を行い、結核の予防に関する知識と理解を深め、結核のまん延を防ぎます。

(3) 予防接種の推進

予防接種は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、区民の生命と健康を守る重要な手段です。予防接種法に関する国の動向を踏まえ、予防接種事業を実施していきます。

実重 5 放射能対策の実施

区民の安全・安心を確保するため、空間放射線量の測定や小中学校・保育園等の給食食材などに含まれるセシウム等の放射能濃度の測定を実施し、その結果を公表します。

(1) 給食食材等の検査

小中学校及び保育園等の給食食材等についてゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性セシウムの測定を行います。

(2) 飲料水の検査

区内で給水される2系統の水道水についてゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性ヨウ素及び放射性セシウムの測定を行います。緊急時には必要に応じて測定回数を増やします。

(3) 空間放射線量の測定

ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器を用いて、空間線量の測定を定期的に行います。緊急時には必要に応じて測定回数を増やします。

セシウム

元素記号はCs 放射性同位体としてセシウム-134 とセシウム-137 がよく知られている
原子力発電所の事故により放出され、ガンマ線の発生源となる

ゲルマニウム半導体検出器

試料中のガンマ線放出核種及びその濃度を測定できる
周囲の自然放射線を遮るために検出器を厚い鉛で囲み、常に液体窒素で冷却して測定する

放射性ヨウ素

ヨウ素の内、放射性を有するもの、ヨウ素-131 は原子力発電所の事故により放出され、ガンマ線の発生源となる
ヨウ素は体内での甲状腺ホルモンの合成に必要なため、人には必須元素である

ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器

空間放射線量の測定に使用、検出器に放射線が入った際に生じる蛍光を測定する

健康危機管理体制の整備(事業6、7)

大規模な食中毒や感染症など、区民の生命や健康が脅かされるような健康危機に対し、関係機関と緊密に連携して、健康被害の発生予防、適切な医療の提供、健康被害拡大の防止等危機管理体制の整備に努めます。

6 健康危機管理体制の強化

(1) 健康危機管理等関係機関連絡会の開催

健康危機管理等関係機関連絡会を定期的に行い、東京都、警察、消防、医療等の関係機関との情報の共有化、役割分担の明確化を図るとともに、健康危機発生時には随時、連絡会を開催し、関係機関と連携した取組を行います。

(2) 健康危機に対する初期行動体制の強化

食中毒、感染症、飲料水等による健康危機に対する各種個別マニュアルを充実し、健康危機に素早い対応ができるようにするとともに、原因が特定できない場合や被害発生規模が大きい場合においても、情報を円滑に収集し、迅速・的確な初期行動をとれる体制の強化を図ります。

(3) 健康危機管理訓練の実施

健康危機発生時に迅速かつ的確に対応できるように訓練を行い、初期行動体制の強化や情報の収集・提供等に関する職員の健康危機管理能力の向上を目指します。

7 試験検査機能の充実

検査需要を予測し、時代の要請に応えて、正確で迅速な検査を実施していきます。

(1) 理化学検査の充実

食品添加物検査、残留農薬検査、水質化学検査、アレルギー物質等の理化学検査の技術向上を図り、化学物質が原因である区民からの食品に関する相談事例に対応できる検査体制を充実させていきます。

(2) 微生物検査の充実

腸管出血性大腸菌O157等に起因する大規模食中毒及び感染症に対して、保菌者検索事業も含めて、迅速に検査結果が出せる検査体制の維持に努めます。

保菌者検索事業

食品取扱従事者等を対象としてO157等の細菌検査を行うことにより、食中毒の未然防止を図る

(3) 検査情報収集・精度管理の充実

健康危機発生時の検査に即応するために、試験検査に関連する最新の情報を収集し、検査技術の維持・向上に努めます。また、検査の正確性を確保するために、厚生労働省が実施機関として認めた財団法人食品薬品安全センター等の外部精度管理調査に参加するとともに、衛生試験所内でも独自に内部精度管理を実施し、検査結果に万全を期します。

精度管理

外部精度管理（外部機関が実施）と内部精度管理（施設内で実施）とがあり、検査結果の再現性や正確性を統計的に検証し、検査精度の維持向上を図る

動物と共生できる地域社会づくり(事業8～10)

動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発により、区民と動物の健康と安全を確保し、「人と動物の共生できる杉並区」を目指します。

8 動物の適正飼養ルールの普及啓発

都市における適正飼養のルール冊子の作成、講習会開催、杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）の地域に根ざした活動を通して、快適な環境の確保と動物愛護の融和した、人も動物も共に健やかに暮らしていける地域社会の実現を目指します。

杉並どうぶつ相談員

動物の愛護及び適正な飼養の推進について熱意と識見を有し、すぎなみ地域大学の講座を履修した者等で、区の動物の愛護及び適正な飼養についての諸施策を理解し協力することに同意した区民

- 9 飼い主のいない猫を増やさない活動支援
「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」や杉並どうぶつ相談員の活動により、飼い主のいない猫を世話するグループを育成・支援します。これにより、不妊・去勢手術の促進、餌場・フン等の適正管理を推進し、飼い主のいない猫の減少と猫による被害の減少を目指します。

飼い主のいない猫を増やさない活動支援
地域の理解を得た上で、飼い主のいない猫を適正に管理する活動（例、エサ場の片付け、フンの始末等）を行うグループが、猫の不妊去勢手術をしようとする場合、申請に基づき、東京都獣医師会に委託して手術を行い、その費用を区が負担する事業

- 10 狂犬病予防の推進
狂犬病や人と動物の共通感染症の知識の周知を行うとともに、特に狂犬病の国内侵入時に流行を未然に防ぐため、区内の飼養畜犬の登録の推進と、狂犬病予防注射の接種率の向上を目指します。

施策4 高齢者のいきがい活動の支援（再掲）

58 ページ

2 施策の方向と展開

- 2 共に支えあう関係をつむぐ

年齢や性別、障害の有無や立場を越えてお互いが理解しあえるよう、心のバリアフリーを推進します。

孤立の防止や参加の促進、居場所づくりにつなげるため、これまでの地域のかかわりに加え、同じ興味や関心、同じ経験や課題を持つ人同士のつながりを重視し、多種多様な縁による地域づくりを推進します。また、人と人をつなげる仕組みや、必要な情報を容易に入手できる仕組みを構築します。

高齢になっても障害があっても就労や社会参加などにより自分の力が発揮できるよう、参加しやすい場づくり・つながりづくりを進めます。

施策1 高齢者のいきがい活動の支援

現状と課題

高齢者の社会参加を促す仕組みとして平成 21 年度から開始した「長寿応援ポイント事業」の活動参加者は着実に増えています。高齢者の活動拠点である「ゆうゆう館」は、平成 23 年度までに全館が NPO 等による運営となり、各館で特色ある取組が行われています。

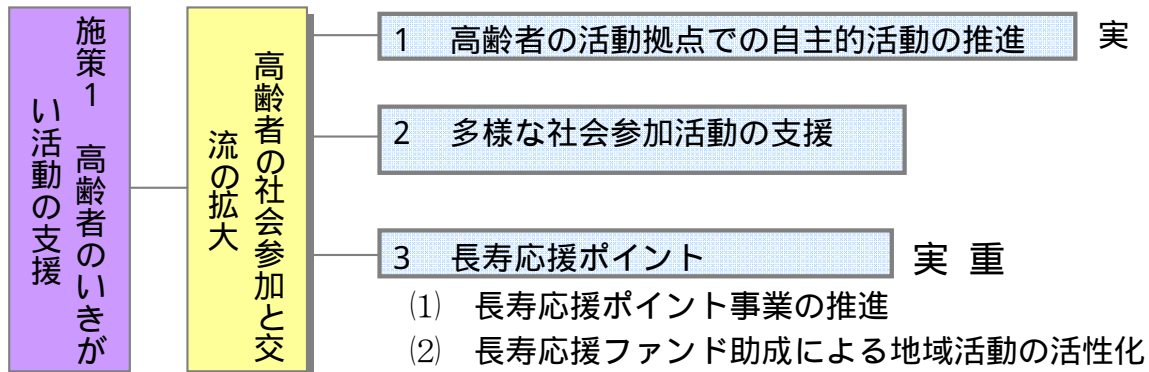
今後、高齢化が一層進展していく中で、高齢者が多くの人々とかかわりながら、地域の中でいきいきと活動できる環境を整えることが課題となっています。

施策推進の目標

高齢者が様々な場所や分野で、自らの知識や経験などを活かして活躍しています。

高齢者が同じ趣味・関心、地域でのかかわりなどを通して、様々な区民とつながっています。

施策 1 高齢者のいきがい活動の支援



施策 1 高齢者のいきがい活動の支援

高齢者の社会参加と交流の拡大(事業1～3)

杉並区健康寿命は、全国でも高い水準を達成しています。その期間を健康に暮らし、いきがいをもって生涯現役で活躍できる社会づくりを進めます。

高齢者がそれぞれの個性を生かし、趣味や健康づくりのほか、就労や地域貢献などによる社会参加を通じ、地域社会とのつながりを持ち、自分らしく活躍できる場を持てるよう、高齢者の様々な活動を支援します。

実 1 高齢者の活動拠点での自主的活動の推進

高齢者の活動拠点であるゆうゆう館及び高齢者活動支援センターにおいて高齢者の自主的な活動を支援・促進します。

また高齢者団体の活動を支援することを通して、個人の関心による縁を継続的に地域に広げ、地域での活動の活性化を図ります。

ゆうゆう館では、NPO法人等との協働により、特に男性や60歳代の方の参加を促進し、高齢者活動支援センターでは、指定管理者と連携し、区民センターやプール等との一体施設であることを活かした運営を行うことで、仲間づくりの幅を広げ自主的な活動の活性化を図ります。

2 多様な社会参加活動の支援

一人ひとりの経験や能力、技能を生かし、高齢者が社会の担い手として活躍できる地域を作るため、様々な高齢者の社会参加の形態を提案していきます。

そのために、高齢者を対象にした杉の樹大学等で、地域や高齢者に関することを学ぶ場を提供します。また、就労、NPO活動、地域貢献活動など様々な社会参加活動につながる情報の提供や、個別相談や技術の習得講座の開催により、一人ひとりに応じた社会参加の支援を推進します。

地域で活動しているいきいきクラブ、シルバー人材センターをはじめとする多くの高齢者団体に対しては、活動の場の提供や、長寿応援ポイント事業の活用による支援などを行います。

実重 3 長寿応援ポイント

高齢者の社会参加を応援するとともに、地域での支えあいが広がることを目指し、「長寿応援ポイント事業」を実施します。この事業に参加した高齢者にポイントを配布し、貯まったポイントは区内共通商品券との交換ができるほか、地域の支えあい活動等を行う団体に助成するための「長寿応援ファンド」への寄付にあてられます。

(1) 長寿応援ポイント事業の推進

より多くの高齢者に、情報誌等の活用を通じて、登録されている活動の状況を周知し参加者の拡充を図ります。また、参加者のいきがい、介護予防、地域活動活性化への寄与の程度など、事業の効果を検証し高齢者が地域貢献活動やいきがい活動に参加しやすい事業とします。

(2) 長寿応援ファンド助成による地域活動の活性化

高齢者の日常生活や次世代育成を支援する活動に対し、長寿応援ファンドによる助成を行い、地域活動の活性化を推進します。

施策2 障害者の社会参加と就労機会の充実

現状と課題

誰もが互いに尊重し合えるまちをつくるためには、障害者が個性を發揮しながら社会で活躍できる場や機会の確保が必要です。

重度の障害があっても、社会で活動する場を確保していくことは重要であり、そのための施設整備が必要です。

障害者の余暇活動や社会参加の機会が増えており、移動支援事業の利用時間が増加しています。

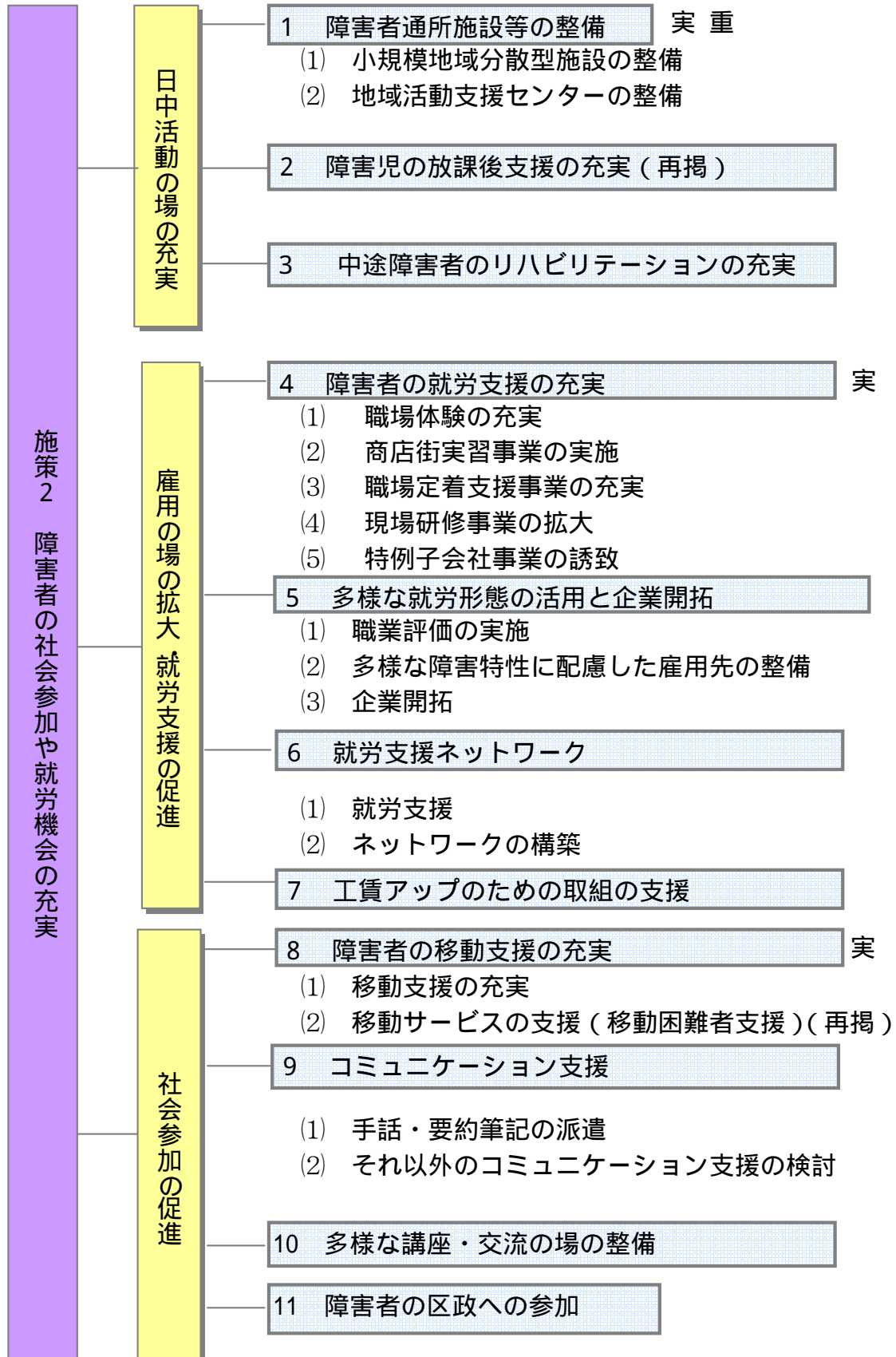
施策推進の目標

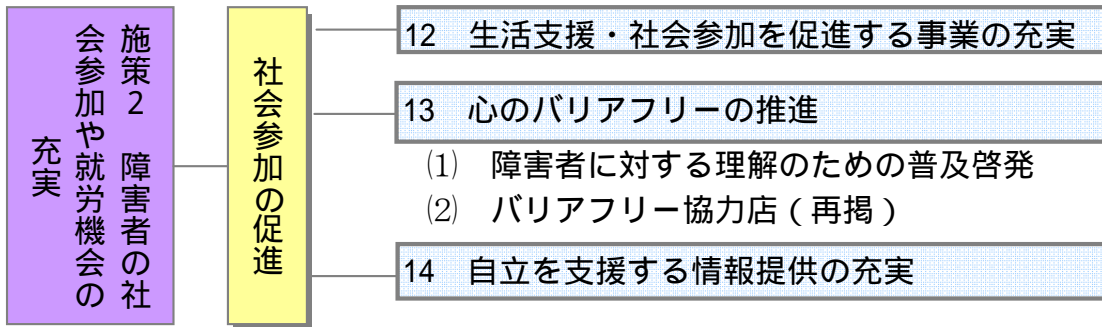
障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れるように、環境が整備されてきています。

一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援により、就労している障害者が着実に増加してきています。また、安定した就労生活が継続できるように、様々な支援も充実してきています。

移動支援の利用やコミュニケーション支援の充実等により、障害が重くても外出でき、様々な社会活動に参加できるようになってきています。

施策 2 障害者の社会参加と就労機会の充実





施策2 障害者の社会参加と就労機会の充実

日中活動の場の充実(事業1～3)

障害者がいきいきと活動できる場の確保に努めるとともに、中途障害者のリハビリテーション等の充実を図ります。

実重 1 障害者通所施設等の整備

障害者が充実した日々を送るための日中活動の場を確保するため、重度知的障害者のための小規模地域分散型施設や身体障害者のための施設の確保、その他様々な障害者の活動と交流の場となる「地域活動支援センター」を更に整備します。

(1) 小規模地域分散型施設の整備

障害者の日中活動の場となる施設の地域偏在化防止のため、小規模地域分散型施設と、身体障害者の活動の場となる施設を整備していきます。

(2) 地域活動支援センターの整備

障害者の交流や活動の場として、地域活動支援センターを更に整備します。

2 障害児の放課後支援の充実(再掲) 120 ページ

3 中途障害者のリハビリテーションの充実

高次脳機能障害者など中途障害者が、地域で自立生活が出来るように、退院後の心身のリハビリテーションなどの支援をします。

中途障害者の特性に合わせた今後の生活について、個々に目標を設定し、専門職が評価を行い、関係機関と連携しながら支援の充実を図っていきます。

中途障害者

一般的に、疾病や事故などによって人生の途上で発生した障害であり、出生時や周産期に発生した先天的障害に対比して用いる。

雇用の場の拡大・就労支援の促進(事業4～7)

障害者の就労に対する希望に応えるため、就労支援関係機関等と連携を図ります。一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援を行うために、多様な実習や体験の場、就労への支援、就労の場を開拓します。

また、安定して就労が継続できるように定着支援を充実していきます。

通所施設等に通う障害者の工賃向上への取組も引き続き取組みます。

実 4 障害者の就労支援の充実

障害者の就労を拡大推進していくための、支援体制を整えます。

また、一般就労につなげるため、企業や商店街などと連携して、職業体験実習や現場での長期研修を実施するとともに、特例子会社を誘致して雇用の場の拡大を図ります。

(1) 職場体験の充実

一般就労に向けては就労の体験が重要なことから、実践的な実習ができる場を拡大します。企業での実習を行う場合は実習への意欲を高めるため実習奨励金を出します。

(2) 商店街実習事業の実施

身近な地域での実習の場として地域の商店街での実習ができるようにします。地域の障害者理解と障害者雇用への広がり機会とします。

ジョブコーチ（職場適応支援員）

障害者が職場に適応できるよう、職場に直接出向いて支援を行うと同時に、事業主や従業員に対して障害者の職場適応に必要な助言を行う人または制度

(3) 職場定着支援事業の充実

ジョブコーチや職場定着の支援員が職場訪問を実施し、企業、障害者からそれぞれの相談を受け、きめ細かい定着支援を行います。定着支援にあわせて生活支援もするため、地域の相談支援事業所とも連携して支援していきます。

(4) 現場研修事業の拡大

「チャレンジ雇用事業」を検証し、より実際の就労に結びつくような仕事内容を提供できるよう、事業を拡大します。また、チャレンジから一般就労に結びつけるためにきめ細かな支援を行います。

チャレンジ雇用

国の各省庁や各自治体において、障害者を1年以内の期間を単位として短期雇用し、1年から3年の業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現をはかるもの。

(5) 特例子会社の誘致

区内での障害者の就労先の確保のために特例子会社の誘致に向けて杉並区障害者雇用支援事業団やハローワークと連携し、情報収集や条件整備等に努めます。

特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく制度
親会社が障害者の雇用に特別に配慮した子会社を設立することで親会社の障害者雇用率算定となる
障害者にとっても労働環境の整備などの面で働きやすい職場、職域の拡大となっている

5 多様な就労形態の活用と企業開拓

障害者の職業評価を行うことで特性にあった就労形態を提案します。また、今後の障害者雇用率の引き上げなどの動向を見ながら積極的に障害者の就労の場を開拓します。

(1) 職業評価の実施

就職を希望する障害者に、就職に必要な職業の準備や能力の評価を身近な杉並区障害者雇用支援事業団で行います。

ステップアップ雇用

障害者の方を試行的に雇用し、一定の期間をかけて、職場への適応状況を見ながら、徐々に就労時間を延ばし、週 20 時間以上働くことを目指す

- (2) 多様な障害特性に配慮した就労先の整備
ステップアップ雇用、トライアル雇用など様々な制度を企業に情報提供し、多様な障害者に対応できるような就労の場を確保します。

トライアル雇用

紹介された事業所で働き続けることができるか不安があるという方のために、3ヶ月の間、試用雇用(トライアル雇用)のかたちで事業所に雇ってもらい、ためしに働いてみる事ができる制度。就職に対する不安を軽減し、事業主と障害者の相互の理解を深め、その後の常用雇用を目指す

(3) 企業開拓

障害者を雇用したい企業の情報を集め、相談や助言、実習の機会の提供などを行うことで、新たな企業の開拓を行います。

6 就労支援ネットワーク

杉並区障害者雇用支援事業団を中心に、地域の障害者関連部門のネットワークを活用し、就職を希望する人を支援します。

(1) 就労支援

就労を希望する障害者や現に就労している障害者への相談を行います。また、就労を支援する通所施設や相談支援事業所と連携して、就労面から、生活面までの一体的な支援を行います。

(2) ネットワークの構築

杉並区障害者雇用支援事業団を中心に就労を支援する通所施設やハローワーク、特別支援学校、相談支援事業所などでネットワークを構築し、就労情報の共有や、模擬面接会の実施、支援職員のスキルアップや見学会などを行い、就職者数の拡大に努めます。

すぎなみ仕事ねっと

障害者が働く授産施設等が参加して、障害者の工賃アップに共同で取り組むネットワークのこと

各施設や企業・NPO等にも参加を呼びかけながら、企業からの共同受注や付加価値の高い自主製品の共同開発などに取り組んでいます。平成23年末21施設が加盟している

7 工賃アップのための取組の支援

通所施設に通う利用者の工賃の安定化と向上に向けた支援を行います。作業を行う施設の連携や情報の共有、共同受注や自主生産品の質的向上を目的とした「すぎなみ仕事ねっと」を有効活用し、区からの発注量の増加などにより受注量の拡大や自主生産品の販路拡大に努めます。また、経営の専門家のアドバイスをもらうなど、事業拡大を戦略的に取組める仕組みを構築します。

社会参加の促進(事業8～14)

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現に留まらず、障害のある人もない人も共に生きるまちの実現につながっていきます。移動やコミュニケーション手段の確保、障害者同士の活動の支援、さらに多様な講座の開催など、積極的に社会への参加が図れるような支援に取組みます。

特に、様々な活動に参加するための移動支援は、障害が重くても積極的に外出が可能となるよう、支援の担い手を養成するとともに、サービスの質を高めていきます。

実8 障害者の移動支援の充実

障害者の社会参加を促進するため、外出の際に付き添いを行うヘルパーを派遣する「移動支援事業」を実施します。

(1) 移動支援の充実

利用実績は堅調な伸びが続いており、今後も需要の拡大が推測されることから、安定したサービス提供ができるよう移動支援の担い手を養成するとともに、サービスの質の向上に努めます。

(2) 移動サービスの支援(移動困難者支援)再掲 94 ページ

9 コミュニケーション支援

聴覚や視覚、その他の障害のためにコミュニケーションを図ることに支障がある人に対する支援を行っていきます。

(1) 手話・要約筆記の派遣

聴覚や言語機能などに障害があり、意思疎通に支障のある障害者に、手話通訳や要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者や要約筆記者の養成や講習会を実施して人材の育成に努めていきます。

(2) それ以外のコミュニケーション支援の検討

視覚障害者のための代読・代筆や、知的障害者、高次脳機能障害者などに対するコミュニケーション支援について研究、検討していきます。

10 多様な講座・交流の場の整備

障害者が主体的な活動をしやすい環境づくりを進めるため、学習や趣味活動のための多様な講座の開催や、障害者同士との交流の場として、引き続き障害者福祉会館及び障害者交流館を運営していきます。

11 障害者の区政への参加

障害者福祉推進協議会や自立支援協議会等においては、障害者やその家族が重要な役割を担い、その意見を反映するなど、区政への参加を促進します。

12 生活支援・社会参加を促進する事業の充実

障害者の日常生活に必要な訓練や援助など本人活動のための支援や、障害者に対するボランティア活動のための支援を行い、障害者の生活の質的向上を図ります。

また、障害者が参加するスポーツや芸術文化活動に係る講座などについて、内容や情報提供の充実に努めていきます。

13 心のバリアフリーの推進

障害の有無を越えてお互いが理解しあえる社会を実現するためには、障害に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠です。障害者に対する理解を深める視点に立ち、心のバリアフリーを推進していきます。

(1) 障害者に対する理解のための普及啓発

障害者週間事業等を実施し、障害者の活動や生活に触れる機会をつくり、障害者に対する理解を深めます。

(2) バリアフリー協力店（再掲） 94 ページ

14 自立を支援する情報提供の充実

障害者の自立生活を支援することを目的として、障害福祉サービスや日常生活を支援する事業等について情報の提供を行っています。

現在、音声コードを付したサービス情報誌「障害者のてびき」の発行やウェブアクセシビリティに配慮した情報提供サイト「の～まらいふ杉並」を運営しています。今後も、障害の特性にかかわらず、障害者が自主的に情報を得られるよう、情報提供のさらなる拡充と利用促進に努めます。

ウェブアクセシビリティ
ウェブサイト（ホームページ）
が高齢や障害の有無に関わらず
誰でも使いやすいこと。

施策3 支えあいとセーフティネットの整備（再掲） 92 ページ

2 施策の方向と展開

- 3 地域で安心して生活できる環境をつくる

一人でも地域で安心して生活ができるように、医療・介護・福祉の連携を強化し、質の高い介護・福祉サービスの基盤を整備します。
在宅生活に支援が必要な人のための多様な『住まい』の整備や支援体制の充実を進めます。また、在宅生活が困難になった人が安心して入所できる特別養護老人ホームなどの施設の整備に努めます。
高齢になっても障害があっても自分らしく生きていけるよう、きめ細かな日常の生活支援や権利擁護の制度を推進します。
医療や生活に不安がある人に、地域の関係機関と連携して必要な支援ができる体制(人材育成・場の確保)を整備します。

施策1 高齢者の在宅サービスの充実

現状と課題

医療や介護が必要になっても地域で安心して在宅生活が継続できるよう、介護保険サービスに加え、在宅介護を支援する区独自のサービスを充実させることが必要です。また、医療や介護、福祉サービスなどの生活支援サービスを含め、切れ目のない包括的なサービスの提供が求められています。

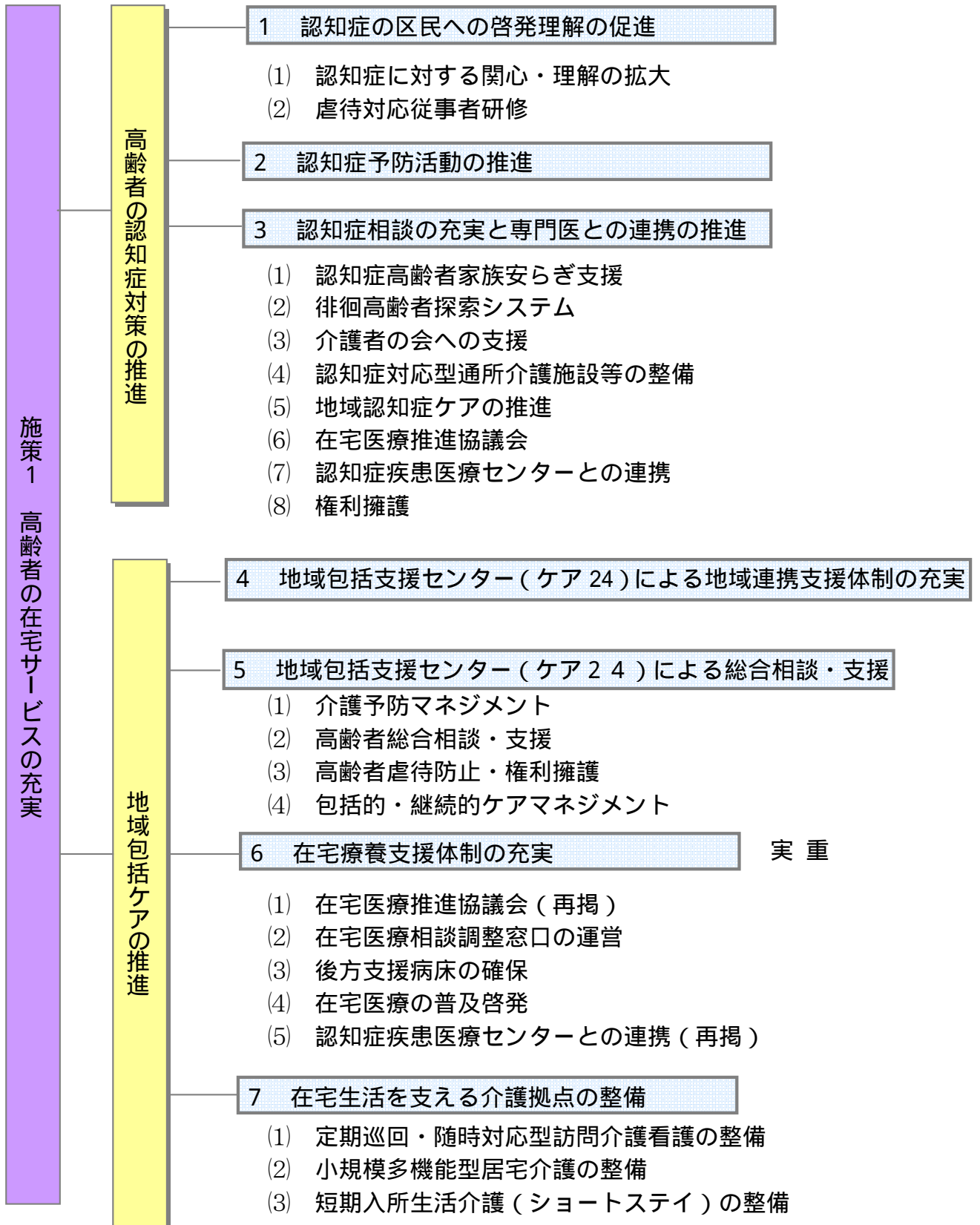
高齢者が地域で孤立することなく安心して生活するためには、地域全体で見守り、支えあう基盤を整えることが重要です。また、相談窓口やサービスなどの情報を、わかりやすく簡単に入手できるように工夫して周知を図るとともに、高齢者のニーズを積極的に把握し、見守りや支援につなげていく仕組みの強化が必要です。

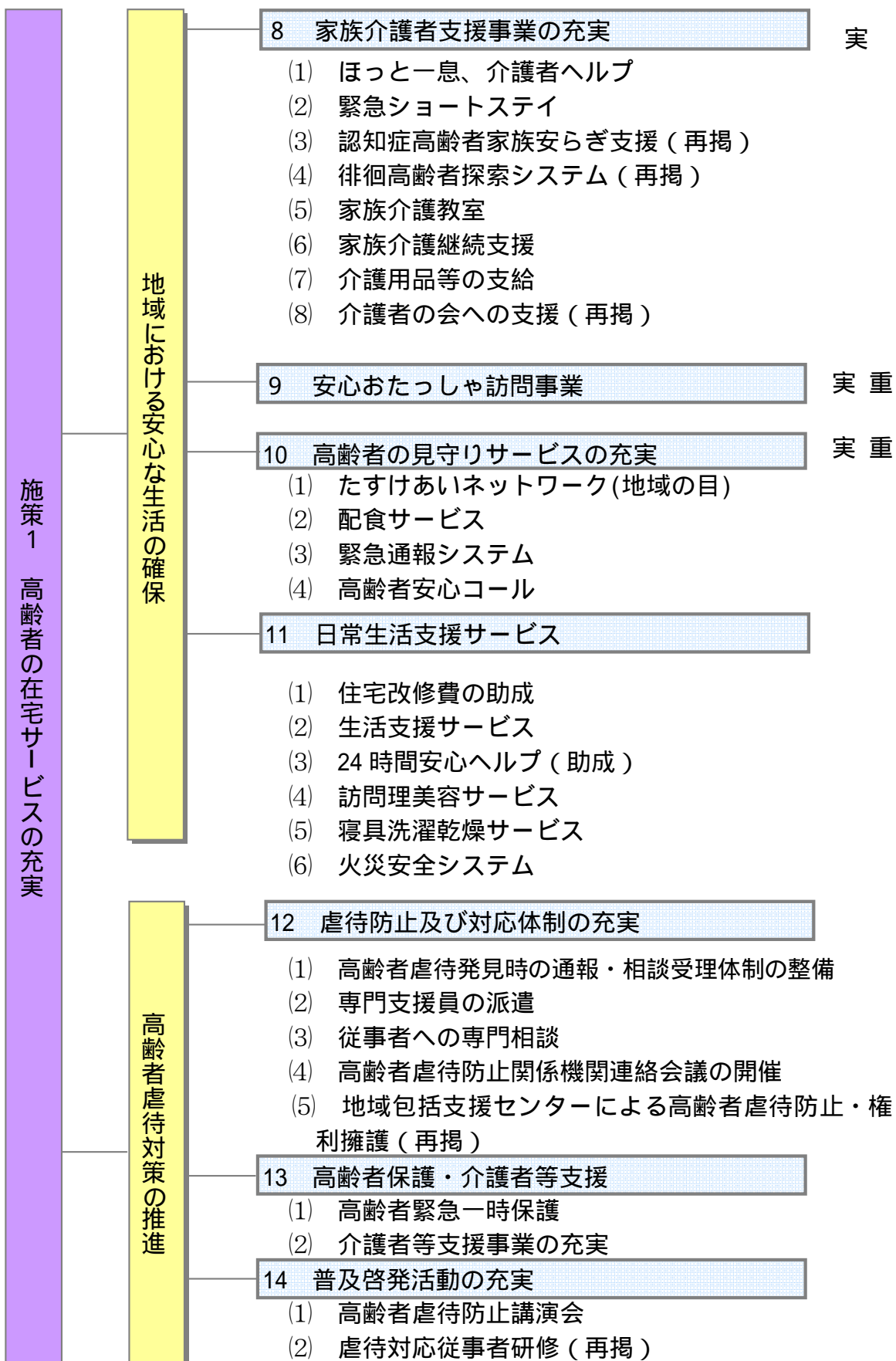
施策推進の目標

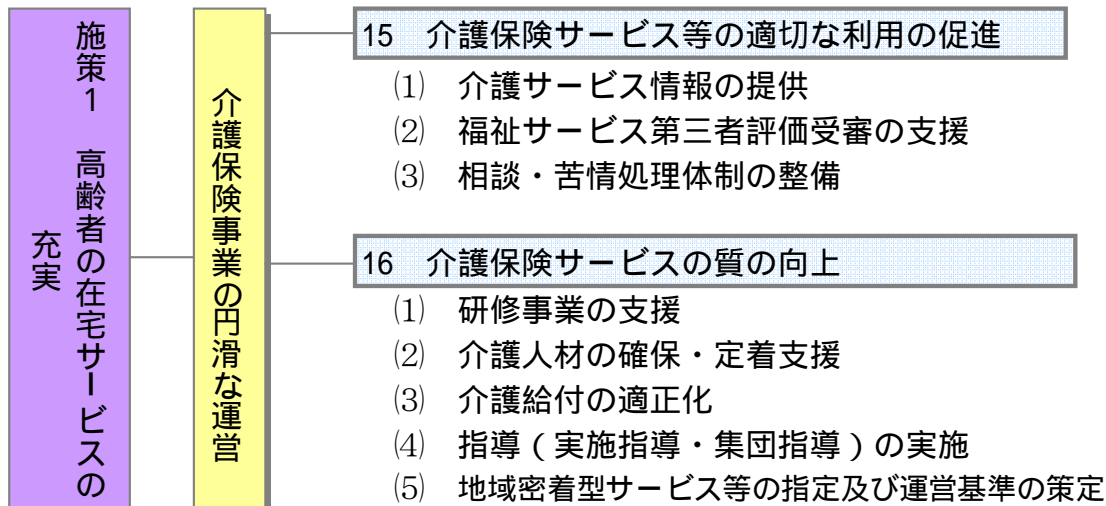
高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、医療や介護、生活支援などが連携した包括的なサービスが充実しています。

在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、介護者支援サービスが充実しています。

施策 1 高齢者の在宅サービスの充実







施策1 高齢者の在宅サービスの充実

高齢者の認知症対策の推進(事業1～3)

認知症に対する知識や理解を深めるための情報と認知症対策への取組の普及啓発を区民や民間団体等との協働により進めます。

また、認知症にかかる相談を全ての地域包括支援センター（ケア24）を中心に対応できるようにするなど、相談対応力を強化します。さらに、家族の負担軽減を図る施策を幅広く展開するとともに、認知症対策にかかる関係者の連携・協働の仕組みを構築し、認知症高齢者の尊厳が守られ安心して住み続けられる地域をつくります。

地域包括支援センター
 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、相談を受けたり、個人ニーズに対応した各種保健・医療・福祉サービスを総合的に受けられるようにするための施設

1 認知症の区民への啓発理解の促進

認知症に対する理解を深めるために、医療や介護、保健、福祉など、様々な役割を持つ関係者や区民に、正しい知識を普及啓発し、認知症の早期発見や治療、支援につなげます。

また、虐待防止の啓発や研修などを実施し、高齢者の人権を守ります。

(1) 認知症に対する関心・理解の拡大

認知症の理解を深めるために講演会等を開催し、認知症や認知症予防について正しい知識を持つ関係者、区民（認知症サポーター）を増やします。また、認知症の相談窓口、医療、ケアに関する情報提供を、講座の開催や情報紙・パンフレットの配布等により周知します。

(2) 虐待対応従事者研修

高齢者虐待のリスクの高い高齢者や介護者、家族に対する支援が適切に行われるために、虐待対応従事者に対し、高齢者虐待防止に関する法律・権利擁護・援助技術などについての研修を行います。また、介護保険事業者や医療機関などの関係機関に対して、様々な機会を捉えて虐待

対応の知識・対応についての啓発を行います。

2 認知症予防活動の推進

介護予防事業を通じ、認知症発症の予防・遅延に効果的な生活習慣の普及と各自が無理なくその生活習慣を続けていけるように支援し、元気なうちから認知機能の低下予防を実践する高齢者を増やします。

3 認知症相談の充実と専門医との連携の推進

地域包括支援センター（ケア24）に認知症担当者を配置し、認知症に関する相談支援体制の関係機関の連携強化や相談機能を充実します。

また、認知症の高齢者や介護者などが早く適切な支援が受けられるよう、杉並区医師会の「認知症サポート医」による相談を地域包括支援センター（ケア24）で実施できるよう継続して整備します。さらに、認知症疾患医療センター（浴風会病院）や保健センターとの連携を強化し、より専門的な視点から認知症の早期発見・早期対応を図ります。

(1) 認知症高齢者家族安らぎ支援

認知症高齢者を介護する家族に安らぎ支援員が訪問し、家族や認知症高齢者の話相手などに加え、軽易な身体介護を含めた認知症高齢者の見守りができるようホームヘルパーを派遣し、年々多様化するニーズに即した重層的なサービスを提供します。家族介護者に心身の休息を提供することで、今後益々増加が見込まれる認知症高齢者とその家族介護者の在宅生活を支援します。

(2) 徘徊高齢者探索システム

認知症による徘徊のある高齢者を在宅で介護する家族等に対し、高齢者の行方がわからなくなったときにGPS通信網を利用して位置情報の提供を行います。徘徊高齢者を早期発見、保護することで、認知症高齢者の安全と家族介護者の精神的な負担を軽減します。

(3) 介護者の会への支援

認知症高齢者を介護する家族の孤立化を防ぎ、家族の精神的負担を軽減するために家族が相互に支えあう活動をしている「介護者の会」を支援します。また、介護者応援ボランティア講座や介護者の会連絡会を開催し、認知症高齢者の支援活動を広めます。

(4) 認知症対応型通所介護施設等の整備

認知症の高齢者が家庭的な環境のもと少人数で共同生活を送ることで、症状の進行を遅らせつつ、地域で安心して暮らし続けられるよう、施設を建設し運営する事業者などへの助成を行います。

(5) 地域認知症ケアの推進

認知症高齢者やその家族を効果的かつ効率的に支援する取組みを実現するため関係機関等の連携を深め、支援体制を強化します。

また、認知症高齢者グループホーム等を拠点として、地域との交流事業等を実施し、地域の方が認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り支える環境づくりを進めます。

(6) 在宅医療推進協議会

在宅療養支援を担う地域の医療・介護機関の連携を強化するため、在宅医療推進協議会において、関係機関同士の情報提供・共有の方法や連携ツールのあり方をはじめ、連携強化に向けた取組みについて検討を進めます。また、関係機関が集まる会合や研修会を活用して在宅医療を取り巻く課題・問題点を改めて探り、課題解決のための取組みについて検討を進めます。

(7) 認知症疾患医療センターとの連携

認知症の早期診断・早期対応や身体合併症・周辺症状に対する医療処置を円滑に行えるよう、東京都が認知症疾患医療センターとして区内の浴風会病院を指定しました。こことの連携・活用を図り、また、区の施策との連携を強化するため、杉並区として、認知症疾患医療センターの新たな活用方法や仕組みづくりを構築するための具体的な検討を進めます。

認知症疾患医療センター
地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、保健医療・介護機関等と連携し、鑑別診断、急性期医療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行う機関として、東京都が二次医療圏（杉並・新宿・中野）に一か所ずつ平成24年度から指定した。

(8) 権利擁護

認知症により判断能力が十分でない方の権利を守り、法律面や生活面で適切な支援ができるよう、杉並区成年後見センターとの連携強化を図ります。

地域包括ケアの推進(事業4～7)

高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、専門知識を有した職員を配置した地域包括支援センター（ケア24）における総合相談・支援の充実を図り、医療と介護の連携、虐待への対応や権利擁護支援などを強化し、介護保険サービスを含む地域における様々なサービスや資源を活用しながら、継続的に支援していきます。

地域包括ケア

福祉・保健・医療の専門職やボランティアなど地域の様々なサービスを、一人ひとりのニーズに合わせ総合的に提供するケア

4 地域包括支援センター（ケア24）による地域連携支援体制の充実

地域包括支援センター（ケア24）に配置された主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が、包括的継続的なケアを的確に実施するために、地域の主任介護支援専門員と協力し、主治医や地域の介護支援専門員など多職種間の連携を充実させ支援体制の構築を図ります。

主任介護支援専門員

介護支援専門員に適切な指導・助言を行うとともに、地域情報の収集・発信、職種間の調整、社会資源の質・量を確保し改善していくような提案などを行う。

また、地域の介護支援専門員への研修や地域ケア会議を通じて、介護支援専門員同士の情報交換やレベルの向上、連携の支援を行います。

5 地域包括支援センター（ケア24）による総合相談・支援

地域包括支援センター（ケア24）では、介護保険の申請や介護サービスなどの相談に応じるとともに、介護保険以外の保健福祉や医療サービス、地域団体・ボランティア、NPOなどによるサービスなどが利用できるよう支援します。さらに積極的な働きかけにより地域の高齢者世帯の生活実態を把握するとともに、サービス提供の状況把握に努め、高齢者の生活を包括的に支援します。

(1) 介護予防マネジメント

二次予防事業対象者及び要支援者が要介護状態等となることを予防するため、その状況に応じ、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業等適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

(2) 高齢者総合相談・支援

担当地域の要援護高齢者等に対し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を攻めの姿勢で行います。

(3) 高齢者虐待防止・権利擁護

人権侵害行為の対象となっている、若しくはなり易い高齢者に対し、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るための諸事業を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

多様な生活課題を抱える高齢者や家族に対し、あらゆる社会資源を活用し課題解決ができるよう、包括的継続的な支援を行います。

実重 6 在宅療養支援体制の充実

在宅医療に携わる関係機関と連携し、在宅療養者が適切なサービスを受

けることができる支援体制を構築します。また、在宅療養支援を担う地域の医療・介護機関の連携を強化するため、在宅医療推進協議会において関係機関同士の情報共有や連携強化に向けた具体的な取組みについて検討を進めます。

(1) 在宅医療推進協議会（再掲） 72 ページ

(2) 在宅医療相談調整窓口の運営

病院から在宅への円滑な移行や在宅療養生活の継続のため、課内に設置している在宅医療相談調整窓口の運営を継続し、必要な情報提供や適切な医療機関・関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を引き続き行います。また、今までの実績を検証して相談受付時間の延長など、専門事業者等のノウハウを生かしたより効果的な運営方法等についても検討を進めます。

(3) 後方支援病床の確保

一時的な入院治療が必要な在宅療養者を短期間受け入れる後方支援病床の確保を継続します。また、在宅療養者に対するセーフティネットとしての事業のあり方について、今までの利用実績等を踏まえ事業内容を検証し、協力病院の増加や利用者の拡大など、より効果的に在宅療養者への支援が進むように検討・見直しを行います。

(4) 在宅医療の普及啓発

在宅で最期まで安心した生活が送れるよう必要なことや考え方などについて講演会を実施するなど、区民や医療・介護関係者に対して在宅医療に関する知識の普及啓発を図ります。また、関係機関に対しても在宅医療をテーマとした講演や催しの依頼・支援を行い、在宅医療について区民や関係者が考える機会を増やしていきます。

(5) 認知症疾患医療センターとの連携（再掲） 72 ページ

7 在宅生活を支える介護拠点の整備

要介護高齢者等の在宅生活を支えるため、地域に密着した介護サービス提供の拠点を整備します。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

日中・夜間を通じて、介護と看護を一体的に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、民間事業者への支援により整備の促進を図ります。

- (2) 小規模多機能型居宅介護の整備
地域の身近な拠点として、通い、宿泊、訪問の機能を備えた小規模多機能型居宅介護を、区有地の活用や民間事業者への支援により整備の促進を図ります。
- (3) 短期入所生活介護(ショートステイ)の整備
短期宿泊により介護家族の負担を軽減し、在宅生活を支えるため、ショートステイを特別養護老人ホームに併設し整備の促進を図ります。

地域における安心な生活の確保(事業8～11)

高齢者とその家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けていくために、高齢者の見守りサービスや日常生活支援サービスの充実を図るとともに、介護者の負担軽減を進めることが大切です。また地域の中で日常的に相談できる関係をつくりながら潜在的なニーズを把握し、必要なサービス提供につなげていくため「安心おたっしや訪問事業」を継続します。

実 8 家族介護者支援事業の充実

要介護高齢者だけでなく介護する家族の休息の確保や負担の軽減を図るために、多様な区の独自サービスを検証及び見直しし、区民が求めるサービスを提供します。

(1) ほっと一息、介護者ヘルプ

要介護高齢者等と同居で介護している家族のためにホームヘルパーを派遣し、家事等を代行し家族介護者の休息を提供します。要介護度や年齢等の要件の見直しを行い、家族介護者の一層の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を支援します。

(2) 緊急ショートステイ

在宅で高齢者を介護している家族が、病気やケガ、葬儀、介護疲れ等で急に介護ができなくなった場合に、区が委託した施設で一時的に介護することにより在宅生活を支援します。また、医療ケアの必要な高齢者の受け入れや当日入所など緊急性に応じた対応について検討していきます。

(3) 認知症高齢者家族安らぎ支援(再掲) 71 ページ

(4) 徘徊高齢者探索システム(再掲) 71 ページ

(5) 家族介護教室

介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等の講座を年間240回程度、地域包括支援センター(ケア24)やふれあいの家、グループホーム等の身近な施設で開催し、要介護高齢者の家族や近隣の援助者等に介護に

関する知識・技術の習得を促し、在宅介護を支援します。

(6) 家族介護継続支援

要介護認定又は要支援認定を受けている方の介護者等を訪問し、介護方法、介護予防及び健康づくりなどに関する指導助言を行います。

(7) 介護用品等の支給

おむつ等を必要とする高齢者等に一人ひとりの希望にあった介護用品を自宅へ配送することで、高齢者等の快適な日常生活の維持と介護者の負担の軽減を図ります。また、入院時のおむつ代金助成の支給要件を見直し、対象者の拡大を図っていきます。

(8) 介護者の会への支援（再掲） 71 ページ

実重 9 安心おたっしや訪問事業

医療や介護保険サービスを利用していないなど、社会との関わりが少ない高齢者について、安否確認や潜在化しているニーズの把握を行い、適切な支援につなげるため、区職員や地域包括支援センター職員、民生委員が訪問し、日常的に相談できる関係づくりを進めます。今後は、対象者を段階的に拡大し、地域の見守り体制の中心的役割を担っていきます。

実重 10 高齢者の見守りサービスの充実

地域のボランティアが日常的な見守りを行う「たすけあいネットワーク（地域の目）」、「配食サービス」のほか、機械による見守り「緊急通報システム」など、より効果的なサービスの運営を図ります。また、様々な高齢者サービスや関係機関と連携し、高齢者世帯等の孤立を防ぎ、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるようにします。

(1) たすけあいネットワーク(地域の目)

地域包括支援センター(ケア24)を拠点として、見守りや、必要とされるサービスの

情報提供・ケアマネジメント等ができるネットワークを強化・充実し、高齢者の安全・安心な暮らしを支えていきます。日常の安否確認や孤立を防止するため、あんしん協力員によるゆるやかな見守り、声かけ活動、あんしん協力機関の日常業務の中での見守りなどにより重層的な体制を地域包括支援センター(ケア24)を拠点として再構築します。

あんしん協力員

たすけあいネットワーク事業で
地域の高齢者の見守りを行うボ
ランティア

(2) 配食サービス

調理・買い物等が困難で見守りが必要な一人暮らしの高齢者等に、ふれあいの家等で調理した弁当を直接手渡しし、栄養状態の改善と健康状態

や安否の確認を行います。また、週 7 回の配食や昼食の配食の実現のため、宅配弁当事業者の参入を推進します。廉価できめ細やかなサービスを提供し、利用者の拡充を図り、一人暮らしの高齢者等の見守りを強化します。

(3) 緊急通報システム

高齢者の急病等の緊急事態において迅速な対応ができるよう、自宅に通報機や赤外線センサーを設置し、一人暮らしの高齢者等の安全の確保と不安の解消を図ります。また、現在の消防庁の通報システムを平成 26 年度末までに民間のシステムにすべて移行し、さらに多くの高齢者がサービスを受けられるよう対象要件の見直しや周知に努め、廉価で効果の高い、見守り体制の拡充を図ります。

(4) 高齢者安心コール

保健師等から週 1 回の定期的な電話により、健康状態などの安否を確認します。利用者からの電話相談にはコールセンターで 24 時間 365 日対応し、健康面や精神面に関する不安の解消を図り、一人暮らしの生活を支援します。

11 日常生活支援サービス

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送れるよう、区独自の日常生活支援サービスの充実を図ります。また、要介護・要支援と認定された高齢者だけでなく、一時的な心身の機能低下により生活に支障がある高齢者に対しても、介護予防の視点から必要なサービスを提供します。

(1) 住宅改修費の助成

要介護と認定された高齢者に便器の洋式化、洗面台・浴槽の取り替えなど住宅設備改修費の一部を助成し、高齢者の在宅での生活を支援します。

また、介護認定非該当となった高齢者に対しても、手すりの取付、便器の洋式化など住宅改修経費の一部助成や腰掛便座など住宅附帯用具の給付を行い、自立した生活が継続できるよう支援します。

(2) 生活支援サービス

介護保険の認定を受けていない 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、退院直後や急病で一時的に身体機能が低下し、家事援助や軽易な身体介護が必要な方にホームヘルパーを派遣し、自立した在宅生活が継続できるよう支援します。

(3) 24 時間安心ヘルプ（助成）

介護保険の「夜間対応型訪問介護事業(24 時間対応)」を利用する場合、

その基本月額の一部を助成し、特別養護老人ホームの入所待機者の支援をします。

(4) 訪問理美容サービス

外出が困難な65歳以上の高齢者に、自宅で理美容サービスを受ける際の理美容師の出張費に相当する利用券を発行します。衛生面など健康の保持やいきがいなど、少しでも快適な生活が送れるよう利用回数の拡充を検討するなど外出が困難な高齢者の在宅生活を支援します。

(5) 寝具洗濯乾燥サービス

寝たきり等で寝具を干せない高齢者等に対し、寝具の洗濯・乾燥サービスを行い、衛生面の保持など快適な日常生活が送れるよう支援します。

(6) 火災安全システム

心身機能の低下した高齢者に、電磁調理器等の住宅用減災器具を給付し、火災等を防ぎ高齢者の生命と財産を守ります。また、引き続き減災器具等の調査や給付器具の見直しを行うなど、高齢者等への効果的な減災器具の給付と情報提供に努めます。

高齢者虐待対策の推進(事業12~14)

単身介護の増加、近隣関係の希薄化、家族・親族の介護への関心の低さによる高齢者・介護者の孤立や、認知症高齢者の増加などにより、高齢者虐待は増加傾向にあります。

高齢者虐待が深刻化する前に、関係機関及び区民の協力により、未然防止、早期の対応を行う必要があります。そのために、関係機関が円滑な連携がとれるようネットワーク作りを進めるとともに、専門相談や研修を通じて関係機関の虐待対応能力を向上します。区民に対しては、講演会や広報などを通じ、通報窓口の周知、虐待防止に関する意識を啓発します。

12 虐待防止及び対応体制の充実

高齢者虐待の早期発見・早期対応を実現するため、区のほか地域包括支援センター(ケア24)に相談通報窓口を設置し、区民・関係機関が相談しやすい体制を整えています。高齢者虐待は、高齢者・介護者の孤立といった社会環境要因だけではなく、高齢者・介護者の病気や精神的問題、さらには家族内の人間関係など様々な問題が重なり合って発生します。関係機関が連携しながら、複数職種・複数職員が対応するほか、対応能力の向上を図ることで、背景にある複雑な要因を分析し、適切に対応する体制をつくります。

(1) 高齢者虐待発見時の通報・相談受理体制の整備

高齢者虐待通報・相談窓口を区民・介護サービス事業者・関係機関に周知し、早期の発見につなげます。通報を受理した場合は、早急に事実

確認を行い、方針決定、支援、モニタリングにより、適時・適切な対応を行い、虐待が解消され、高齢者の人権が守られた生活の実現を目指します。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、都と連携を図り、施設運営者に対して、適切な助言、指導監督を行います。

(2) 専門支援員の派遣

高齢者虐待対応において専門的な判断が必要な場合に、弁護士・精神科医・社会福祉士・臨床心理士等の資格を持つ専門支援員を問題解決のための検討会議等に派遣し、高齢者の安全確保と虐待の防止を促進します。

(3) 従事者への専門相談

専門家の指導助言を受けながら、具体的な事例を検討することを通じ、対応従事者の、高齢者虐待への対応や介護者のケアについての対応能力の向上を図ります。

(4) 高齢者虐待防止関係機関連絡会議の開催

高齢者の虐待問題に関わる地域包括支援センター（ケア24）、学識経験者、警察、医療機関、介護保険サービス事業者や民生委員、人権擁護等の関係者で構成する高齢者虐待関係機関連絡会議を開催し、地域全体が高齢者虐待防止への関心を高め、早期発見・早期対応ができるよう、関係機関の連携を密にし、虐待問題に対して迅速・的確な対応を目指します。

(5) 高齢者虐待防止・権利擁護（再掲） 73 ページ

13 高齢者保護・介護者等支援

高齢者の身体・生命に危険がある状況などには必要性を的確に見極め、高齢者の保護や措置などの行政権限を適切に行使し、高齢者の安全の確保・介護者の負担の軽減を行い、虐待状態の解消を進めます。高齢者虐待の背景の一つには、介護負担や介護に対する知識不足・介護者の孤立があります。「介護者の心の相談」を行うほか、相談窓口の紹介やリーフレットの配布などにより、悩みを相談しやすい環境を整備し、介護者等を支援します。

(1) 高齢者緊急一時保護

虐待により、高齢者の身体、生命に危険がある場合には、区が委託している施設に被虐待高齢者を迅速に保護し、安全を図ります。また、保護中に、保護終了後の高齢者の安定した生活のための相談や支援を行います。

(2) 介護者支援事業の充実

介護負担感を軽減するために、臨床心理士が介護者と共に考え、介護者の心の葛藤を整理する「介護者の心の相談」を実施します。また、孤立して情報が十分得られない状況にある介護者に対し、相談窓口や介護者の会等の情報提供を行い、介護者の負担軽減と虐待を予防する環境整備を図ります。

14 普及啓発活動の充実

区民及び高齢者の関係者に対し、高齢者虐待についての知識を広めることで、早期発見を実現します。また、介護保険事業者や医療機関などの対応関係機関に対し、対応の知識を周知することで、虐待の未然防止や円滑な対応を行います。それにより、地域の中で、高齢者や介護者を見守る目を育むことで、介護者・高齢者の孤立を防止します。

(1) 高齢者虐待防止講演会

高齢者虐待について区民が理解を深めることで地域の見守り体制を築くと共に、高齢者や介護者が早期に相談機関につながり、高齢者虐待の早期発見・未然防止を目的に、高齢者虐待防止に関するテーマでの講演会の実施・パンフレットの作成などにより普及啓発を行います。

(2) 虐待対応従事者研修（再掲） 70 ページ

介護保険事業の円滑な運営(事業 15、16)

要介護等の認定を受けた高齢者等が住みなれた地域で生活を継続できるよう、介護保険サービス等の適切な利用の促進のため、わかりやすい介護サービス情報の提供と相談体制の充実を図ります。また事業者向けの研修事業や事業所への指導等を通じ介護保険サービスの質の向上を図ります。

15 介護保険サービス等の適切な利用の促進

介護サービス等の適切な利用を図るために、利用者や家族にとってわかりやすい介護サービス内容や事業者情報等の提供に努めるとともに、身近な地域で、きめ細やかな相談に応じられるよう相談窓口の充実を図ります。

(1) 介護サービス情報の提供

介護保険に関するパンフレット、被保険者への通知書、区広報・ホームページなどにより、高齢者に必要な情報をわかりやすく提供し、介護保険制度へのより一層の理解を促します。

必要な時に必要な情報がすぐに得られるよう、「介護サービス事業者情報検索システム」の周知を進めていきます。

(2) 福祉サービス第三者評価受審の支援

介護サービス事業者は、東京都が選定した評価機関によってサービスの評価を受け、それらの結果を公表し、常に改善を図ることが東京都策

定のガイドラインにより求められています。区は、第三者評価の受審費を助成することにより、受審を促進し、介護サービスの質の向上を図ります。

(3) 相談・苦情処理体制の整備

介護保険サービスが有効に活用されるために、区や地域包括支援センターをはじめ、介護

保険相談員、まちかど介護相談薬局が身近な相談窓口として、連携した対応を行います。

また、窓口寄せられた苦情の解決に努めるとともに、介護サービスに対する意見、苦情の原因や問題点を把握し、他の事業者へ周知することにより、介護サービスの質の向上を図ります。

介護保険相談員

地域の民生委員で、介護保険の制度やサービスについての身近な相談先

まちかど介護相談薬局

気軽に立ち寄って相談ができる身近な薬局
区の介護保険サービスの紹介などの情報提供を行っている

16 介護保険サービスの質の向上

より質の高いサービスや支援を行うために、介護保険サービス事業者や事業者協議会が開催する研修事業を支援します。また、適切な介護給付の推進を図るために、介護事業者への実地指導等を実施し、介護サービスの質の向上に努めます。

(1) 研修事業の支援

介護サービスの質を確保するため、事業者団体や国、都などと役割分担をしながら、人材の質的向上に取り組みます。

- ◇ 介護事業者にとって身近な地域である区で、介護技術のスキルアップ研修を行います。身近な地域で行うことにより、小規模事業所も参加しやすくなり、また介護技術の向上とともに、地域の情報の共有や参加者同士の連携の効果で、人材の質的向上と定着支援を図ります。
- ◇ 地域包括ケアの実現のため、居宅介護支援事業所等の主任介護支援専門員等を対象に、その役割の明確化を図り、今後、職種の団体として自律的な活動をできるよう支援します。
- ◇ サービス別の事業者団体に対し講師派遣や会場提供を行うことなどにより、介護サービス事業者の研修事業を支援していきます。

(2) 介護人材の確保・定着支援

介護保険サービスを適切に提供するためにハローワーク等との協力により、就職相談会等を開催し、区内事業者の新規介護従事者の確保に努めます。

また、介護技術スキルアップ研修などを開催し、介護職員の定着支援に取り組めます。

(3) 介護給付の適正化

認定調査の点検、給付費通知の発出、医療情報との突合・縦覧点検等を実施するとともに区内介護サービス事業所の実地指導等を強化します。

さらに、福祉用具購入や住宅改修の点検等にも積極的に取り組んでいきます。

(4) 指導（実地指導・集団指導）の実施

介護保険サービス事業者が個人情報保護を含めた各種法令を遵守し、適正な事業運営を行うために、各事業所を訪問して指導を行う「実地指導」と対象サービス事業者を集めて講習等を行う「集団指導」を実施します。

(5) 地域密着型サービス等の指定及び運営基準の策定

地域密着型サービス事業者が、基準に照らし適正で、かつ、質の高いサービスを提供することができるよう、指定申請を行う前の計画段階から相談を受けます。

また、地方分権改革推進計画により、区の条例として、指定地域密着型（介護予防）サービスの運営基準を定めます。

施策 2 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

現状と課題

高齢者の増加により、今後一層、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加するとともに、要介護高齢者が増加することが予想されています。そのため、特別養護老人ホームや老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の施設整備を着実に進めていく必要があります。

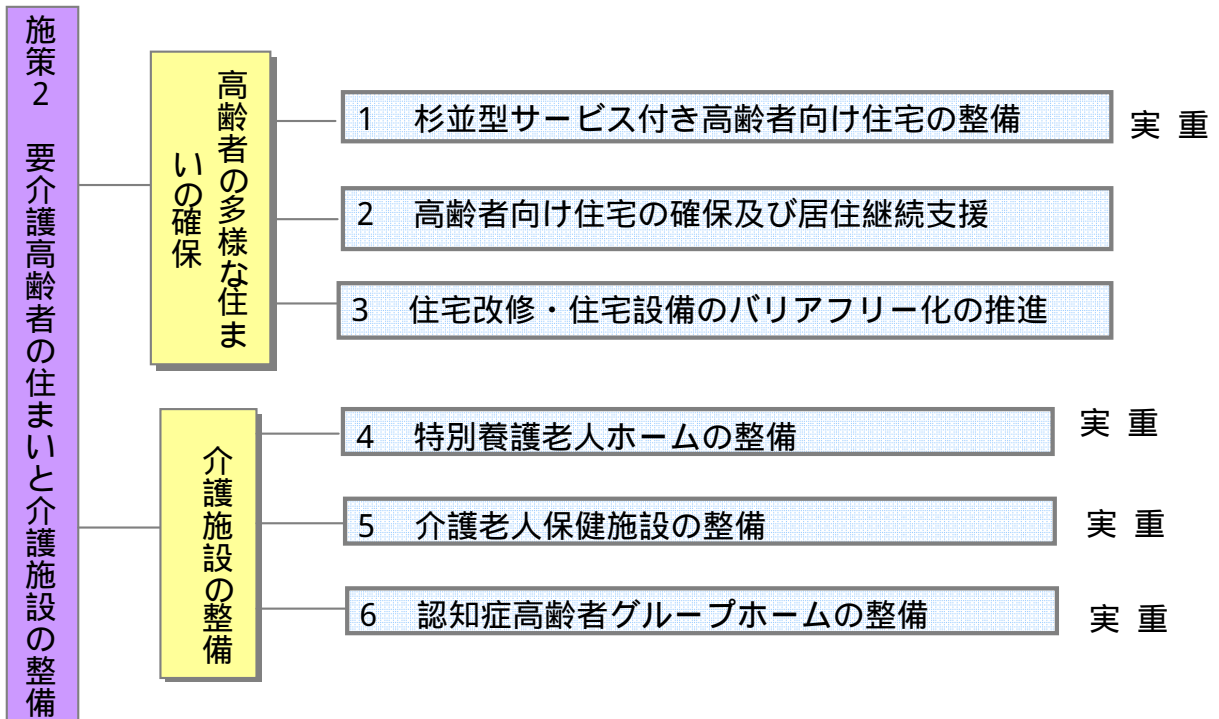
高齢者が地域の中で必要な支援を受けながら安定した生活ができるよう、医療や介護などの連携を通じて、高齢者が暮らしやすい住まいを計画的に整備していくことが課題となっています。

施策推進の目標

介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進んでいます。

見守りや生活支援に加え、介護と看護のサービスを受けられる高齢者向け住宅の整備が進んでいます。

施策 2 要介護者の住まいと介護施設の整備



施策 2 要介護者の住まいと介護施設の整備

高齢者の多様な住まいの確保(事業1～3)

高齢者が地域の中で自立して生活するためには、安心して住み続けられる住まいの確保や要介護高齢者の増加に伴い介護等のサービスが受けやすい住宅が求められています。

高齢者向け住宅の整備誘導を図るとともに、住宅改修費の助成をはじめ居住継続のため各種支援を行います。

実重 1 杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備

バリアフリーなど高齢者にふさわしい設備が整い、安否確認や生活相談などのサービスに加え、介護事業所を住宅内に設置し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などを活用した、24時間体制による介護と看護のサービスを備えた高齢者向け住宅について、民間による整備誘導策を講じながら整備を進めます。

2 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援

みどりの里の運営のほか、高齢者住まい法に基づく高齢者向け住宅の整備誘導を図るとともに、住宅セーフティネットの観点から、被災や立ち退きなどで緊急に住宅の確保が必要な高齢者に対し、民間アパートの借上げを行います。

また、民間アパートのあっせんや家賃等債務保証などを行い、高齢者の

居住継続を支援します。

3 住宅改修・住宅設備のバリアフリー化の推進

要介護認定を受けた高齢者を対象に住宅設備改修費の一部を助成します。また、介護予防の観点から、非該当と認定された高齢者に対し、住宅改修経費の一部助成を行います。(再掲)

あわせて、住宅設備のバリアフリー化を希望する高齢者に、改修に必要な情報提供や住宅の改修資金の融資あっせんなどを行い、快適な住まいづくりを支援します。

介護施設の整備(事業4～6)

在宅での介護が困難な高齢者が状態に応じて各種の施設に入所できるよう、入所申込者が増加している特別養護老人ホームをはじめ、認知症の高齢者を支える地域に身近なグループホームなど介護施設の整備を進めます。

実重 4 特別養護老人ホームの整備

施設を建設・運営する社会福祉法人に対する建設助成や公有地の活用などにより、特別養護老人ホームの整備を推進します。また、用地確保が困難な都市部特有の問題解決に向け、新たな施設整備のあり方を検討します。

特別養護老人ホーム

寝たきり状態や認知症の方など常時介護が必要であり、家庭での生活が困難な場合に入所し、日常生活に必要な介護や療養上の世話を受けることができる施設

実重 5 介護老人保健施設の整備

病状が安定した要介護高齢者の在宅生活への復帰支援のため、リハビリに重点を置いた介護老人保健施設の整備に向け、民間事業者の整備計画への支援や、施設を建設・運営する事業者に対する建設助成を通じ、施設建設を促進します。

実重 6 認知症高齢者グループホームの整備

認知症の高齢者が家庭的な環境のもと少人数で共同生活を行えるよう、施設を建設し運営する事業者などへの助成を行い、グループホームの整備促進を図ります。

施策3 障害者の地域生活支援の充実

現状と課題

平成25年4月より、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(障害者総合支援法)」が施行されます。また平成24年10月より障害者虐待防止法も施行されました。こうした中で、障害者が地域での快適な生活を可能にするためには、課題解決を援助するための相談支援、地域での居住先の確保等を進める在宅支援、入所施設や病院等から円滑に地域での生活を可能にする移行支援、障害者の人権を擁護する虐待対策などが必要となっています。

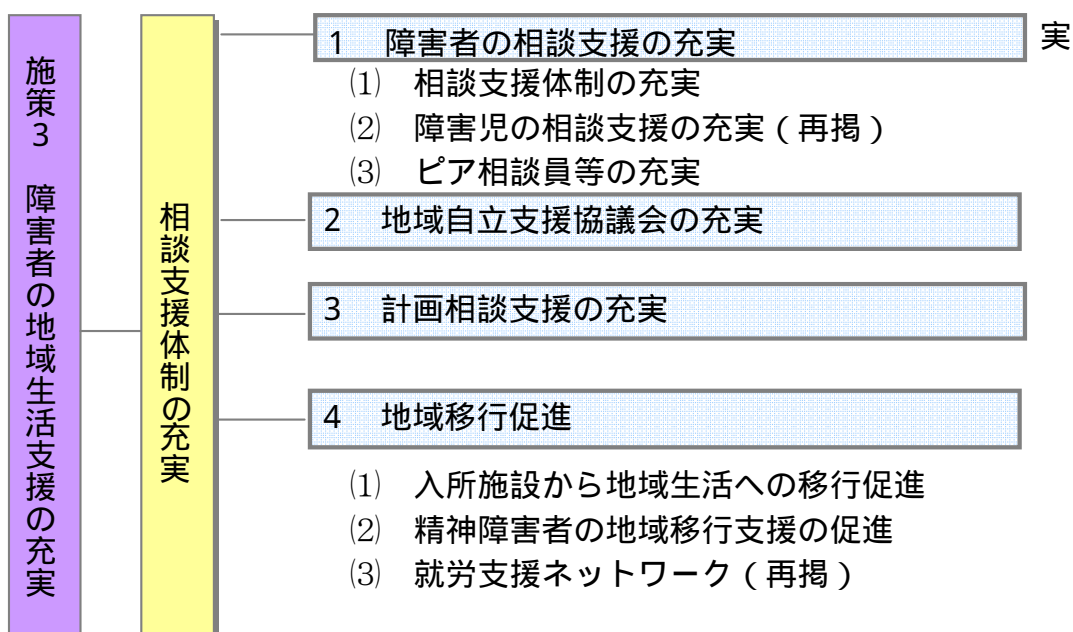
施策推進の目標

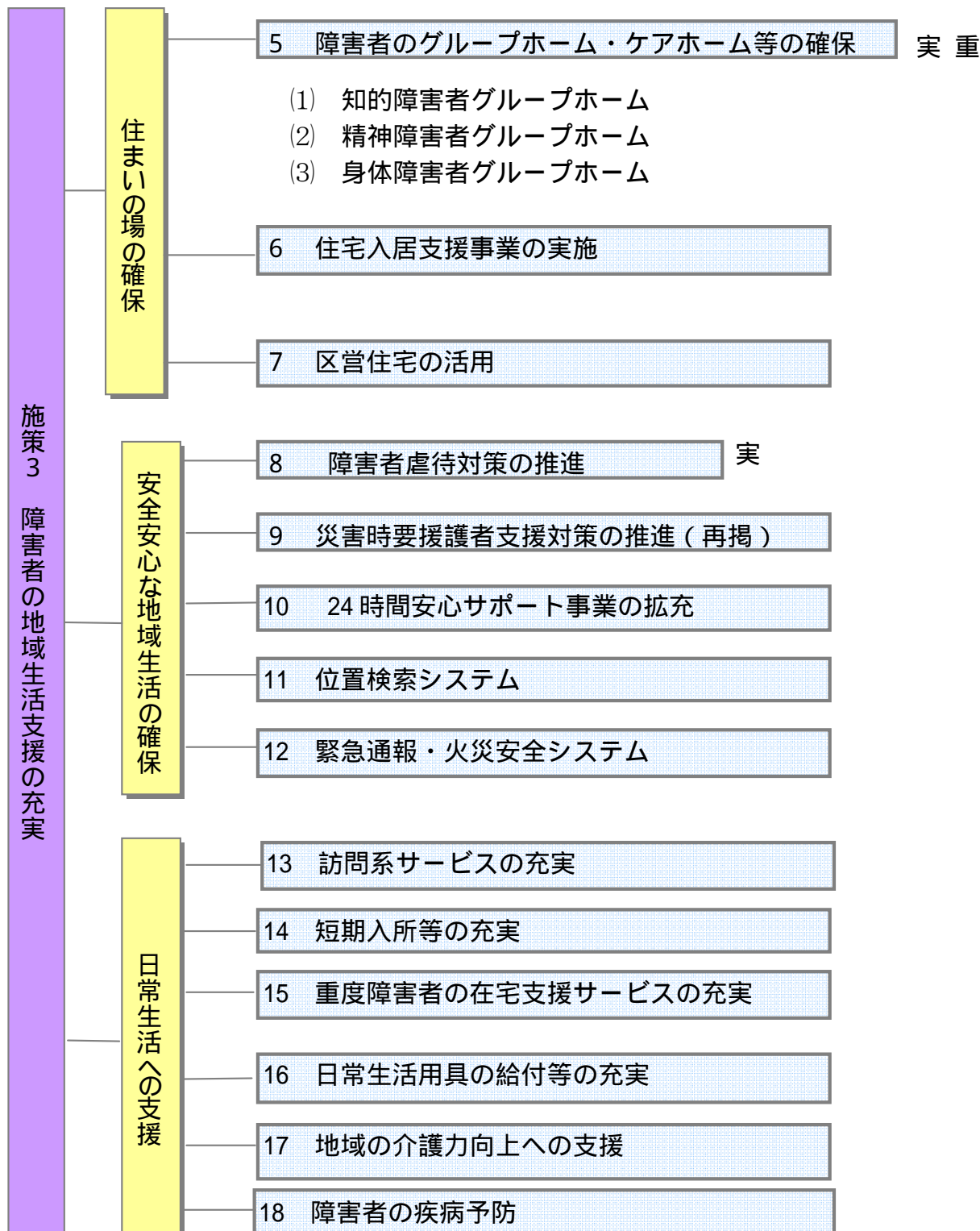
地域で安心して生活ができるように、医療・介護・福祉の連携により、病院や施設から在宅につなげる仕組みが整っています。

障害の程度が重くても、自分らしく生きていけるように、きめ細かな日常生活の支援やグループホームなどの整備が進んでいます。

誰もが安心して暮らせるよう、障害者の権利が守られる取組が充実してきています。

施策3 障害者の地域生活支援の充実





施策3 障害者の地域生活支援の充実

相談支援体制の充実(事業1～4)

障害者が、自己選択や自己決定に基づき、住み慣れた地域で生活を継続していくためには、在宅サービスをはじめとした様々な情報の提供や専門的な相談

支援が重要です。身近な地域で相談や必要な情報取得ができるよう相談支援体制を充実していきます。

実 1 障害者の相談支援の充実

障害者が抱える課題の解決や障害福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制を充実します。

(1) 相談支援体制の充実

相談支援体制の再構築を行います。区民にとって利便性が高く、専門性を持った相談支援の体制を以下のように整備します。

◇ 基幹相談支援センター機能

区が相談支援体制全体をまとめ、専門職の配置により民間の相談支援事業所のバックアップや、サービスの質の確保、ネットワークの拠点となります。また、虐待防止センターの役割も担います。

◇ 障害者の地域相談の拠点となるセンター

区内に3か所整備し、地域の障害者相談の拠点として障害種別にかかわらず、一般的な相談に対応します。また、地域移行支援や複合的な問題を持つ家庭の支援など、専門性の高い相談にも対応します。

◇ 指定特定・一般・障害児相談支援事業

法律に基づいた相談支援事業所として、地域生活を送る上で必要なサービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成やその後のモニタリングを行います。

(2) 障害児の相談支援の充実（再掲） 120 ページ

(3) ピア相談員等の充実

身体障害者・精神障害者及び知的障害者のピア相談の充実を図るため、ピア相談を行う人材の発掘、養成や活用に取り組めます。さらに相談だけでなく、当事者としての経験を生かして、障害者自身が他の障害者の支援を行う体制づくりを行います。

ピア相談

障害者の立場・視点で、同じ障害を持つ方に寄り添いながら、主体性を尊重した相談を行うこと

2 地域自立支援協議会の充実

障害者の自立生活の実現のためには、サービス事業所、教育、就労、医療機関、ボランティア団体、さらには権利擁護機関など、地域内の多様な社会資源の間に顔の見えるネットワークをつくり、障害者を地域で支えていくことが重要です。

そのため、地域自立支援協議会が、そのネットワークの中核としての役割を担います。また、地域自立支援協議会に設置する専門部会で、相談支援や地域移行について障害者本人の視点に基づき検証し、施策の充実を図

ります。

3 計画相談支援の充実

安心して地域で生活していくためには、障害者に合ったサービスの利用調整や本人に寄り添った自立支援が大切です。障害福祉サービスや様々な社会資源を活用して、一人ひとりのニーズに合ったサービス等利用計画を作成し、障害者が安心して地域生活が継続できる支援のしくみをつくりま

ず。
一人ひとりに合ったサービス等利用計画の作成を進めるため、制度利用の周知を行うとともに、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員への研修の開催等を通じ、事業者の支援の質の確保に努めます。

4 地域移行促進

地域で安心して生活できるよう、地域において必要な支援の体制を整備し、本人の意向を尊重して、施設や入院先から地域生活への移行を積極的に促進します。

(1) 入所施設から地域生活への移行促進

入所施設などに1年以上入所していた方の地域移行のニーズに対応し、必要に応じて相談支援事業所等と連携し地域移行に向けた支援を行います。

(2) 精神障害者の地域移行支援の促進

地域で生活するピアサポーターと共に、精神科病院へ入院している方に対して、退院に向けての動機づけや地域生活に向けてのイメージづくりを行います。また、医療機関と連携・相談しながら、障害者自立支援法の個別給付事業や、保健センター保健師の地区活動など、適切なサービスにつなぎます。

ピアサポーター

障害者が自らの体験を活かした支援活動を行うこと

(3) 就労支援ネットワーク（再掲）

64 ページ

住まいの場の確保(事業5～7)

住み慣れた地域の中で継続して生活をするためには、グループホーム・ケアホーム等の確保が重要です。また、新たにアパート等での一人暮らしを行う場合にも、条件にあった賃貸物件が探しづらい状況があるなど、入居に向けての支援が必要とされています。

病院や遠隔地にある施設で生活し、地域移行を希望する方に対しても地域で継続して生活できる支援の充実と住まいの場の確保に努めます。また障害特性や年齢等に応じた住まいの整備を進めます。

グループホーム

障害者が少人数のグループで共同生活を営み、夜間・休日を過ごすためのサービスのうち、身の回りのことは自ら行える程度の障害者が利用するサービス(共同生活援助)のこと

実重 5 障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保

障害があっても地域の中で自立し安心して生活できるよう、障害特性に応じた住まいのあり方に関する指針に基づき、グループホームやケアホーム等を社会福祉法人やNPO法人等と連携して整備します。

ケアホーム

障害者が少人数のグループで共同生活を営み、夜間・休日を過ごすためのサービスのうち、食事、排泄、入浴等に介護が必要となる障害者が利用するサービス（共同生活援助）のこと

(1) 知的障害者グループホーム

知的障害者を対象として、少人数のグループで、夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。または、相談や日常生活の援助を行います。

(2) 精神障害者グループホーム

精神障害者を対象として、少人数のグループで、夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。または、相談や日常生活の援助を行います。地域での単身生活への移行を目的とした通過型グループホームと滞在型グループホームがあります。

(3) 身体障害者グループホーム

身体障害者を対象として、少人数のグループで、夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。または、相談や日常生活の援助を行います。

6 住宅入居支援事業の実施

「高齢者等アパートあっせん事業」や「高齢者等入居支援事業」を活用し、障害者のアパートなどへの入居支援を行います。

7 区営住宅の活用

障害者が、地域で継続して生活を送るため、区営住宅の一部を障害者用として確保します。

安全安心な地域生活の確保(事業8～12)

障害者が、安全で安心な地域生活を送るため、緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制を整備し充実していきます。

また、障害者に対する虐待防止や権利擁護に関する仕組みをつくります。

実 8 障害者虐待対策の推進

障害者虐待の通報や届出に基づき、適切な相談支援・対応を行います。

障害者を養護する家族などに対して、介護負担の軽減や介護の知識等に関する情報提供をすすめ、虐待の未然防止を図ります。

また、障害者虐待の早期発見・未然防止についての講演会やパンフレットの作成など、権利擁護に関する理解を深めていきます。

10 24 時間安心サポート事業の拡充

介護者の急病や急用など緊急的な支援が必要となった時に、休日や夜間などを含め 24 時間体制で、緊急ショートステイ又は緊急ヘルパー派遣のサービスを提供します。

11 位置検索システム

在宅の知的障害者が、行方不明等になった時の早期発見と安全確保のため、介護する方に、位置情報端末機器を貸与します。

12 緊急通報・火災安全システム

一人暮らしをする身体障害者が、自宅で急病や事故などの場合に対応するための通報機器を貸与します。また、通報機器により東京消防庁へ通報し、地域の協力体制により救助する仕組みの普及を図ります。

日常生活への支援(事業 13～18)

障害の特性や程度にかかわらず、必要に応じていつでも様々なサービスを受けられることが重要です。また、サービス提供の質の向上を図る必要があります。サービス提供基盤を整備し、障害者の地域生活を支援します。

13 訪問系サービスの充実

家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行います。

給付実績の推移や障害者基礎調査結果などから、今後もサービス利用量の増加が見込まれます。

障害程度区分が非該当と認定された方に対しては、生活サポート事業を実施しサービスを提供します。

14 短期入所等の充実

介護者の病気などにより在宅での生活が一時的に困難になった時などに、短期入所の施設で障害者へ食事や入浴などの必要な支援を行います。医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所が利用できるような整備に努めます。

15 重度障害者の在宅支援サービスの充実

重度の障害があっても住み慣れた地域で自分らしく快適に生活できるよう、外出が困難若しくは寝たきりの方に対し、「訪問入浴サービス」、「理美容サービス」や「寝具洗濯・乾燥サービス」を提供します。

16 日常生活用具の給付等の充実

重度の障害者の日常生活の質を向上するため、介護訓練支援用具等の給付や貸与を行います。また、必要な人が適切に利用できるよう、使用方法や修理などの情報提供や相談の充実を図ります。

17 地域の介護力向上への支援

障害特性や一人ひとりの障害者のニーズに応えられるヘルパーを養成するため、支援力向上のための研修の開催、事業所で行う研修への専門職員の派遣、通所施設での体験研修への参加などの支援を行います。

さらに、事業者が求人募集をする際の支援や、すぎなみ地域大学と連携したガイドヘルパーの養成、有資格者の掘り起こし等、地域の障害者の生活を支える人材を確保・育成していきます。

また、障害福祉サービスを利用者が、安心してサービス利用を継続するためには、障害福祉サービス事業者の量的、質的なレベルアップが不可欠です。事業者が、利用者に適切なサービスを提供するとともに、適正な事業運営を行い、安定的な運営ができるよう、事業者への助言・指導を行っています。

18 障害者の疾病予防

生活習慣病予防対策として、地域のかかりつけ医を持つことを勧め、かかりつけ医のない障害者には区内障害者施設の利用者を対象に障害者施設健診事業を実施し、個別保健指導や健康相談につなげていきます。

また、地域の医療機関と連携をしながら障害者の高齢化等に備えて、適切な相談体制や医療サポート体制の強化を推進していきます。

障害者の二次障害や機能低下を防止するために、住宅改修および補装具作製等の相談を実施していきます。

また、区内障害者施設利用者を対象として理学療法士や作業療法士により、一人ひとりにあったきめ細かなりハビリプログラムを実施します。

二次障害

二次障害とは、障害者に見られる既存の障害（一次障害）の増悪や、あらたに出現した障害のことで、しばしば動作能力の低下をともなう

中度以上の障害をもつ人に、また年齢が高くなるほど多くみられる

施策4 支えあいとセーフティネットの整備

現状と課題

杉並区は、他区と比較して単身世帯が多い実態にあります。また、平成22年度に実施した高齢者実態調査では、近所付き合いのない人が回答者の約3割を占めています。こうした人たちに、日常生活や様々な活動に必要な情報を適切に提供することが求められています。

高齢化の進展等に伴い、高齢や障害などにより移動が困難な人が増えており、これらの人々の社会参加等を支える移動サービスの充実が課題となっています。

施策推進の目標

誰もが、日常生活や様々な活動へ参加するための情報が入手しやすくなっています。

福祉車両等で送迎を行う移動サービスが充実しています。

施策4 支えあいとセーフティネットの充実

施策4
支えあいとセーフティネットの充実

1 生活支援情報提供の推進 実重

- (1) 総合的な生活支援情報提供
- (2) バリアフリー協力店

2 移動サービスの支援（移動困難者支援） 実

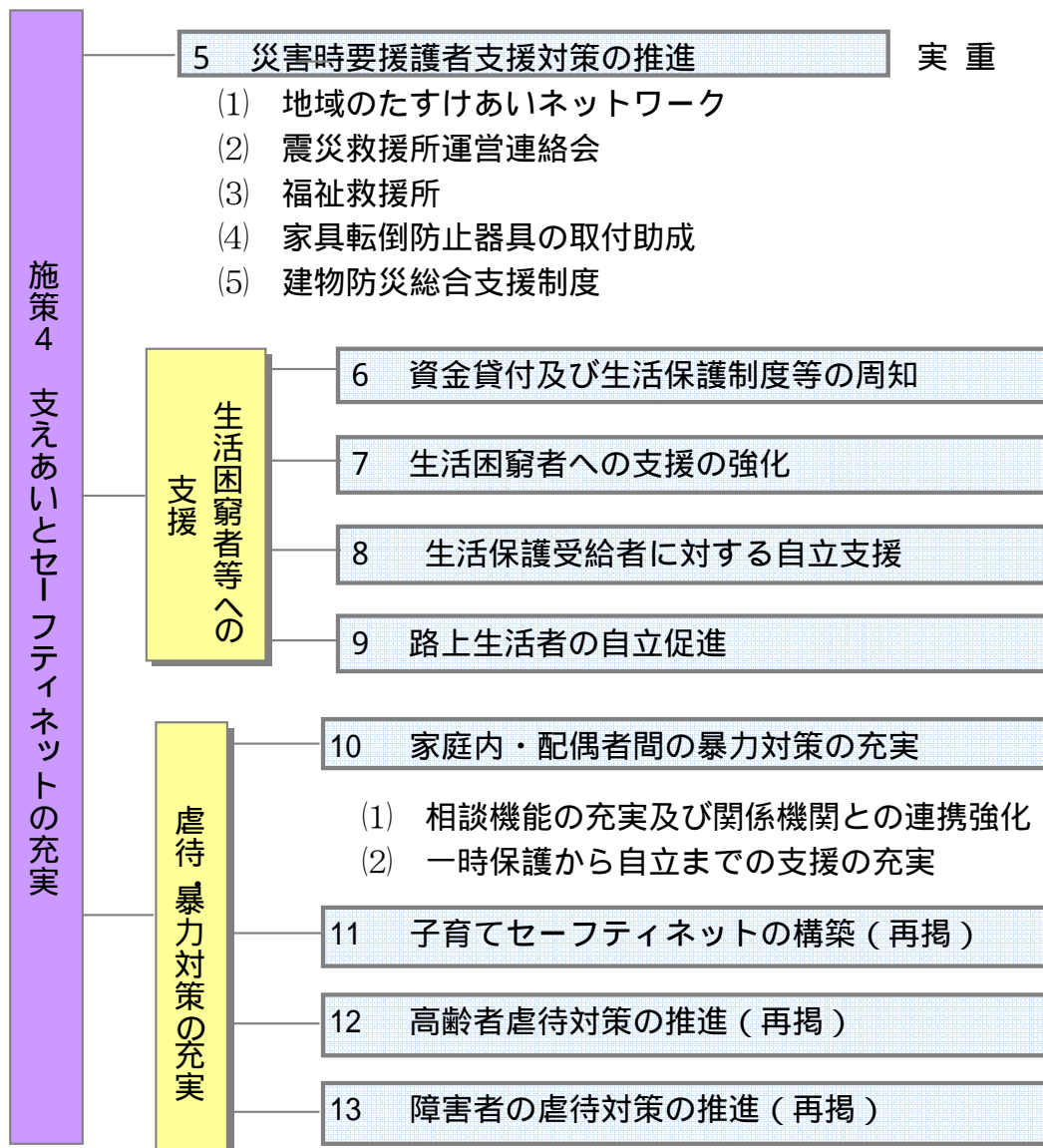
- (1) 移動サービス情報センターの運営
- (2) 福祉有償運送団体の支援

3 成年後見制度の利用促進 実

- (1) 成年後見センター運営
- (2) あんしんサポート事業（福祉サービス利用援助）

4 苦情調整委員制度の運営

権利擁護の
組みの充実
の仕



施策4 支えあいとセーフティネットの充実

実重 1 生活支援情報提供の推進

日常生活や様々な活動への参加に関する情報を、総合的に提供する仕組みを整備します。また、バリアフリー協力店の登録拡大や区内施設におけるバリアフリー情報の提供を進めます。

(1) 総合的な生活支援情報提供

ウェブサイト「いってきまっぷ」に掲載しているバリアフリー情報の内容を充実させると共に、見やすく、わかりやすく提供します。

また、区が行う情報発信と連携をとることにより、ICT（情報通信技術）を利用できないなど様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した適切な情報提供など、必要な時に必要な情報が届く仕組みづくりを図ります。

(2) バリアフリー協力店

障害者、高齢者、小さな子ども連れの方など、誰でも利用しやすい設備を備えていたり、お客さまへの気配りややさしい対応ができる店舗(心のバリアフリー)を「バリアフリー協力店」として登録し、誰もが安心して利用できる店舗の拡大を図ります。

また、区のバリアフリー基本構想の内容も踏まえ、ハード面のみならず、ソフト面での協力を、既登録店を含めて広く呼びかけていきます。

区内の公共施設やバリアフリー協力店の情報は、ウェブサイト「いつてきまっぷ」に掲載しています。

実 2 移動サービスの支援(移動困難者支援)

移動困難な人の通院や買い物などの外出を支援するため、福祉車両等で送迎をする団体による移動サービスの取次ぎを行う「移動サービス情報センター」を運営します。また、移動サービスを行うNPO団体等の支援を行います。

(1) 移動サービス情報センターの運営

福祉車両等を使った外出の相談や情報提供を行います。また、利用者の状況にあった福祉車両等の予約をする「取次サービス」を行っています。

福祉有償運送

道路運送法では、安全確保の観点から自家用自動車を使用した有償運送を規定しているNPO等が福祉有償運送を行う場合、区が設置する福祉有償運送運営協議会での活動内容に関する協議を経て、道路運送法上の手続きを行う必要がある

(2) 福祉有償運送団体の支援

区内で福祉有償運送活動をするNPO団体等に対し、車両の維持経費や運行管理を行う人件費などの補助や運転従事者の育成の支援などを行います。

権利擁護の仕組みの充実(事業3、4)

判断能力の有無に関わらず、本人の人権が損なわれることなく地域で安心して暮らし続けることができるよう、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業への支援や、成年後見制度の相談から利用支援を行う杉並区成年後見センターの事業の充実を図っていきます。また、関係団体との協働、ネットワークの形成を進めるとともに、苦情調整委員制度の周知や地域包括支援センター(ケア24)での相談機能の強化を行い、総合的に利用者を支援し権利擁護の拡充を進めていきます。

実 3 成年後見制度の利用促進

(1) 杉並区成年後見センター運営

相談から申立支援、法人後見受任等を行っている杉並区成年後見センターの運営について、関係機関や関係団体の協力を得ながら充実を図っていきます。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方を保護し、財産管理等の支援を行う制度

(2) あんしんサポート事業（福祉サービス利用援助）

社会福祉協議会が行っている日常的な金銭管理、福祉サービスの契約手続き等を行う日常生活自立支援事業の対象者を拡大し、要支援・要介護高齢者や身体障害者に対しても行います。

4 苦情調整委員制度の運営

保健福祉サービスに対する苦情申し立てに対し、保健福祉サービス調整委員が対応することにより、サービスの質を向上させます。また、制度を知らず、不満がありながら相談に至らないケースを減らすよう、区民が集まる機会でのパンフレット配布や、各種協議会等の場で説明するなど区民への周知に努めます。

実重 5 災害時要援護者支援対策の推進

災害時に援護を必要とする要介護高齢者や障害者等に、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」への登録を促進し、避難支援プランの作成等を進めます。併せて、緊急時に必要な支援内容や医療などの情報を万が一のときに円滑に役立てるための「救急情報キット」を配布します。また、民間の高齢者・障害者施設と協定を締結し、災害時に受入施設となる福祉救護所を設置します。

災害時要援護者
高齢者及び障害者等災害発生時に、必要な情報を把握して、安全に避難するなどの防災行動をとるのに支援を要する人々のことをいう。

(1) 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）

震災救護所運営連絡会や地域の方々の協力により、災害が発生したときに自力で避難することが困難な方の安否確認や避難等の支援をするため、高齢者や障害者の登録を更に促します。

(2) 震災救護所運営連絡会

震災救護所運営連絡会において、登録者台帳を活用して、災害時の登録者の安否確認などの支援方法を検討し、「避難支援プラン」を策定します。区は社会福祉協議会と連携して、この取組への協力及び支援を行います。

(3) 福祉救護所

専門性の高い支援を行うことができる民営入所施設と協定を締結し、災害時に、高齢や障害などにより特別な支援や介護を必要とする要援護者を臨時的、応急的に受入れる体制を整備します。今後も協定を締結する入所施設の増加を図ります。

(4) 家具転倒防止器具の取付助成

高齢者や障害者が安心して日常生活を送るための地域の防火・減災対

策として、高齢者の一人暮らし又は高齢者のみの世帯や障害者のいる世帯に対し、家具防止器具の取付に対する助成を行います。

(5) 建物防災総合支援制度

火災危険度4及び5の地域に住む災害時要援護者で希望する方に、「建物防災支援アドバイザー」を派遣し、住まいの耐震診断や家具の転倒防止器具の取付の必要性があるかの判断や、火災報知機などの点検を無料で助言します。

生活困窮者等への支援(事業6～9)

生活保護の実施機関としての相談援助体制と自立促進機能を強化し、低所得者に対する福祉行政を担当する組織としての性格をより明確化する方向で、福祉事務所の組織改正を行いました。この間、計画上掲げた事業を着実に推進するとともに、路上生活者の大幅な減少や自立支援に向けた施策の前進が図られましたが、生活保護受給者が増加しています。今後は、生活保護を受給する前の低所得者、及び未来を担う子どもや若年層への支援を強めます。

6 資金貸付及び生活保護制度等の周知

広報・ホームページ等あらゆる媒体により、公的資金貸付制度、各種費用の減免制度、債務整理のための法律相談、生活保護制度等、生活に困窮する区民に様々な援助制度の周知を行います。

7 生活困窮者への支援の強化

生活保護を必要とする人に対しては、確実に生活保護制度を適用することとなるが、自立の可能性のある生活困窮者に対しては、他の法律や他の施策の活用により、生活保護に頼る必要がないよう支援していきます。

8 生活保護受給者に対する自立支援

他の法律や他の施策、関係機関、専門的知識を有する職員や民間事業者・NPOとの連携など、様々な社会資源を活用して、生活保護受給者にあつた「自立支援プログラム」を策定し、就労自立・生活自立を支援します。特に、次世代育成の観点から、生活保護受給世帯の子どもや若年層の支援を強めます。

9 路上生活者の自立促進

みどり公園課、保健センターなどの関係各課、緊急一時保護センター、民間支援団体等と連携して、路上生活者の健康生活相談会を実施します。また、都区共同の対策事業を活用して就労自立・生活自立による社会復帰を促進します。

虐待・暴力対策の充実(事業 10～13)

児童や高齢者・障害者への虐待防止対策並びに家庭内・配偶者間暴力対策について強化するとともに、関係機関との連携や各相談機関の充実を図り、虐待や暴力の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

10 家庭内・配偶者間の暴力対策の充実

(1) 相談機能の充実及び関係機関との連携強化

福祉事務所、保健センター、男女平等推進センター等の各相談窓口の役割を明確にしつつ、連携体制を強化し、総合的な支援体制の充実を図ります。また、医療機関や被害者の自主グループ、支援団体等の関係機関との連携も強化し、被害者の意思を尊重しながら速やかな対応を進めます。

(2) 一時保護から自立までの支援の充実

被害者の状況に合ったシェルター確保のために、東京都配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、関係機関と連

シェルター
被害者が緊急一時的に避難できる施設

携し、一時保護機能の充実を図ります。被害者に対しては、保護命令申立制度や生活保護制度及びひとり親施策などを活用するとともに、被害者の意思を尊重しながら、地域で安心して生活が送れるよう支援を行います。また、加害者への対応として、国、東京都ウィメンズプラザ及び警察機関に協力していきます。

11 子育てセーフティネットの構築(再掲) 109 ページ

12 高齢者虐待対策の推進(再掲) 78 ページ

13 障害者虐待対策の推進(再掲) 89 ページ

施策 5 健康危機管理の推進(再掲) 50 ページ

2 施策の方向と展開

人を育み共につながる心豊かなまち

地域における多様なつながりの中で、心豊かで自立心を持った「次代を担う人」を育むまちを築きます。

また、誰もが文化・芸術や生涯学習・スポーツに親しむことのできる環境を備えたまちを目指します。

基本構想で示された「人を育み共につながる心豊かなまち」 の10年後の姿

仕事と子育ての両立を支援する環境づくりが進んでいる。

- ・すべての子どもへの良質な成育環境が整ってきている。
- ・地域の持つ豊かな子育て力・教育力を活かし、地域で子どもの育ちと子育て家庭を応援するまちづくりが進んでいる。

この計画は、杉並区基本構想を具体的に実現するための保健福祉分野の取組みを明らかにするものであることから、基本構想に示された10年後の将来像に向けて施策を展開します。

- 1 子どもの育ちと子育てを応援する

子どもを育てるすべての家庭や保護者が、孤立せずに安心して子育てできるように、悩みを日常的に相談したり話しあえる場を設けるなど、子どもの育ちと子育てを地域で支えあう仕組みづくりを進めます。

幼保一体化を含む保育施策や放課後児童対策の拡充を図るなど、働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくります。

子どもを孤立と虐待から守るとともに、特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援を進め、子育てセーフティネットを整備します。

社会とのかかわりを自覚しながら健やかに成長できるよう、青少年や若者の自立を促し、社会参加を促進する取組みを進めます。

施策1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

現状と課題

少子化・核家族化や地域社会のつながりの希薄化により、子育ての不安感や負担感を抱える親や保護者が増えるとともに、家庭や地域の子育て力の低下などの問題が生じています。このため、子どもの育ちや子育てを社会全体で支えあうことが求められています。

児童虐待に関する相談・対応件数は年々増加しており、児童虐待防止に向けて子ども家庭支援センターと関係機関等が密接に協力・連携しながら、一貫して取組む必要があります。このため、未然防止の取組強化、早期発見・対応による重症化予防、様々な課題が複合した高リスク家庭への的確な対応などが課題となっています。

経済情勢や雇用環境の厳しい状況が続く中で、ひとり親家庭を取り巻く環境は大きく変化し、区内のひとり親家庭も増加傾向にあります。ひとり親家庭の状況に応じたきめ細かな相談とニーズへの対応が求められています。

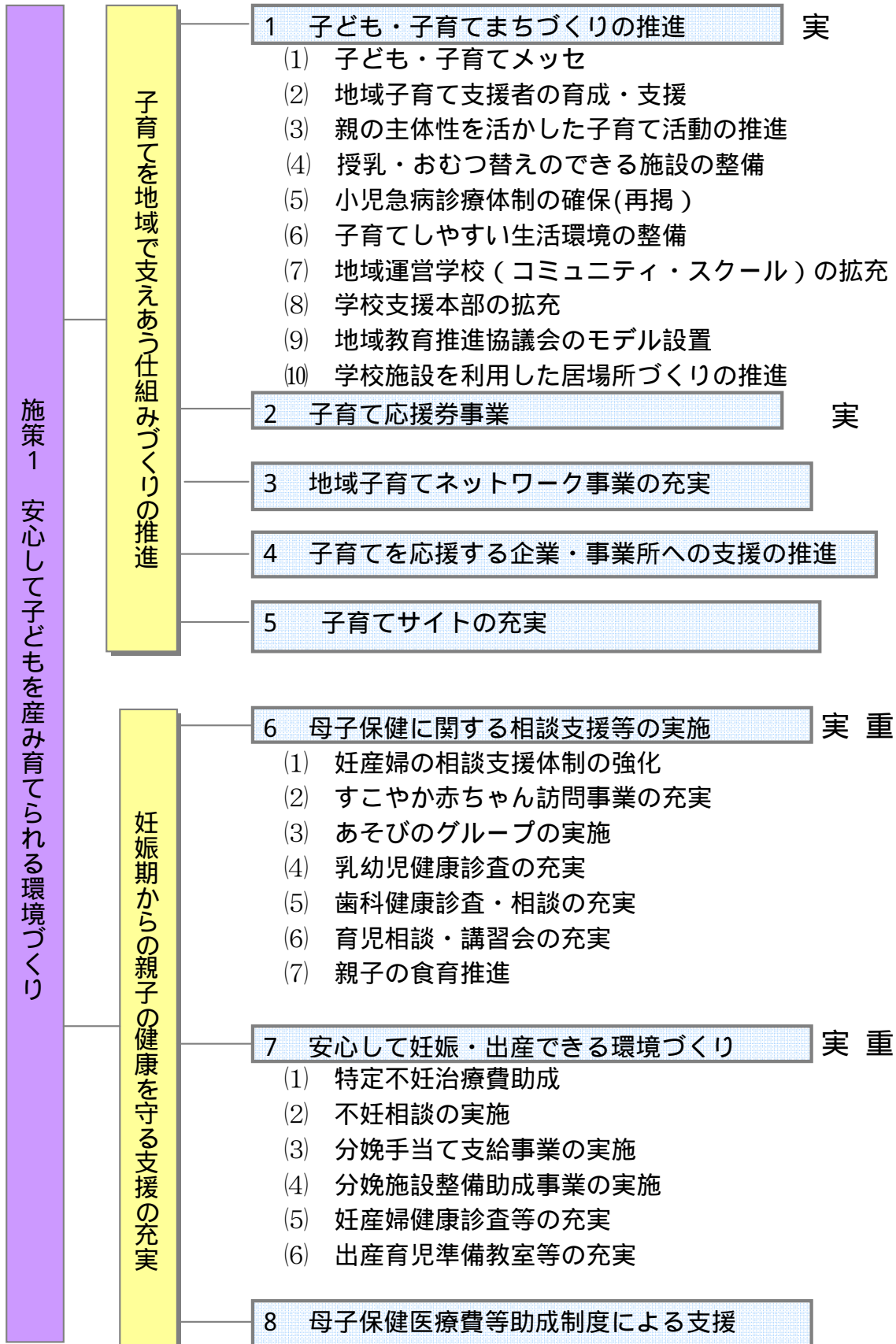
施策推進の目標

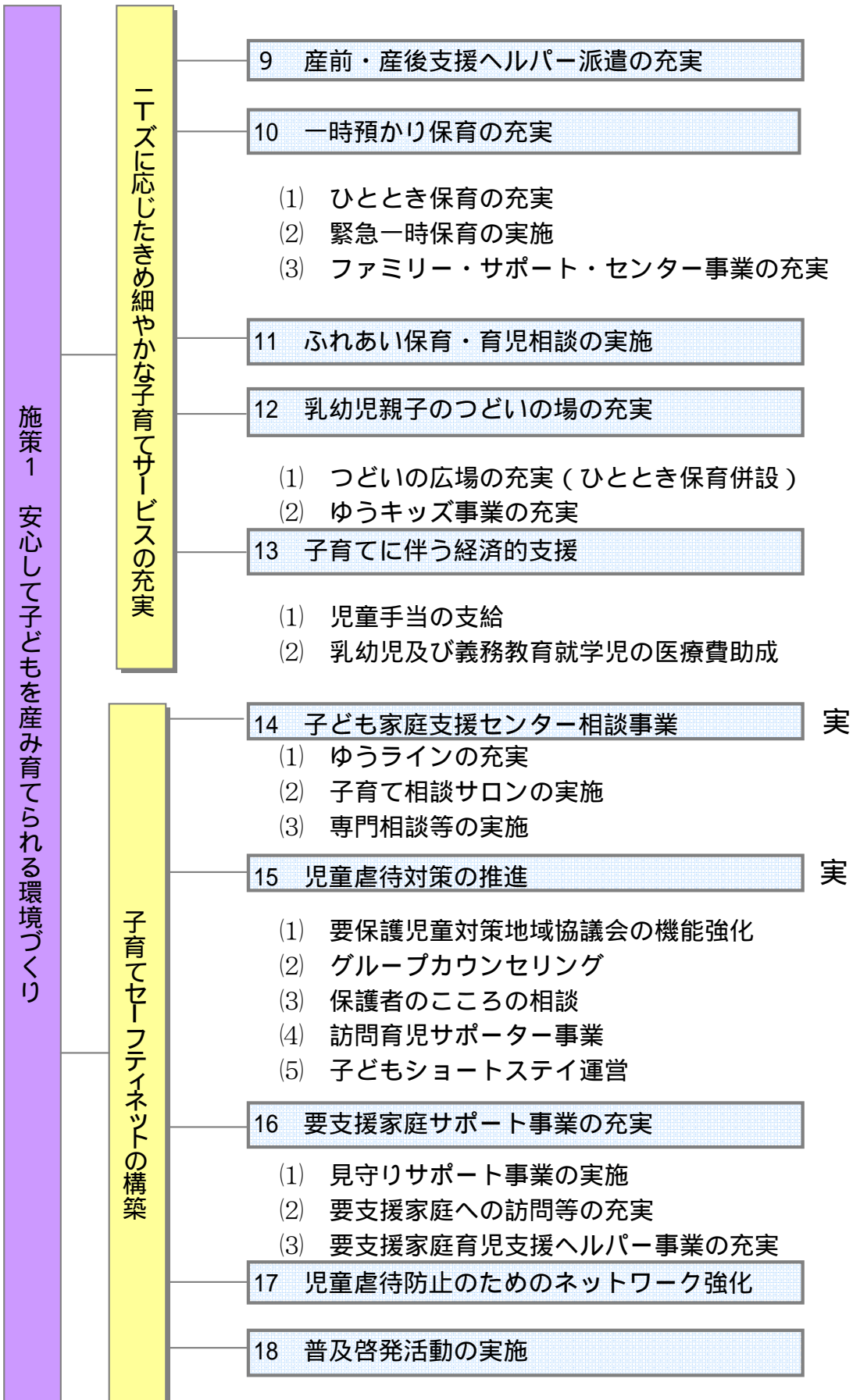
地域の中でのきめ細かい子育て支援のサービスが提供され、安心して妊娠・出産・育児ができる環境が整っています。

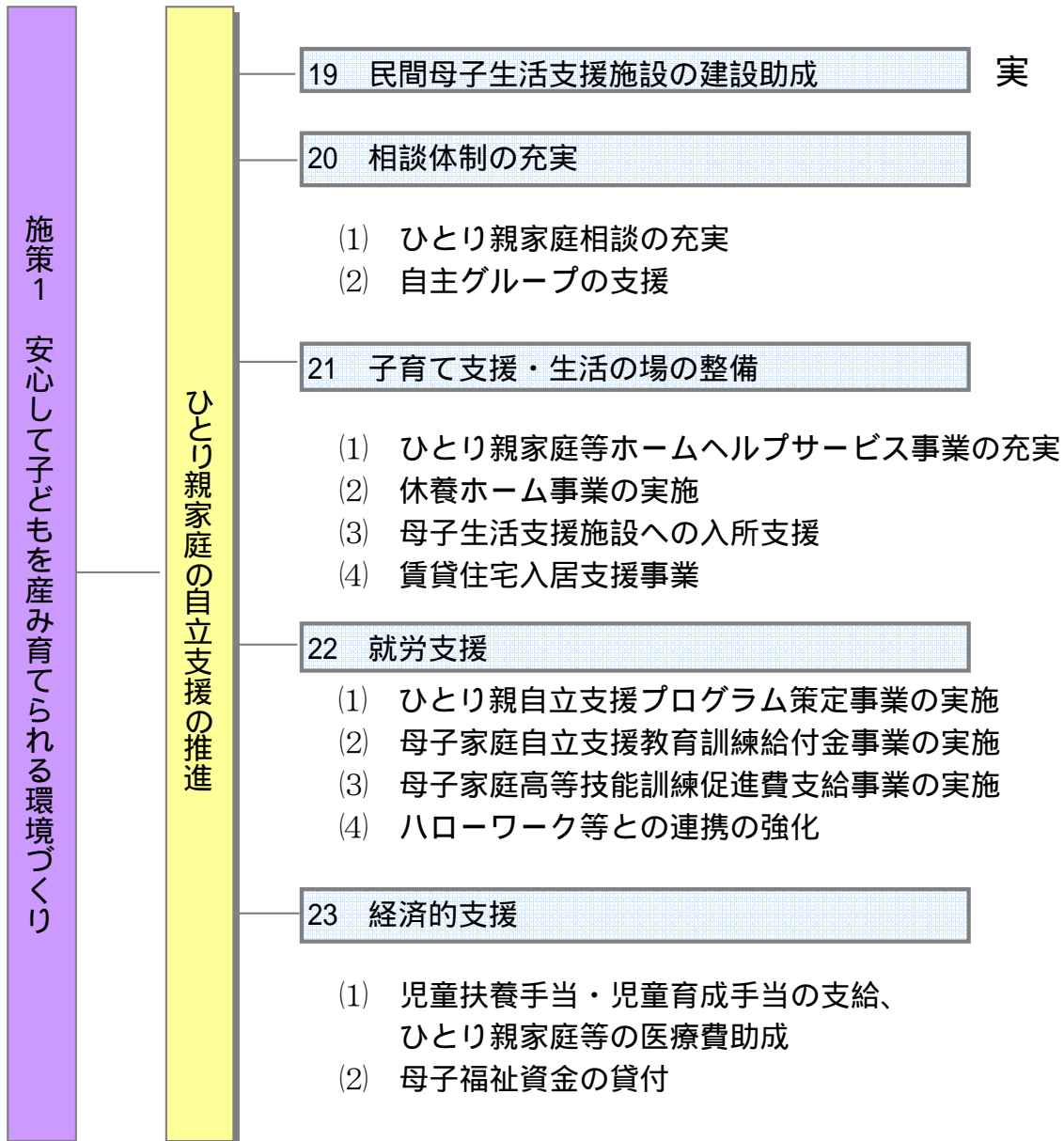
子育てを地域で支えあうための仕組みなどの整備が進み、楽しさや喜びを実感しながら子育てしている親が増加しています。

関係機関のきめ細やかなネットワークにより、虐待の防止や子育て不安を解消するための子育てセーフティネットの整備が進んでいます。

施策1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり







施策1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進(事業1～5)
 地域の子育て力・親の子育て力の向上をめざして、子育て応援券事業を推進していくとともに区民、地域団体、企業等との連携を図り、地域の子育て支援に取り組めます。
 また、外出時の授乳やオムツ替えの場所などを整備し、乳幼児親子が安心して外出できる環境を整えるとともに、手軽に子育て情報が得られる子育てサイトを充実します。

- 実 1 子ども・子育てまちづくりの推進
 子育てを地域で支えあう仕組みづくりを進めるとともに、地域の子育て支援者の育成を図ります。

また、子育てがしやすい環境を整備するとともに、地域や学校との連携により支援を充実します。

(1) 子ども・子育てメッセ

子どもや子育てに関する地域の活動をつなげるため、区民・地域団体・企業等と協働して「子ども・子育てメッセ」を開催します。メッセを通じ、子育て家庭や子育てを応援したい方などに、子ども・子育てに関する地域の様々な資源や取組を知ってもらうとともに、活動に参加するきっかけにするなど、区全体で子ども・子育てについて考える環境を整えていきます。

子ども・子育てメッセ
子どもと子育てを応援する地域の団体、NPO、企業などが、それぞれの活動を区民に知らせるとともに、団体同士がつながりあうきっかけづくりの場として、また、子育て中の人に、地域の資源を知ってもらうきっかけとして実施した子育て支援のイベント

(2) 地域子育て支援者の育成・支援

すぎなみ地域大学で実施している子育て支援講座をより実践的な内容に工夫し、受講後に様々な場で子育て支援活動の担い手として主体的に活動できる人材を育成します。また、受講者のニーズに合った活動ができるよう支援します。

(3) 親の主体性を活かした子育て活動の推進

乳幼児を持つ親が主体となって、地域で仲間をつくり、親同士の学び合いや子どもの遊びづくりなどの自発的な活動がしやすい環境をつくるとともに、地域で生まれた自主グループ同士の交流及び情報交換や子育てグループの活動支援を推進します。

また、学齢期の子を持つ親の家庭教育支援に向けて、PTA・地域団体と協力しながら、親のための学習機会を設定するなど、家庭・地域・学校の連携と協働のもと、取組内容の充実を図ります。

(4) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備

保育園・児童館・図書館・地域区民センター等の施設において、授乳やおむつ替え、休憩ができる施設を地域のバランスを考えながら整備し、「いってきまっぷ」や子育てサイト、東京都の「赤ちゃん・ふらっと」一覧で周知します。

(5) 小児急病診療体制の確保(再掲) 47 ページ

(6) 子育てしやすい生活環境の整備

子ども連れや妊娠している方などが利用しやすいよう、駅及び駅周辺的环境整備を進めるほか、バリアフリー協力店の普及を目指し、安心して商店を利用できる仕組みづくりを推進します。

また、ひとり親世帯、多子世帯などに対して、区営住宅入居の抽選の倍率を優遇し、子育て世帯を入居しやすくします。

区道の街路灯の維持・改修及び私道の民有灯の助成を行い、交通安全や防犯対策を推進します。

各学校において学校安全支援隊を結成し、小学校及びその周辺の防犯・安全パトロールなどを実施し、防犯や安全活動に取り組んでいるほか、子どもの見守りのためのパトロールを実施している団体の活動に対する助成や、犯罪発信情報をメール配信します。

また、災害時には、災害時緊急メール網を運用し、保育園・幼稚園・子供園・学童クラブと保護者が情報を共有します。

(7) 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の拡充

保護者や地域住民などが、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」を指定し、地域に開かれ、信頼される学校づくりを目指します。

(8) 学校支援本部の拡充

学校と地域の連携体制の構築をはかるため、関係者研修の充実等により学校支援本部の取組を支援し、学校支援活動に関わる地域人材のすそ野を広げていきます。

(9) 地域教育推進協議会のモデル設置

0歳から15歳までの子どもの育成や教育に係る課題について、地域の多様な主体が協力・連携しながら、自主的に取り組む活動を支援します。

(10) 学校施設を利用した居場所づくりの推進

土曜日や放課後に子どもたちが地域の中で様々なことに挑戦・体験できるよう、親や地域住民の総意工夫により、学習機会と安全な居場所を提供する「土曜日学校」や「放課後子ども教室」を推進します。

実 2 子育て応援券事業

就学前の子どもがいる家庭に、「子育て応援券」を交付し、地域の中で様々な人とかかわりながら安心して子育てができるよう支援します。

3 地域子育てネットワーク事業の充実

「出会い、ふれあい、支えあい」を合言葉に、地域の課題やニーズに合わせた講演会やまつり等の事業により世代を超えた区民の交流を図り、子育て家庭を支援します。また、行政機関や地域団体等との連絡会を開催し、地域で子育て家庭を見守り、支援していくネットワークの強化に努めます。

4 子育てを応援する企業・事業所への支援の推進

企業・事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、子育てに理解ある職場環境づくりに取り組むよう、また、自主的に行っている地域貢献活動がより多くの企業・事業者に広がるように啓発を行います。

また、子ども・子育てにやさしい優れた取組を行っている企業・事業者を表彰するとともに、そのような取組を行うように、企業・事業者に対して働きかけます。

5 子育てサイトの充実

行政・民間サービス、地域の情報を含めた子育て情報を手軽に入手できるよう「すぎなみ子育てサイト」及び区民参加でつくる「すぎらボ」コーナーを充実します。また、サイト紹介のリーフレットを母子健康手帳とともに配布するなど、子育てサイトの周知や利用促進を図ります。

妊娠期からの親子の健康を守る支援の充実(事業6～8)

安心・安全な妊娠・出産を経過して、地域で楽しく子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産の早い時期からの支援を充実します。保護者の育児不安の軽減や産後うつ予防等を通して、児童虐待の未然防止に努めます。

実重 6 母子保健に関する相談支援等の実施

保健センターでは、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や相談・支援体制を充実させ、地域で安心して育児ができるように支援します。また、発達障害を早期から支援するため、1歳6か月健診後の集団観察の場となる「あそびのグループ」を実施します。

(1) 妊産婦の相談支援体制の強化

望まない妊娠も含めた妊産婦のあらゆる悩みについて、タイムリーに相談できるよう「妊婦向けの相談案内カード」を医療機関や薬局等に設置します。妊娠届出時のアンケートに基づく相談を実施するとともに、「母と子の保健バック」を配布し母子保健、子育て支援サービス等の情報提供に努めます。

(2) すこやか赤ちゃん訪問事業の充実

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭へ訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるとともに、地域の子育てに関する情報提供を行い、産後うつ予防や育児不安の軽減を図ります。さらに子ども家庭支援センターによる見守り支援やサービスの提供等、関係機関と連携して対応します。

(3) あそびのグループの実施

発達に心配のある幼児を対象に、専門職が、親子で参加するグループ活動を実施します。この活動により保護者に具体的な助言を行い、適切な対応が図れるよう支援します。

(4) 乳幼児健康診査の充実

乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等の早期対応を図るとともに、保護者の育児不安を軽減できるように乳幼児健康診査を実施します。

発達障害等の相談に対しても、適切な支援につなげるようきめ細かく対応します。健診未受診者に対しては、電話連絡や訪問による勧奨等フォロー強化を図ります。

(5) 歯科健康診査・相談の充実

乳幼児歯科相談・1歳6か月児歯科健康診査・3歳児歯科健康診査を通じ、乳幼児の歯科疾患の早期発見・発症予防に努めます。さらに、歯・口腔の健康に関して良好な生活習慣を身につけるため、歯科保健指導や健康教育の機会を増やしていきます。

(6) 育児相談・講習会の充実

低月齢児を持つ保護者が利用しやすい形態で育児相談日や離乳食講習会を実施するとともに、電話、面接、訪問による相談、育児不安を軽減し、地域で楽しく子育てができるような支援を行います。

(7) 親子の食育推進

出産準備教室や乳幼児健診時に、生涯にわたる健康な体づくりの基礎として、生きるために必要な食の大切さや、健康的な食事の選び方、家族で協力して楽しい食卓づくりをするための支援を行い、食育を推進します。

実重 7 安心して妊娠・出産できる環境づくり

不妊に悩む夫婦に対する相談支援、出産・育児に必要な情報の提供や仲間づくりを支援し、区内で安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。

(1) 特定不妊治療費助成

高額の治療費のかかる特定不妊治療費について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。

(2) 不妊相談の実施

妊娠を望む夫婦や不妊に悩む夫婦に対して気軽に相談できる体制整備と、区民向けの講座・専門相談・ピアグループカウンセリング等を行い不妊に対しての正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。

(3) 分娩手当で支給事業の実施

地域の産科医の減少に歯止めをかけるために、医療機関等が産科医・助産師に支給する分娩手当の一部を助成し、身近で安心して子どもを生める環境を整えます。

(4) 分娩施設整備助成事業の実施

区内の出産施設が大幅に減少し、身近な医療機関等で出産できにくい現状から、医療機関等が出産用のベッドを増やす際に医療機関等に対して施設整備の一部を補助することで、区民が安心して出産できる環境を整えます。

(5) 妊産婦健康診査等の充実

健康な出産ができるよう妊婦健康診査を充実させるとともに、区内の医療機関等において、妊婦子宮頸がん検診・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査を実施し、安心安全な妊娠・出産の支援を充実します。

(6) 出産育児準備教室等の充実

地域で安心して出産や育児ができるよう、知識の普及、仲間づくり、地域の子育て情報の紹介を行う母親学級や、父親の育児参加を進めるためのパパママ学級を平日及び休日に開催します。

また、妊産婦にやさしい環境づくりのため、マタニティマークの普及啓発を図ります。

8 母子保健医療費等助成制度による支援

妊娠高血圧症候群等・養育医療・自立支援医療（育成医療）・小児慢性疾患・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付等の対象者に対して、医療費等の助成を行い、必要に応じて相談や保健指導を行います。

また、生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯の妊婦に対して、保健指導票を交付し、妊産婦健診（子の1か月健診も含む）費用を助成します。

ニーズに応じたきめ細やかな子育て支援サービスの充実(事業9～13)

すべての家庭が安心してゆとりのある子育てができるよう、乳幼児の一時預かりや産前・産後支援ヘルパーその他の子育て支援サービスの普及に努め、利用を拡大します。また、育児をしている親が孤立しないよう、乳幼児親子の交流や仲間づくりのできる「つどいの広場」「ゆうキッズ事業」等の充実を図り、ふれあい保育を区立保育園全園で進めるなど、身近な地域で子育てを支えあう取組を推進します。

9 産前・産後支援ヘルパー派遣の充実

妊娠中の体調不良時等に家事援助を行う産前支援ヘルパー事業、出産後間もない母親や乳児の身の回りの世話と育児相談を行う産後支援ヘルパー

事業を実施し、健康な出産とその後の育児支援の充実を図ります。

10 一時預かり保育の充実

子どもを預かる事業を実施し、保護者の育児疲れの解消や保護者又は家族の疾病・出産等の子育て家庭の支援をしていきます。

(1) ひととき保育の充実

通院、買い物、育児疲れの解消等のために、子どもを短時間預かり保育する「ひととき保育」を充実します。

さらに「ひととき保育」の施設連絡会や事業者対象の研修を実施し、保育サービスの質を高めていきます。

(2) 緊急一時保育の実施

保護者又は家族の疾病、出産等の理由により、緊急に保育を必要とする子どもを、区立保育園において一時的に一定期間保育します。

(3) ファミリー・サポート・センター事業の充実

短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人(利用会員)と援助ができる人(協力会員)との相互援助によって行うファミリー・サポート・センター事業を実施し、協力会員数の拡大に取り組めます。

11 ふれあい保育・育児相談の実施

保護者の子育てに対する悩みや不安を保育士や看護師、調理職員に相談しながら、保育園生活の体験ができるふれあい保育をすべての区立保育園で実施します。

また、子育てサポートセンターでは、育児講座や電話相談を活用した育児相談により育児の負担軽減を図り、すべての区立保育園においても来園や電話による育児相談に積極的に取り組むことで、保護者の育児負担の軽減や子どもの健やかな成長を支援していきます。

12 乳幼児親子のつどいの場の充実

乳幼児親子の交流等を通して、保護者が抱える育児不安を解消し、子どもが健やかに成長できるように支援していきます。「つどいの広場」とゆうキッズ事業の一部を「地域子育て支援拠点事業」として再構築し、地域の子育て支援団体等と連携しながら、それぞれの特徴を活かした活動を展開します。

(1) つどいの広場の充実(ひととき保育併設)

地域のNPO法人や民間事業所等が運営している「つどいの広場」に集うことで乳幼児親子(特に0歳~2歳の親子)が安心して過ごせる交流の

地域子育て支援拠点事業
(児童福祉法に基づく事業)
地域の身近な場所で、乳幼児親子が気軽に集い、交流や子育て相談、情報提供等を実施することにより、子育ての孤立化の防止や育児不安を軽減し、地域で安心して子育てができるようにすることを目的としています。

場となっています。さらに、先輩お母さんとの交流や高齢者とのふれあいなど、施設が特色を活かした運営を行うことで、親自身が子育ての中の気づきや子育ての楽しさを実感できるような広場づくりを実施していきます。

(2) ゆうキッズ事業の充実

児童館が乳幼児親子にとって、子育て仲間との交流の場となり、親の子育て力向上、育児不安や孤立感の解消に寄与できるよう、ゆうキッズ事業の充実を図ります。

ゆうキッズ事業は、「地域子育て支援拠点事業」の趣旨を踏まえ、子育てについての相談、情報の提供を行い、区民との協働や他の関係機関との連携により、生後間もない乳児とその保護者の受け入れや乳児親子向けプログラム（ゆうキッズスタート）を全児童館で実施します。

13 子育てに伴う経済的支援

(1) 児童手当の支給

義務教育修了前（15歳に達した最初の3月31日）までの児童を養育している者に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給します。また、申請もれがなく該当する対象者が受給できるよう周知に努めます。

(2) 乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成

義務教育修了前（15歳に達した最初の3月31日）までの乳幼児等を養育する保護者に、保険診療の医療費の自己負担分（入院時の食事療養に係る標準負担相当額を除く）を助成します。また、申請もれがないように、制度の周知に努めます。

子育てセーフティネットの構築(事業 14～18)

児童虐待に関する相談・対応件数が増加する中、早期発見と的確な対応による重症化予防をいかに推進するかが求められています。

このため、子ども家庭支援センターの組織体制や機能を強化し、虐待通告・相談に対する迅速で的確な対応を図ります。さらに妊娠期から各関係機関とのネットワークを一層きめ細やかにすることにより、より早期から児童虐待を予防する子育てセーフティネットを構築します。

実 14 子ども家庭支援センター相談事業

子どもと家庭の総合相談窓口（ゆうライン）の充実を図り、福祉・保健・医療・教育分野と連携しながら、子育て相談・虐待問題などについてきめ細かく対応します。

- (1) ゆうラインの充実
電話や面接等による相談に対応するとともに、関係機関との連携を進めます。
- (2) 子育て相談サロンの実施
保健センター等からの紹介により、子育てに不安や悩みのある母親が相談を兼ねて親子で過ごせる居場所として運営します。
- (3) 専門相談等の実施
精神科医、家族心理士等の専門家による専門相談を実施し、相談者のニーズに応え、適切な支援をします。

実 15 児童虐待対策の推進

区民や関係機関からの児童虐待通告・相談に対しては、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等への継続的な支援を行います。また、育児不安等の相談に対しては、母子保健事業と一体となって継続的に支援し、地域と連携しながら、虐待の未然防止を図ります。

- (1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化
要保護児童対策地域協議会を再構築し、調整機能を持つ子ども家庭支援センターと保健センターの役割分担により、地域における要保護児童を把握し、妊娠期からの虐待の未然防止、相談・対応、重症化防止を一体的に行います。
- (2) グループカウンセリング
育児不安が強い母親や、実際に虐待をして悩んでいる母親が集い、専門家の助言を受けながら、自分のことを語る「グループカウンセリング」を保健センター等で実施し、親子関係を回復し、虐待の防止を図ります。
特に、すこやか赤ちゃん訪問事業で発見された育児不安がある親の相談の受け皿として、気軽に利用できるよう体制を整備します。
- (3) 保護者のこころの相談
子育てに伴う悩みや産後のうつ状態等、保護者の精神的な問題について、精神科医師や臨床心理士等による相談を保健センターで行い、助言・援助をすることで、保護者が安心して育児ができるように支援し、虐待の予防を図ります。
- (4) 訪問育児サポーター事業
1歳未満の子どもの子育てに不安感・負担感を感じている家庭を、育児サポーターが訪問し、相談や育児技術等の指導・助言を行います。

(5) 子どもショートステイ運営

保護者が病気、出産などで一時的に子ども（0歳～12歳）を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院で預かります。

16 要支援家庭サポート事業の充実

虐待や養育困難により支援の必要な家庭を、関係機関による見守りや訪問、育児支援ヘルパーの派遣等によりサポートし、虐待防止を図ります。

(1) 見守りサポート事業の実施

子ども家庭支援センターが児童相談所と連携し、一時保護または施設から児童が家庭復帰した家庭を、保健センター・子供園・幼稚園・保育園・学校・児童館（学童クラブ）・主任児童委員など関係機関と協力し、見守り支援します。

(2) 要支援家庭への訪問等の充実

育児不安や養育困難を抱える家庭を子ども家庭支援センター、保健センターの職員等が訪問し、親子の健康支援や育児指導・相談を行います。

(3) 要支援家庭育児支援ヘルパー事業の充実

特に養育支援が必要な家庭には、家事援助ヘルパーや専門相談員を派遣し、家事援助や子育て支援を行います。

17 児童虐待防止のためのネットワーク強化

要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携を中心に、広く福祉、保健医療、教育各分野の関係機関、子ども子育てに関わる民間団体や区民のグループも含めた、児童虐待防止のためのネットワークを強化していきます。

18 普及啓発活動の実施

児童虐待の実態や早期発見などについて、広報や講演会を開催して広く区民に周知し、児童虐待防止の普及・啓発に努めます。

また、児童相談所と連携した養育家庭体験発表会等の開催により、養育家庭制度の普及に努めます。

養育家庭

いろいろな事情から、親と暮らせない子どもたちを、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育していただく家庭のこと。

ひとり親家庭の自立支援の推進(事業 19～23)

近年の離婚件数の急増に伴い、杉並区においてもひとり親家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭の親は経済的、社会的、精神的に不安定な状況におかれがちであるため、子ども家庭支援センターを中心に、ひとり親家庭が抱える様々な相談にきめ細かに応えられるよう相談体制を充実します。

また、民間母子生活支援施設の建設費等を助成することで、母子家庭の安心安全な生活の場と緊急一時保護施設としての機能の充実を図ります。

実 19 民間母子生活支援施設の建設助成

子どもの養育が困難な母子家庭の安心安全な生活の場の確保のために、民間母子生活支援施設の老朽化に伴う改築に対し、改築費用の一部を助成します。

20 相談体制の充実

ひとり親家庭が抱える様々な相談にきめ細かに応えられるよう関係機関との連携を深めるなど相談体制を充実します。

(1) ひとり親家庭相談の充実

ひとり親家庭の悩みや問題を気軽に相談できるよう、子ども家庭支援センター等を中心に各種制度、生活などの全般的な相談を受けます。離婚前後の精神的に不安定な時期については、福祉事務所と子ども家庭支援センターが適切なアドバイス及び関係機関につなぐなど、個々に応じたきめ細かな対応による総合的な支援を行います。

また、ひとり親家庭支援のためのパンフレットを発行し、各種支援施策・制度の周知を図ります。

(2) 自主グループの支援

ひとり親家庭同士が、様々なイベントを通してつながり、お互いに励まし、助け合うことができる仲間づくりをNPO等と協働して進めます。

21 子育て支援・生活の場の整備

ひとり親家庭の子育てや生活を支援するとともに、ひとり親家庭が休養の機会を持てるよう支援します。

(1) ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の充実

義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭が、就労等の事情で日常生活に支障をきたしている場合に、家事又は育児などを行うホームヘルパーを派遣します。利用期間を延長するなど各家庭の状況に応じてホームヘルパーを派遣することで、安心した子どもの生活を守ります。

(2) 休養ホーム事業の実施

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭に休養の機会と場を提供するため、区が契約している日帰り施設及び宿泊施設を利用した場合に利用料の一部を助成します。

(3) 母子生活支援施設への入所支援

DV被害者母子世帯や離婚、未婚母子世帯が、子どもの養育見守り及び住宅の確保が必要な場合に、母子生活支援施設への入所を支援します。さらに、施設指導員や母

DV被害者

配偶者や事実婚のパートナーなどから暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受けた人のことで、暴力は、殴る・けるなどの身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力も含まれる

子自立支援員が連携して生活や就業の支援をします。

また、DV被害者母子世帯の緊急一時保護室を整備し、緊急時の受け入れを進めます。

(4) 賃貸住宅入居支援事業

民間アパートを探しているひとり親家庭に対し、(社)東京都宅地建物取引業協会杉並区支部の協力を得て、民間アパートをあっせんします。民間アパートの契約・更新時に連帯保証人のいない場合は、通常より優遇された保証料で保証委託契約を結ぶことのできる民間保証会社をあっせんし、ひとり親家庭の住宅確保に努めます。

22 就労支援

母子家庭の親が就労を目指して資格を取るための修学費用の助成をはじめ、就労を目指すひとり親に対して支援します。

(1) ひとり親自立支援プログラム策定事業の実施

ひとり親家庭の親が、安定した職業に就き、自立できる収入が得られるよう、ひとり親家庭自立支援プログラム策定員が個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、就労に関する様々なメニューを活用して支援します。

(2) 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施

母子家庭の親が、ヘルパーなどの就労に役立つ資格を得る場合に、受講費用の20%を支給します。

(3) 母子家庭高等技能訓練促進費支給事業の実施

母子家庭の親が、看護師や介護福祉職など安定した収入が得られやすい資格を取得する場合に、その受講期間について、一定額の訓練促進費を支給します。

(4) ハローワーク等との連携の強化

ハローワーク、NPO等関係団体との連携を図り、求人情報の収集・提供を円滑に行います。また、ハローワーク、(財)東京仕事センターや関係機関と連携して、セミナー開催等の就労支援を行います。

23 経済的支援

(1) 児童扶養手当・児童育成手当の支給・ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の生活安定と自立促進等を図るため、児童扶養手当・児童育成手当を支給し、医療費の助成を行います。また、申請もれがなくそれぞれ該当する対象者が受給できるよう周知します。

(2) 母子福祉資金の貸付

母子家庭の母及び子に対し、技能習得資金や就学資金などの必要な資金の貸付を行うことで、経済的に自立して、安定した生活を送ることができるよう支援します。

施策2 保育の充実

現状と課題

保育所入所待機児童の解消を図り、働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することが急務となっています。また、次代を担うすべての子どもが健やかに育つことができるよう、質の高い幼児教育・保育の一体的な提供も求められています。

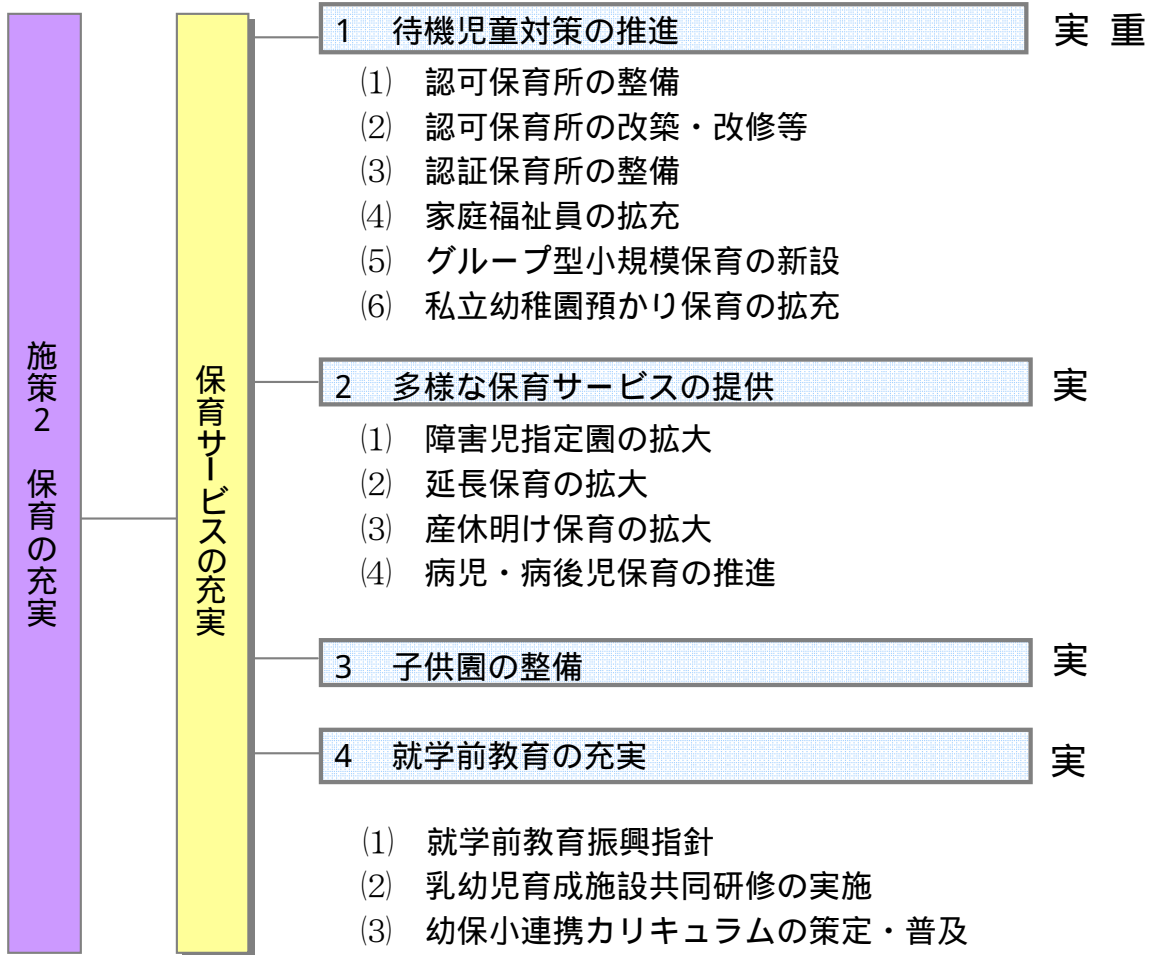
この間、区は認可・認証保育所、区保育室の増設などによる、待機児童対策に取り組み、認可保育所の整備などの対策を計画的に進め、一定の成果を上げてきました。今後も保育の充実を図ることが課題となっています。また、延長保育や産休明け保育など、多様な保育サービスの提供を進める必要があります。

施策推進の目標

保育所入所待機児童が解消され、子どもを生み育てながら安心して就労等が可能な環境が整ってきています。

保護者の就労形態にかかわらず、誰もが希望する就学前の教育と保育サービスが受けられるようになり、すべての子どもが健やかに育ち小学校への円滑な接続ができています。

施策 2 保育の充実



施策 2 保育の充実

保育サービスの充実(事業 1 ~ 4)

杉並区では、増大する保育需要に対応するために、保育所等の受入定員の拡大、認可保育所・認証保育所の整備、家庭福祉員の拡充などにより、待機児童の解消を目指した対策を進めます。

あわせて、今後の中長期的な保育需要の変化などを踏まえて、障害児指定園の拡大、産休明け保育の拡大、病児・病後保育の推進などの多様な保育サービスを提供します。

また、就学前教育の充実を図るために、就学前教育振興指針を策定し、幼児育成施設共同研修の実施、幼保小連携カリキュラムの策定・普及を推進していきます。

実重 1 待機児童対策の推進

待機児童の解消を目指して、認可保育所等の増設、施設の改築・改修に伴う定員の拡大、区保育室の認可保育園への転換、家庭福祉員の拡

区保育室
保育所入所待機児を解消するための緊急対策として、杉並区が整備した認可外の保育施設

充、私立幼稚園の預かり保育の推進等の対策を進めます。

(1) 認可保育所の整備

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所を増設するなど、受入定員の拡大を図ります。

(2) 認可保育所の改築・改修等

認可保育所を改築、改修することで、受入定員の拡大を図ります。

(3) 認証保育所の整備

都市部における保育需要に対応する東京都の独自の基準を満たす認証保育所を増設するなど、多様化する保育ニーズに応える新しい方式の保育所を整備します。

(4) 家庭福祉員の拡充

保護者の就労等により、昼間家庭で保育することのできない子どもを預かり、家庭的な雰囲気大切にしながら保育する一定の資格を持ち区長の認定を受けた方を増やします。家庭的雰囲気における少人数の保育は、乳幼児に対して安定した保育効果が期待できます。

(5) グループ型小規模保育の新設

国の定める家庭的保育者の制度基準を満たし、かつ国の定める研修を受講した方が家庭的保育者として認められ、研修を受講した家庭的保育者が複数名集まって行う保育を新設します。

(6) 私立幼稚園預かり保育の拡大

長時間の預かり保育を行う私立幼稚園に対し、補助金制度を設け、私立幼稚園における保育の充実をはかり、短時間就労者等の保育需要に対応します。

実 2 多様な保育サービスの提供

保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるよう、障害児保育、延長保育、産休明け保育、年末保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

(1) 障害児指定園の拡大

保育を必要とする障害児を持つ保護者の需要に対応できるよう、障害児指定園を拡大します。

(2) 延長保育実施園の拡大

保護者の就労時間の多様化、長時間化などに伴う保育需要に応えるた

め、延長保育の実施園を拡大します。

(3) 産休明け保育実施園の拡大

女性の社会進出の増加や就労形態の多様化などに伴い増大している乳児保育の需要に対応するため、産休明け保育の実施園を拡充します。

(4) 病児・病後児保育の推進

子どもの病気やケガの症状安定期からでも安心して預けられる場所を整備し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

実 3 子供園の整備

保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ教育及び保育を一体的に行う、区独自の幼保一体化施設である子供園の運営については、検証・評価を行いながらより一層の充実を図ります。

実 重 4 就学前教育の充実

就学前の乳幼児の発達段階に応じた成長のための支援を総合的に進め、小学校教育に継続するよう「学びの連続性を重視した教育」を推進します。

(1) 就学前教育振興指針

杉並区の次代を担うすべての乳幼児の健やかな育成を図り、区として総合的な取組みを展開する際の拠り所とした就学前教育振興指針に基づき就学前教育を推進していきます。

(2) 乳幼児育成施設共同研修の実施

すべての就学前の子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、保育者等の資質向上を目的として公立・私立の乳幼児育成施設が連携・協力して合同研修を実施します。

(3) 幼保小連携カリキュラムの策定・普及

就学前の学びが小学校へ円滑に継続していくよう、幼保小連携カリキュラムを策定するとともに、公立・私立を問わずすべての幼児育成施設で普及・活用を推進し、就学前から小学校までの子どもの切れ目のない成長と学びを支援します。

施策3 障害児援護の充実

現状と課題

保育園・幼稚園・児童館等において、対人関係や行動に問題を抱えた特別な配慮を要する児童が増加しており、早期の対応・支援が求められています。

医療的配慮が必要な子どもの増加や身体・知的障害の重度・重複化への対応が求められています。

発達障害については、幼児期の相談・指導体制の充実を図るとともに、支援が学齢期にも継続するよう一貫した支援体制の整備を図ることが重要です。

障害児が生活能力向上のための訓練を受けられる、放課後等の居場所づくりが求められています。

施策推進の目標

発達の遅れや心身に障害のある子どもの発達を、地域・行政・学校などが一体となって援助する体制が整ってきています。

在学中の障害児に生活能力向上のための訓練を継続的に行う、放課後等の居場所が充実しています。

施策3 障害児援護の充実

施策3 障害児援護の充実

1 発達障害支援の充実

実重

- (1) 医療相談・専門相談
- (2) 個別・グループ指導
- (3) 巡回指導・巡回相談の実施(再掲)
- (4) 保育所等訪問支援の実施
- (5) 学齢期児童の発達障害支援事業
- (6) あそびのグループの実施(再掲)

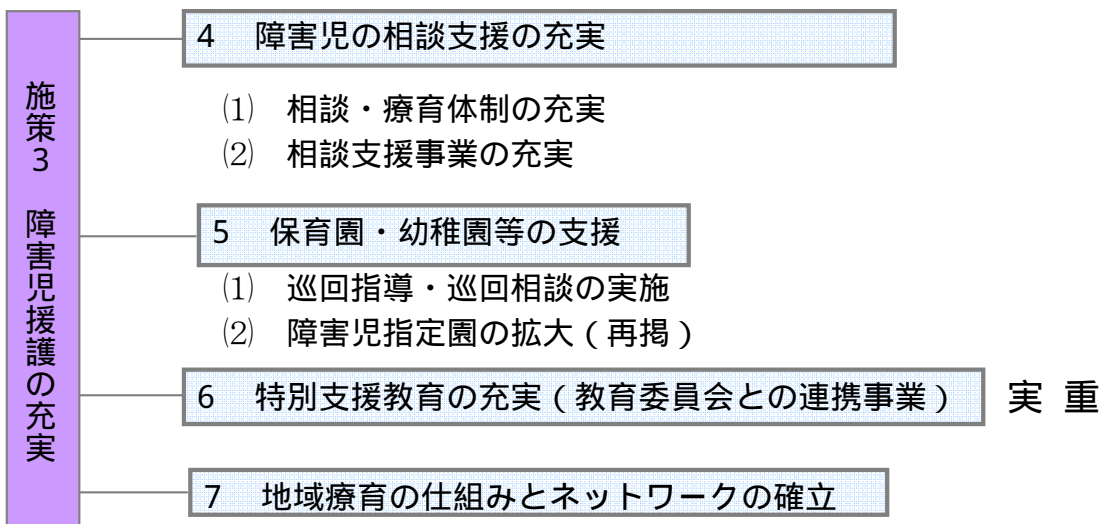
2 障害児の放課後支援の充実

実

- (1) 地域デイサービス
- (2) 放課後等デイサービス

3 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実(再掲)

実



施策3 障害児援護の充実

実重 1 発達障害支援の充実

社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別指導やグループ指導を行うことにより、保護者や幼稚園・保育園等が、適切な対応を図れるよう支援します。

また学齢期の発達障害支援においても継続した支援を受けることができる体制を整備します。

(1) 医療相談・専門相談

集団活動が苦手な3歳児から5歳児を対象に、生育歴等の聞き取りと発達検査、医療相談を行う「発達相談すこやか」を実施します。

(2) 個別・グループ指導

幼児の発達状況に合わせた個別指導や対人関係、集団適応等の指導を実施します。

(3) 巡回指導・巡回相談の実施（再掲） 121 ページ

(4) 保育所等訪問支援の実施

保護者等からの要請により、保育所等職員のレベルアップに向け、心理職職員が保育園や幼稚園を訪問し、幼児の状況に応じた支援・助言を行います。

(5) 学齢期児童の発達障害支援事業

発達障害等がある就学前の子どもたちが、学齢期でも継続して支援を受けられる体制を整備し、学校生活での集団適応や学習に取り組む姿勢の習得を促します。

実 2 障害児の放課後支援の充実

在学中の障害児の自立を支援するため、放課後や夏休み等における、生活能力向上のための訓練等のサービスを継続的に行える場を提供します。放課後等の居場所づくりを推進するため、放課後等デイサービスを整備します。

(1) 地域デイサービス

障害児の放課後の居場所・活動場所を提供する地域デイサービス実施団体に対し、運営費等を助成します。児童福祉法の改正に伴い、放課後等デイサービスへの移行を促し支援を行っていきます。

(2) 放課後等デイサービス

平成 24 年 4 月 1 日から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」が創設されました。学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育との連携を図りながら障害児の自立を促進するため、放課後等デイサービスを整備していきます。

実 3 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実(再掲)

4 障害児の相談支援の充実

心身の発達の遅れやその心配のある子どもとその家族を対象に、こども発達センターで専門相談等を行い、児童発達支援センターとして、必要な療育支援等を実施します。

(1) 相談・療育体制の充実

生育歴等の聞き取りと発達検査を実施し、必要に応じてこども発達センターの通園グループ指導、個別指導、小グループ指導、専門相談、医療相談などの療育支援を行います。医療的配慮が必要な幼児の相談が増えているため、こども発達センターの相談・療育体制の充実を図ります。

(2) 相談支援事業の充実

障害児の相談支援事業所として、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の児童通所給付支給申請に関する相談や障害手帳を持たない学齢児の相談に応じ、一人ひとりのニーズに応じたサービス利用への支援やコーディネート、利用計画作成等を行い、相談支援の充実を図ります。

5 保育園・幼稚園等の支援

障害児指定園を拡大することにより、障害児の受け入れを促進します。

あわせて、保育園等への巡回指導を実施し、支援の充実を図ります。

(1) 巡回指導・巡回相談の実施

保育園・保育室・子供園・幼稚園を心理職職員が巡回し、専門的立場から保育園園児等の状況に応じた支援・助言を行います。

(2) 障害児指定園の拡大（再掲） 116 ページ

実重 6 特別支援教育の充実（教育委員会との連携事業）

特別支援教室及び情緒障害学級（固定学級）の設置に向けた検討を進めるとともに、通常学級における支援員等の配置や情緒障害学級（通級学級）の増設等を行い、発達障害を含む特別な支援が必要な児童・生徒に対する特別支援教育の充実を図ります。

7 地域療育の仕組みとネットワークの確立

療育関係機関との連携に努め、地域療育の仕組みを確立します。また、幼児期から学齢期、学齢期から青年・成人期へと次のライフステージに移行する際は、不適応を起こしやすい環境にあるため、一貫した支援が継続されるよう、関係機関のネットワークを強化していきます。

施策4 子ども・青少年育成支援の充実

現状と課題

少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化が進む中、人とのかかわりや社会的な自立が遅れている青少年の増加など、子どもの成長・発達段階と家庭に様々な問題が発生しています。

次代を担う子ども・青少年の健やかな成長を図るためには、様々な活動への参加を支援していくことが求められています。

就労形態の多様化などにより、昼間留守家庭になる子どもの増加や児童への犯罪が社会問題化している中、放課後の安全・安心な地域の中での居場所が求められています。

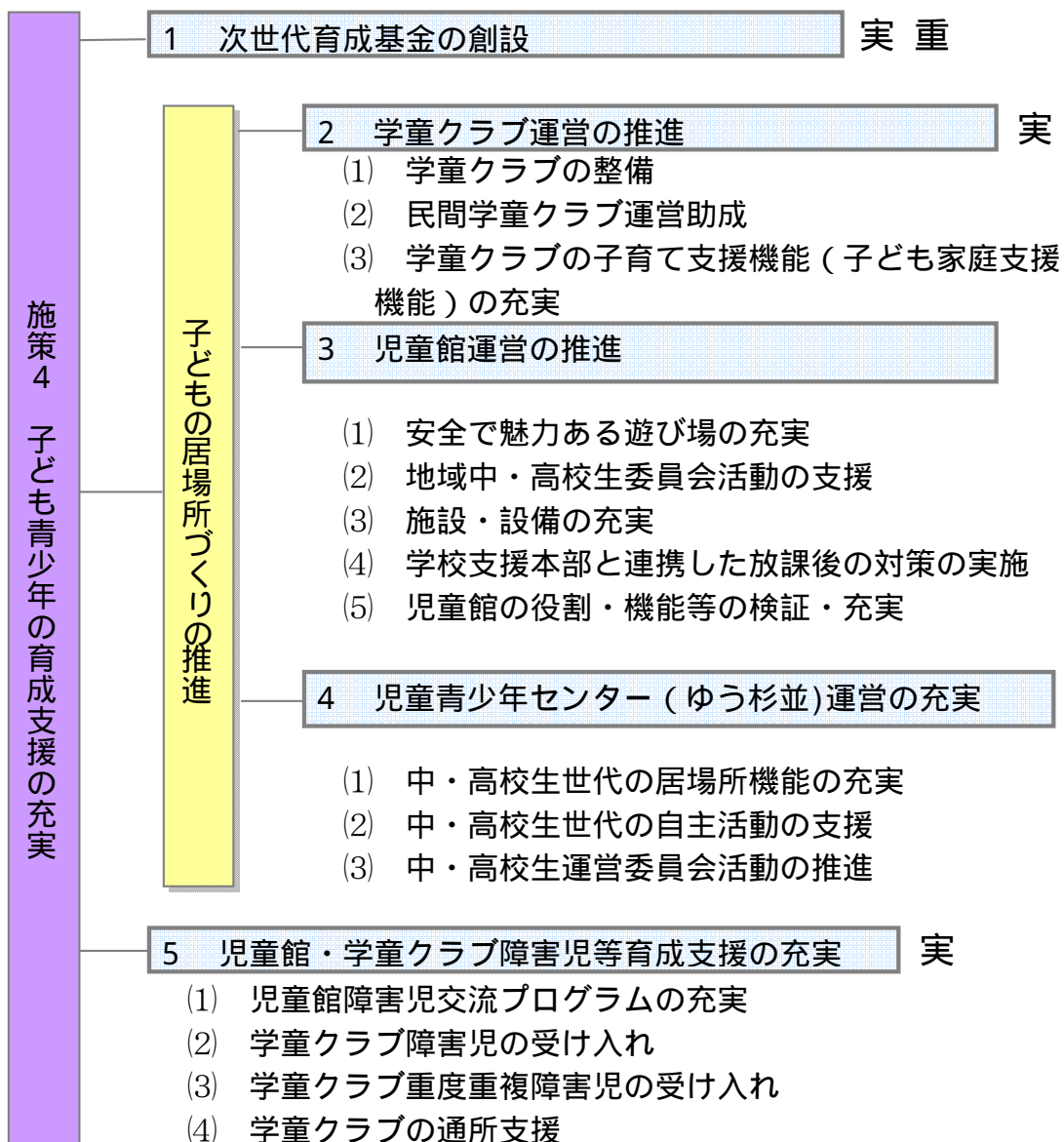
施策推進の目標

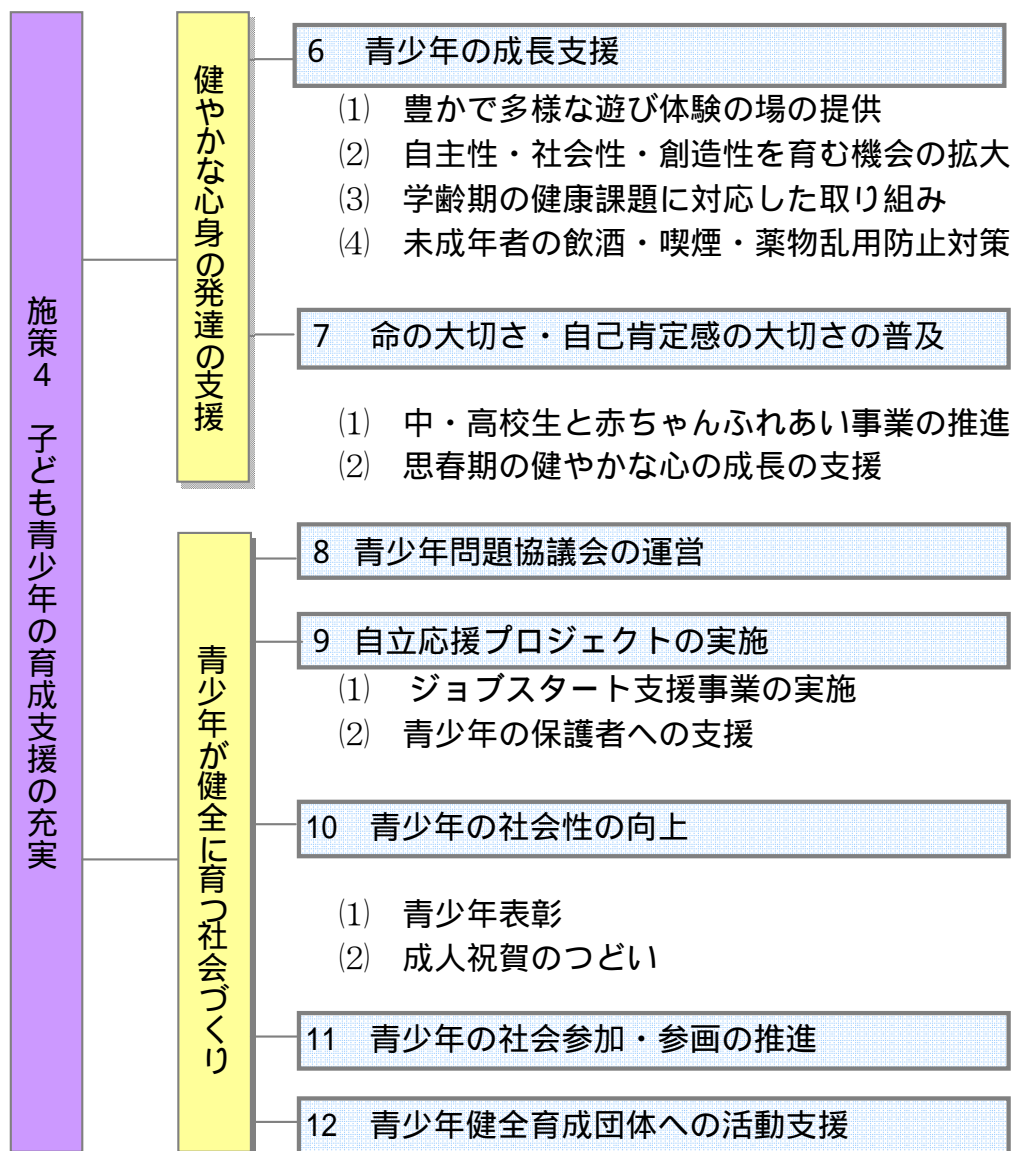
子どもたちが、自主性、社会性を身に付け、豊かに成長できる地域の様々な支援が整っています。

次代を担う子ども・青少年の健やかな成長を図るための様々な活動への参加を支援する仕組みが整っています。

学童クラブや放課後の居場所が充実し、安心して働きながら子育てができる環境が整っています。

施策4 子ども・青少年の育成支援の充実





施策4 子ども・青少年の育成支援の充実

実重 1 次世代育成基金の創設

次代を担う子ども・青少年が国内外の自治体との交流や、スポーツ、文化・芸術等の事業への参加を通じて、健やかに成長していけるよう支援するため、「次世代育成基金」を設置し、子どもたちの交流、スポーツ、自然体験など、様々な分野で、子どもたちが自分の可能性を見出すきっかけになる事業の実施に基金を活用していきます。

子どもの居場所づくりの推進(事業2～4)

子どもが関係する事件・事故の多発により、子どもの安全・安心な居場所を求める声が高まっています。児童館・学童クラブが安全に過ごせ、魅力ある遊び場・居場所として機能するよう充実を図ります。

児童青少年センター(ゆう杉並)や地域児童館を中心に、中・高校生が利用しやすい環境づくりや設備の整備を進め、中・高校生自身が意見表明や地域等社会参加のできる機会をつくり、自主的活動を支援します。

実 2 学童クラブ運営の推進

働きながら安心して子育てができるよう、増大する学童保育の需要を踏まえて、学童クラブを整備するなど、学童クラブ運営を推進します。

(1) 学童クラブの整備

小学校の改築時や余裕教室の有効活用を図るなどにより、ニーズに応じた学童クラブの整備を進めます。

(2) 民間学童クラブ運営助成

民間事業者が運営する学童クラブに対して運営費の一部を助成することにより、安定した経営を支援し、学童クラブの需要に応じていきます。

(3) 学童クラブの子育て支援機能(子ども家庭支援機能)の充実

日常的な連絡、子どもの気持ちや状況の理解、相談対応、必要に応じた他のサービスの紹介等、保護者への対応をきめ細かく行うとともに、特に養育上の困難をかかえた家庭と子どもへの対応を関係機関と連携して行うなど、子育て支援機能(子ども家庭支援機能)を充実します。

3 児童館運営の推進

子どもがいつでも気軽に利用できる身近で、地域の安心安全な居場所として、多様な遊びや活動を通して、友達や大人と出会い、楽しくふれあう機会を提供します。また、子どもの意見を尊重し、子どもの参画による事業活動を進めます。

(1) 安全で魅力ある遊び場の充実

放課後の身近な遊び場として、楽しく魅力ある居場所となるように、子どもたちの発想や意見を尊重したプログラムを展開したり、子どもの自主的な活動を支援します。また、安全に過ごせる場として、建物・遊具の点検や災害・不審者を想定した対策を行います。

(2) 地域中・高校生委員会活動の支援

7か所の児童館に設置している地域中・高校生委員会を中心として、中・高校生自身の意見や要望に基づいた自主的な活動、社会参加を支援します。

(3) 施設・設備の充実

利用者の利便性、安全性を向上させるため、乳幼児親子専用スペースの整備やトイレの改修、冷房の設置等、児童館の施設・設備の充実を図ります。

(4) 学校支援本部と連携した放課後対策の実施
小学生の放課後の居場所について、学校支援本部と連携して整備に取り組んでいきます。

学校支援本部

子供の教育を学校任せにするのではなく、地域の志のある人たちと一緒に区立小・中学校の教育活動などを支援するために設置された、ボランティアによる新しいネットワーク型組織

(5) 児童館の役割・機能等の検証・充実

児童館がこれまで担ってきた役割をはじめ、取り組んできた各種の事業等を評価・検証のうえ、児童館を取り巻く環境の変化を踏まえた新たな施設・事業展開に係る方針を検討・策定し、段階的に具体化を図ります。

4 児童青少年センター（ゆう杉並）運営の充実

中・高校生世代の安心安全な居場所として、芸術や文化、スポーツなどの活動を通して、仲間関係を広げ、成長できるよう支援します。また、中・高校生自身の事業企画を進めるなど、中・高校生世代の参画による活動を進めます。

(1) 中・高校生世代の居場所機能の充実

スポーツ、ダンス、ゲーム等、各分野別の利用者懇談会を中心に、利用者の声を直接運営に反映させるシステムを構築します。安全・安心で利用しやすい施設にするための環境の整備及びニーズにあった各種講座・講習の充実を図ります。

また、不登校、ひきこもりなど様々な課題を抱える中高生世代の利用者が、多様な価値観や同世代の仲間と交流できる居場所としての機能を、関連機関と連携しながら充実していきます。

(2) 中・高校生世代の自主活動の支援

利用者自身が企画立案から実施まで行う「自主企画実現システム」を活性化させ、事業の数を増やしていきます。自主活動グループ（登録団体）づくりを支援し、中高生世代の自主的利用の数を増やしていきます。

(3) 中・高校生運営委員会活動の推進

利用者懇談会に代議員として参加し、利用者の代表としての活動を推進します。安全・安心で利用しやすい施設にするための運営チェックの役割を高めていきます。

実 5 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実

児童館等において、発達の遅れや障害のある子どもたちも楽しめるプログラムを工夫・充実して行います。また、学童クラブでの障害児の受け入れ体制を充実します。

(1) 児童館障害児交流プログラムの充実

児童館で障害のある子どもとない子どもが、ともに楽しむ集団遊び、表現あそび、工作、音楽活動等の定例活動や、つどいのプログラムを工夫・充実して行います。交流プログラムを通じて、より多くの障害児が地域で仲間づくりを図れるよう支援します。

(2) 学童クラブ障害児の受け入れ

すべての学童クラブ(49か所)で障害児を受け入れるとともに、専門家による巡回指導を実施し、障害に応じたきめ細やかな対応をします。

(3) 学童クラブ重度重複障害児の受け入れ

重度の身体障害と重度の知的障害を併せ持つ場合は、高円寺北学童クラブで受け入れ、よりニーズに沿った対応を進めています。

(4) 学童クラブの通所支援

自力で学童クラブへの通所が困難な障害児とその家庭を支援するために、通所支援ボランティアの人材育成、研修を行い、ボランティア登録制度を充実します。

健やかな心身の発達の支援(事業6、7)

少子化、核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中で、人と関わる力や、思いやりや感謝などの感情が育ちにくくなっています。児童館やゆう杉並における集団活動の中で、自分も他者も同様に大切にすることができるよう働きかけを行い、自己肯定感を高め、自主性・社会性・創造性を伸ばすことができるよう支援します。

飲酒・喫煙・薬物等に関する正しい知識を普及し、飲酒・喫煙の防止、薬物乱用防止を図り、健やかな心身の発達を支援します。

6 青少年の成長支援

青少年が様々な体験や学習の機会を通して、自らの可能性を広げるとともに、心身が健やかに成長していけるよう支援します。

(1) 豊かで多様な遊び体験の場の提供

児童館等で行う集団遊び、スポーツ、創作活動などの多様な遊びを通して、友達や大人と出会い、楽しく触れ合う機会を提供します。地域との共催、協力等により、自然観察や、川遊び、ウォークラリー、伝統文化・外国文化に触れる行事などの体験型事業を実施します。

(2) 自主性・社会性・創造性を育む機会の拡大

将来の進路や職業選択を支援する「ハローワーク事業」、地域での活躍の場の紹介、イベントの企画運営等の活動を通して、中高校生世代の社会適応能力を高めるための支援を、児童青少年センター（ゆう杉並）を中心にを行います。

また、小学生に対しては、子どもまつり・お化け屋敷・グループ活動など、子どもの意見を尊重した魅力ある遊び・行事を通して、企画・準備・運営などの経験を重ねながら自主性・社会性・創造性を培い、自らの可能性を広げ健やかに成長していけるよう支援します。

(3) 学齢期の健康課題に対応した取組

肥満等の生活習慣病、健康的な食習慣、性感染症、歯科保健などの健康課題に対し、学校保健と連携しながら、健康教育を実施することにより正しい知識の普及を図ります。

(4) 未成年者の飲酒・喫煙・薬物乱用防止対策

区立学校を通して飲酒・喫煙・薬物についての実態把握のための調査を実施するとともに、ポスター・標語の募集やイベントを実施し、児童・生徒の意識の向上を図ります。

また、「東京都薬物乱用防止推進杉並地区協議会」と連携し、薬物乱用防止駅頭キャンペーンを行います。

7 命の大切さ・自己肯定感の大切さの普及

次世代を担う子どもたちが自己を肯定し、他者を思いやり、周囲に配慮した考え方や行動が取れるよう支援します。

(1) 中・高校生と赤ちゃんふれあい事業の推進

中・高校生が赤ちゃんとふれあうことで、他者への関心や共感能力を高め、赤ちゃんへの愛着感情を醸成する機会を提供します。将来の子育ての予備的な体験として生かしていけるように、事業を充実します。

(2) 思春期の健やかな心の成長の支援

学習環境が一変する新中学生に対し、自己を見つめ、自分の存在意義を考える機会を与えられるよう普及・啓発を図ります。また、心と体の悩みに関する講座や、大学生と気軽に話せる事業等を行い、思春期の不安定な時期を支援します。

青少年が健全に育つ社会づくり(事業8～12)

未来を担う青少年が健全に育つ社会づくりを目指し、地域、学校、行政が連携をより一層深めて子どもや青少年を見守っていくことが大切です。

また、青少年を取り巻く社会環境の変化が激しい中で、それぞれの事業に積極的に取り組み、地域団体等とのつながりを深めるほかに、青少年に直接働きかける事業や、子どもが自らの意見表明や行事への参加をし、社会の中で健やかに成長するための支援を行います。

8 青少年問題協議会の運営

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての必要な重要事項の調査審議、総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等を担う青少年問題協議会を円滑に運営することにより、青少年が健全に育つ社会をつくります。

9 自立応援プロジェクトの実施

青少年自らが主体的、積極的に取り組み活躍する機会を提供するとともに、保護者への支援を行い青少年の社会的自立を図ります。

(1) ジョブスタート支援事業の実施

高校卒業後の進路について、大学や専門学校への進学を選択する子どもが多い現在において、高校在学中に仕事に対する意識を持たせ、将来の目標を見据えた進路を選択できるように、仕事に関する意識を探る取組を実施します。また、社会に出る前の段階から、自ら考えて行動するような体験ができる機会を提供します。

(2) 青少年の保護者への支援

思春期の子育ての不安の軽減を目的とした、個別相談も可能な講演会を実施します。

10 青少年の社会性の向上

社会人になる上で必要とされる自主性、協調性を養う事業を展開するとともに、地域、学校、家庭と連携して、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組む環境を整えていきます。

(1) 青少年表彰

青少年健全育成運動の一環として、善い行いをした青少年を表彰することにより、善意の気運を高め青少年の健全育成につなげます。

(2) 成人祝賀のつどい

新成人の門出を祝福するとともに、大人として、また、社会人としての自覚を促すために、「成人祝賀のつどい」を実施します。

11 青少年の社会参加・参画の推進

青少年の主体性や社会性を育み、青少年自身が区の青少年の施策に関する提案を行えるようにするなど、青少年の社会参加や参画を推進していきます。

12 青少年健全育成団体への活動支援

青少年育成委員会など、青少年の健全育成を目指す地域団体の事業に、共催、後援等を行うなどして、地域における青少年健全育成事業の円滑な実施を支援します。

2 施策の方向と展開

保健福祉施策(事業)を推進するために

杉並区では、基本構想を実現するために、

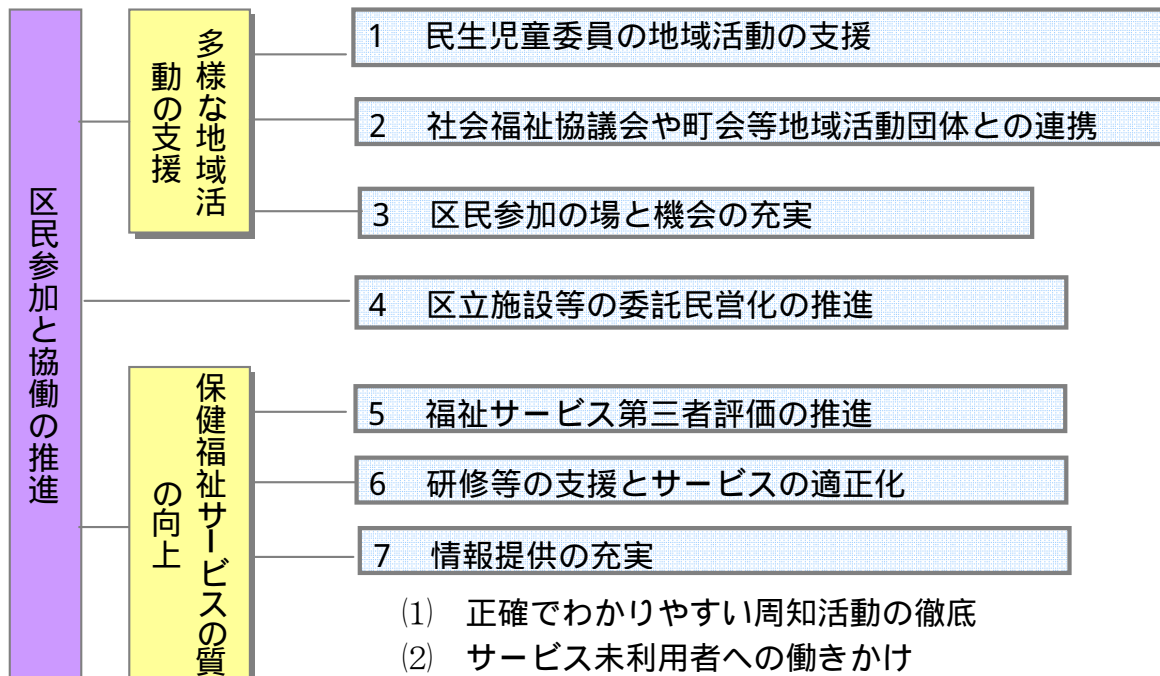
- 1 参加と協働による地域社会づくり
- 2 持続可能な行財政運営の推進
- 3 区民と共に実現する基本構想

の3つを掲げており、総合計画では、それぞれの方針を定め、実行計画では、その方針に基づく取組を定めています。

保健福祉計画では、これらの方針・取組のもと、事業を推進します。

区民参加と協働の推進

今後、少子高齢化が急速に進む中、この計画に掲げた事業を推進し、目標とする成果を挙げていくためには、区民の積極的な参画と協働が不可欠です。地域で暮らす人々の生活を支援するためには、住民同士が助け合える関係を構築する必要があり、多様な地域活動への支援や連携づくりに取り組むとともに、区民・民間団体・事業者がそれぞれの役割と責任を分かち合いながら主体的に活動ができる仕組みづくりを進めていきます。



多様な地域活動の支援(事業1~3)

地域における多様な課題や地域で求められていることについて、的確に対応できるよう、各種活動の支援を行っていきます。

1 民生児童委員の地域活動支援

民生児童委員は地域の中で高齢者、障害者、子育て中の親などの相談に応じ、また、地域のたすけあいネットワーク登録者などへの訪問を通じて、地域の実態把握や、各種の保健福祉サービスにつなげる等の地域活動を担っています。地域の身近な相談者として住民に周知するとともに、民生児童委員の相談、地域活動を支援します。また、国、都が進めている民生委員児童委員制度の検討内容を踏まえて、民生児童委員への支援方法、内容を検討します。

2 社会福祉協議会や町会等地域活動団体との連携

社会福祉協議会との連携を強化し、地域の福祉課題を把握し解決しようとする住民団体、民生児童委員などへの支援を拡充します。また、NPO支援センター等との連携を深め、地域の多様な活動の支援が行えるようにします。

3 区民参加の場と機会の充実

多様化する区民課題を的確に把握するために、区民や関係団体・事業者が共に参加し、共に考える場を積極的に設けることにより、それぞれの活動の向上・発展や支えあいの輪を拡げる機会としていきます。また、すぎなみ地域大学等の仕組みを活用し、特に子育て・救命救急・介護予防・心の健康・成年後見などの分野で、学習や活動の場の確保に取組み、地域活動に積極的な人材の意欲に応えられるように努めます。

4 区立施設等の委託民営化の推進

多様な区民ニーズに応じて効率的で質の高い行政サービスの提供を進めるため、オブリガード（地域生活支援センター）の見直し、障害者雇用支援事業団の事業見直し、保育園の指定管理者導入、学童クラブの委託等、区立施設の運営等にあたり、区が真に実施すべき事業を明確にしつつ、民間事業者・NPO法人等の持つノウハウを活かした協働事業の導入、委託民営化等に取組みます。

保健福祉サービスの質の向上(事業5～7)

行政評価や福祉サービスの第三者評価を継続的に実施し、その結果をホームページや広報紙などにより区民に公表し、サービスの確保と質の向上を推進します。また、区民が多様なサービスの中から自分にあったサービスを主体的に選択できるように、適切なサービスの情報がわかりやすく提供できる仕組みを整備します。

福祉サービス第三者評価
公正・中立な第三者の多様な評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント等について評価することをいう。

5 福祉サービス第三者評価の推進

区立の保育園や障害者施設の、評価機関による第三者評価を引き続き実施し、評価結果に基づき適正な運営をします。また、民間の福祉サービス事業者に対し、第三者評価の受審費用の一部を助成し、評価制度の普及・定着を促進します。さらに評価結果をわかりやすく公表し、利用者本位のサービスが提供できるように、サービスの内容や質の向上を進めます。

6 研修等の支援とサービスの適正化

各分野の事業者や従事者が実施する研修の支援や連絡会・協議会等の取組により、事業者従事者の資質や能力の向上を進めます。また、給付事業の適正化や事業者への指導を徹底するとともに、苦情調整委員制度の活用により区民が適正なサービスを受けられるように努めます。

7 情報提供の充実

各事業の結果の公表や必要な情報を確実に提供できるよう周知の方法を工夫します。

(1) 正確でわかりやすい周知活動の徹底

広報紙への情報掲載や「障害者のてびき」「高齢者のしおり」などの区民向けの冊子を関係する窓口で配布するとともに、冊子改訂時には必要な情報を更にわかりやすく提供できるように工夫をしていきます。また、現在ある、「すぎなみ子育てサイト」「のーまらいふ杉並」サイト(HP)でも様々な情報をわかりやすく周知します。

(2) サービス未利用者への働きかけ

保健福祉サービスの内容や利用方法等について、制度や計画の改定時などに合わせて、広報紙や出張説明会等で周知し、サービス利用を推進します。また、相談窓口への来所時や民生児童委員等による相談や地域のたすけあいネットワーク登録者などへの訪問を通じて、サービス利用の案内を行い、各種の保健福祉サービスにつなげていきます。

また、区の動向を見ながら、区が検討をしている生活様式の多様化やICT(情報通信技術)に対応した新たな情報発信の取組や、ICTを利用できないなど様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した適切な情報提供など、必要な時に必要な情報が届く仕組みづくりに取り組めます。

資料編

1 第3期障害福祉計画

第3期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値について
(平成24年度～26年度)

- 1 サービス見込み量
 - (1) 障害福祉サービス
 - (2) 地域生活支援事業
- 2 計画目標数値
 - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - (2) 福祉施設からの一般就労者数

障害者手帳所持者の推移(平成20年度～24年度)

第2期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値の状況について
(平成21年度～23・25年度)

- 1 サービスの利用実績
 - (1) 障害福祉サービス
 - (2) 地域生活支援事業
 - (3) 主な障害福祉サービスと地域生活支援事業の進捗状況
- 2 計画目標数値の進捗状況
 - (1) 入所施設からの地域移行者数
 - (2) 精神科病院からの精神退院促進者数
 - (3) 福祉施設からの一般就労者数

平成22年度障害者基礎調査(概要)について

- 1 調査のあらまし
- 2 主な調査結果とその考察
 - (1) 居宅介護サービスの利用について
 - (2) 短期入所(ショートステイ)の利用について
 - (3) 就労について
 - (4) 日中の過ごす場所について
 - (5) 健康診断の受診率について
 - (6) 偏見感について

第3期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値について
(平成24年度～26年度)

1 サービス見込み量

(1) 障害福祉サービス

サービス名	計画(見込み量)		
	24年度	25年度	26年度
訪問系サービス			
居宅介護(身体介護)	281人 3,855時間	292人 4,125時間	304人 4,414時間
居宅介護(家事援助)	217人 1,872時間	226人 2,003時間	235人 2,143時間
重度訪問介護	39人 9,793時間	41人 10,295時間	43人 10,797時間
行動援護	9人 309時間	10人 340時間	11人 374時間
同行援護	167人 3,264時間	172人 3,427時間	177人 3,599時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
訪問系サービス 計	713人 19,093時間	741人 20,190時間	770人 21,327時間
日中活動サービス			
生活介護	635人 12,002人日分	655人 12,380人日分	670人 12,587人日分
自立訓練(機能訓練)	3人 51人日分	4人 68人日分	5人 85人日分
自立訓練(生活訓練)	13人 337人日分	14人 356人日分	14人 356人日分
就労移行支援	81人 1,453人日分	87人 1,559人日分	94人 1,682人日分
就労継続支援(A型)	9人 159人日分	15人 266人日分	20人 354人日分
就労継続支援(B型)	754人 10,657人日分	777人 10,997人日分	795人 11,236人日分
療養介護	36人	36人	36人
通所系サービス計(利用者数)	1,531人	1,588人	1,634人
短期入所	155人 682人日分	160人 734人日分	165人 786人日分
居住系サービス			
共同生活援助(グループホーム)	52人	52人	52人
共同生活介護(ケアホーム)	172人	192人	223人
入所施設支援	288人	286人	284人
計画相談			
計画相談支援	72人	199人	430人
地域移行支援	15人	28人	29人
地域定着支援	5人	10人	10人

各年度の数値は、各年度の末月利用分の推計値を示しています。ただし、計画相談については、各月の平均利用者数を示しています。

2段で表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。

(2) 地域生活支援事業

サービス名	(単位)	計画(見込み量)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
(1) 相談支援事業				
障害者相談支援事業所	(設置数)	7ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
基幹相談支援センター	(設置数)		1ヶ所	1ヶ所
相談支援機能強化事業	(実施の有無)	有	有	有
住宅入居等支援事業	(実施の有無)	有	有	有
(2) 成年後見制度利用支援事業				
	(実施の有無)	有	有	有
(3) コミュニケーション支援				
手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	55回	60回
要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	6回	7回	8回
(4) 日常生活用具給付				
介護訓練支援用具	(年間件数)	28件	30件	31件
自立生活支援用具	(年間件数)	72件	72件	73件
住宅療養等支援用具	(年間件数)	57件	59件	61件
情報・意思疎通支援用具	(年間件数)	120件	122件	124件
排泄管理支援用具	(年間件数)	10,162件	10,266件	10,370件
住宅改修費	(年間件数)	27件	28件	29件
(5) 移動支援事業				
	(月間利用者数)	572人	592人	615人
	(月間利用時間)	10,582時間	11,129時間	11,746時間
(6) 地域活動支援センター				
	(月間利用者数)	90人	95人	185人
	(施設数)	2ヶ所	2ヶ所	4ヶ所
(7) 盲人ホーム				
	(月間利用者数)	11人	11人	11人
(8) 訪問入浴サービス				
	(月間利用者数)	80人	81人	82人
	(月間利用回数)	240回	243回	246回
(9) 日中一時支援事業				
	(月間利用者数)	80人	85人	90人
	(月間利用日数)	83人日分	88人日分	93人日分
(10) 生活サポート				
	(月間利用者数)	3人	3人	3人
	(月間利用時間)	30時間	30時間	30時間
(11) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付				
更生訓練費給付事業	(月間利用者数)			
施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)			
(12) 生活支援事業				
日常生活に関する講座	(年間件数)	25件	25件	25件
本人活動の交流会等	(年間件数)	60件	60件	60件
(13) 社会参加促進事業				
スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	150件	150件	150件
自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人
自動車改造費助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人

各年度の数値で1ヶ月単位とする場合は、年度の末月利用分の推計値を示しています。

日中一時支援事業(日帰りショートステイ)の利用日数は、日数換算した数値です。

排泄管理支援用具は、「おむつの支給」を含んでいます。

2 計画目標数値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	実績	計画数値		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域移行者数 累計	7人	12人 (12人)	12人 (24人)	15人 (39人)
施設入所者数	294人	288人	286人	284人
都外施設入所者数 構成比	139人 47.3%	131人 45.5%	129人 45.1%	128人 45.1%

施設入所者数及び都外施設入所者数は、各年度とも3月末の数値を示しています。

施設入所者数には、通勤寮の利用者数を含みません。

平成24年度以降の施設入所者数には、「継続入所者」を含みません。

継続入所者：障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引続き入所している者

入所施設からの地域移行者数を平成24年度から平成26年度までの累計を39人とし、計画期間では、平成24・25年度各12人、平成26年度15人を地域移行者数の目標とします。

また、施設入所者数は、平成26年度末で、284人とし、都外施設入所を平成26年度末で128人（構成比45.1%）を目標とします。

(2) 福祉施設からの一般就労者数

	実績	第3期計画		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就職者数 累計	24人	50人 (50人)	50人 (100人)	50人 (150人)

特別支援学校からの一般就労者数の伸びが予定される中で、福祉施設からの就労者数については、障害者雇用支援事業団と福祉施設との連携を強化し、各年度50名を目指します。

障害者手帳所持者の推移（平成 20 年度～24 年度）

手帳種別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
杉並区人口(4月1日現在)	536,658人	539,584人	539,211人	538,703人	539,482人
(18歳未満)	60,891人	61,336人	61,947人	62,702人	62,664人
(65歳以上)	100,289人	102,723人	104,233人	104,568人	105,991人
身体障害者手帳所持者数	12,419人	12,764人	12,876人	13,112人	13,300人
(18歳未満所持者数)	256人	268人	267人	277人	290人
(65歳以上所持者数)	8,003人	8,322人	8,456人	8,598人	8,820人
人口比	2.3%	2.4%	2.4%	2.4%	2.5%
肢体不自由	6,349人	6,497人	6,526人	6,579人	6,632人
内部障害	3,904人	4,068人	4,164人	4,335人	4,413人
視覚障害	992人	1,011人	1,004人	998人	1,025人
聴覚・平衡機能障害	915人	918人	914人	926人	955人
音声・言語・咀嚼機能障害	259人	270人	268人	274人	275人
知的障害者手帳所持者数	1,843人	1,900人	1,952人	2,008人	2,072人
(18歳未満所持者数)	437人	440人	445人	447人	456人
(65歳以上所持者数)	105人	117人	117人	125人	134人
人口比	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
精神保健福祉手帳所持者数	1,524人	1,789人	1,871人	2,123人	2,380人
人口比	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%
合計	15,786人	16,453人	16,699人	17,243人	17,752人
人口比	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	3.3%

数値は各年度4月1日時点のものです。

人口には外国人登録者数を含んでいます。

杉並区の人口は、平成 20 年度 536,658 人から平成 24 年度 539,482 人と、この間に 2,824 人(0.5%)の増加があります。同様に障害者手帳所持者の合計は、1966 人(12.5%)の増加となっており、高い増加率を示しています。

各手帳所持者数とも増加傾向にあります。なお、身体障害者手帳では、肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚・平衡機能障害は増加しています。音声・言語・咀嚼機能障害は、おおよそ横ばい傾向で推移している状況にあります。また、肢体不自由と内部障害で身体障害者手帳所持者数の 80%以上を占めています。

人口の年齢構成と比較して、身体障害者手帳所持者では 18 歳未満が少なく 65 歳以上が多い、また知的障害者では 18 歳未満が多く 65 歳以上が少ない状況にあります。

これまでの手帳所持者数や今後の人口の推移から、各障害者手帳所持者数とも増加傾向で推移していくと推測されます。

第2期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値の状況について
(平成21年度～23・25年度)

1 サービスの利用実績
(1) 障害福祉サービス

サービス名		計画数値				利用実績					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成21年10月	平成22年3月	平成22年10月	平成23年3月	平成23年10月	平成24年3月
訪問系サービス	身体介護	240人 3,363時間	250人 3,561時間	260人 3,758時間	280人 4,153時間	229人 3,710時間	233人 3,723時間	229人 3,590時間	244人 3,799時間	242人 3,786時間	232人 3,619時間
	家事援助	185人 1,751時間	191人 1,917時間	197人 2,083時間	209人 2,414時間	186人 1,778時間	184人 1,726時間	186人 1,633時間	205人 1,707時間	199人 1,676時間	185人 1,539時間
	重度訪問介護	48人 10,955時間	49人 11,275時間	49人 10,755時間	48人 9,714時間	38人 9,746時間	40人 9,886時間	41人 9,677時間	40人 10,304時間	38人 9,790時間	41人 10,865時間
	重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	2人 840時間	6人 2,520時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
	行動支援	12人 360時間	14人 416時間	15人 472時間	18人 584時間	11人 275時間	10人 331時間	10人 294時間	9人 272時間	7人 320時間	8人 368時間
	同行支援									69人 1,509時間	74人 1,164時間
	訪問系サービス計	485人 16,430時間	504人 17,169時間	523人 17,907時間	561人 19,385時間	464人 15,509時間	467人 15,666時間	466人 15,194時間	498人 16,082時間	555人 17,081時間	540人 17,555時間
日中活動系サービス	生活介護	320人	450人	520人	530人	349人	357人	469人	472人	621人	624人
	自立訓練(機能訓練)	21人	22人	27人	30人	2人	3人	1人	1人	4人	6人
	自立訓練(生活訓練)	16人	16人	18人	20人	30人	31人	30人	28人	11人	20人
	就労移行支援	40人	50人	52人	55人	30人	34人	41人	43人	66人	60人
	就労継続支援 A型	5人	10人	15人	30人	4人	6人	7人	6人	12人	9人
	就労継続支援 B型	345人	550人	555人	565人	398人	405人	512人	539人	629人	695人
	療養介護	3人	3人	3人	3人	3人	3人	2人	1人	1人	1人
	経過措置施設	160人	0人	0人	0人	137人	104人	131人	130人	3人	2人
	法定外通所施設	103人	64人	0人	0人	152人	164人	133人	107人	133人	107人
	児童デイサービス	105人	105人	115人	115人	83人	71人	61人	96人	117人	131人
通所系サービス計	1,118人	1,270人	1,305人	1,348人	1,188人	1,178人	1,387人	1,423人	1,597人	1,655人	
短期入所	110人 550人日分	112人 560人日分	114人 570人日分	118人 590人日分	124人 515人日分	119人 532人日分	126人 547人日分	128人 583人日分	138人 654人日分	134人 590人日分	
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	65人	77人	100人	115人	64人	63人	59人	51人	49人	53人
	共同生活介護(ケアホーム)	115人	136人	140人	168人	108人	109人	124人	132人	143人	150人
	法定外グループホーム	23人	23人	23人	14人	9人	8人	8人	8人	8人	8人
	グループホーム等計	203人	236人	263人	297人	181人	180人	191人	191人	200人	211人
	施設入所支援	130人	209人	294人	284人	109人	118人	213人	218人	274人	273人
経過措置施設	190人	104人	0人	0人	200人	183人	91人	83人	27人	28人	
入所施設計	320人	313人	294人	284人	309人	301人	304人	301人	301人	301人	
相談支援(サービス利用計画作成)	12人	20人	27人	42人	6人	6人	4人	5人	5人	9人	

計画数値は、平成23・25年度が年度末、その他の各年度は10月分の推計値を示しています。
2段表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。
経過措置施設は、障害者自立支援法(以下「支援法」という。)による新しいサービス体系への移行が平成23年度末まで経過措置とされている施設です。
法定外通所施設は、支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない小規模作業所などの利用者数を示しています。
法定外グループホームは、支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない既存のグループホームの利用者数を示しています。

(2) 地域生活支援事業

サービス名	(単位)	計画数値				利用実績					
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年10月	平成 22年3月	平成 22年10月	平成 23年3月	平成 23年10月	平成 24年3月
(1)相談支援事業											
障害者相談支援事業所	(設置数)	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所
地域自立支援協議会	(設置数)	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
(2)コミュニケーション支援											
手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	55回	60回	70回	40回	89回	50回	50回	48回	48回
要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	6回	7回	8回	10回	5回	8回	8回	6回	6回	6回
(3)日常生活用具給付											
介護訓練支援用具	(年間件数)	28件	30件	32件	36件	27件		24件		19件	
自立生活支援用具	(年間件数)	58件	60件	62件	66件	70件		49件		53件	
住宅療養等支援用具	(年間件数)	35件	35件	37件	39件	44件		45件		45件	
情報・意思疎通支援用具	(年間件数)	150件	170件	180件	200件	93件		97件		111件	
排泄管理支援用具	(年間件数)	9,450件	9,550件	9,650件	9,850件	5,345件		5,515件		5,961件	
住宅改修費	(年間件数)	28件	28件	30件	32件	16件		16件		23件	
(4)移動支援事業											
	(月間利用者数)	428人	444人	461人	494人	488人	482人	565人	533人	557人	552人
	(月間利用時間)	8,167時間	8,833時間	9,285時間	10,226時間	8,557時間	8,609時間	9,973時間	8,693時間	10,224時間	10,307時間
(5)地域活動支援センター											
作業型	(月間利用者数)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	(施設数)	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
活動支援型	(月間利用者数)	38人	78人	78人	78人	31人	31人	23人	23人	21人	21人
	(施設数)	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1団体	1団体	1団体	1団体
(6)盲人ホーム											
	(月間利用者数)	12人	12人	13人	14人	9人	9人	11人	11人	11人	11人
(7)訪問入浴サービス											
	(月間利用者数)	70人	71人	72人	74人	61人	64人	62人	59人	59人	60人
	(月間利用回数)	210回	217回	223回	237回	186回	186回	180回	179回	180回	193回
(8)日帰りショート											
	(月間利用者数)	52人	54人	55人	58人	65人	70人	84人	64人	72人	73人
	(月間利用日数)	55人日分	57人日分	59人日分	63人日分	71人日分	65人日分	83人日分	63人日分	69人日分	76人日分
(9)生活サポート											
	(月間利用者数)	2人	3人	3人	5人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	(月間利用時間)	20時間	30時間	30時間	50時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
(10)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付											
更生訓練費給付事業	(月間利用者数)	25人	26人	26人	27人	15人	13人	18人	16人	6人	4人
施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)	2人	2人	3人	4人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
(11)生活支援事業											
日常生活に関する講座	(年間件数)	12件	13件	13件	14件		37件		24件		24件
本人活動の交流会等	(年間件数)	42件	43件	44件	46件		35件		68件		61件
(12)社会参加促進事業											
スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	30件	31件	31件	32件		80件		152件		145件
自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	8人		5人		2人		3人
自動車改造費助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	8人		3人		6人		2人

計画数値で1ヶ月単位とする場合は、平成23・25年度が年度末、その他の各年度は10月利用分の推計値を示しています。

日中一時支援事業(日帰りショートステイ)の利用日数は、日数換算した数値です。

排泄管理支援用具は、「おむつの支給」を含んでいます。

(3) 主な障害福祉サービスと地域生活支援事業の進捗状況

障害福祉サービスの通所系サービスと地域生活支援事業の地域活動支援センターなど内容が類似しているサービスをまとめて記載します。

訪問系サービス（移動支援と生活サポートを含む）

サービス名		計画数値				利用実績			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成22年10月	平成23年3月	平成23年10月	平成24年3月
訪問系サービス	居宅介護	240人 3,363時間	250人 3,561時間	260人 3,758時間	280人 4,153時間	229人 3,590時間	244人 3,799時間	242人 3,786時間	232人 3,619時間
	身体介護	185人 1,751時間	191人 1,917時間	197人 2,083時間	209人 2,414時間	186人 1,633時間	205人 1,707時間	199人 1,676時間	185人 1,539時間
	家事援助	48人 10,955時間	49人 11,275時間	49人 10,755時間	48人 9,714時間	41人 9,677時間	40人 10,304時間	38人 9,790時間	41人 10,865時間
	重度訪問介護	0人 0時間	0人 0時間	2人 840時間	6人 2,520時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
	重度障害者等包括支援	12人 360時間	14人 416時間	15人 472時間	18人 584時間	10人 294時間	9人 272時間	7人 320時間	8人 368時間
	行動援護							69人 1,509時間	74人 1,164時間
	同行援護	428人 8,167時間	444人 8,833時間	461人 9,285時間	494人 10,226時間	565人 9,973時間	533人 8,693時間	557人 10,224時間	552人 10,307時間
	移動支援	913人 24,598時間	948人 26,002時間	984人 27,192時間	1,055人 29,610時間	1,031人 25,167時間	1,031人 24,775時間	1,112人 27,305時間	1,092人 27,862時間
	訪問系サービス計								

上段が利用者数、下段が利用時間数を示しています。

利用実績の合計において、平成22年10月と平成24年3月との比較では、利用者数が61人、利用時間が2,695時間それぞれ増加し、平成24年3月の利用数は微減しているものの、平成22年10月から平成24年3月までの間は増加傾向で推移しています。

特に、移動支援においては、確実に利用時間数は増加しており、障害者の社会参加に寄与しています。また、これまで移動支援で対応していた視覚障害者の外出支援については、平成23年10月より同行援護が創設されました。平成24年3月の移動支援及び同行援護の利用者数は626名、利用時間数は11,471時間でした。

外出訪問系サービスのうち、重度訪問介護が利用者数合計に対し4%程度にすぎません。サービス利用時間合計では約40%を占めています。

重度障害者等包括支援は、区内に提供事業者がなく利用実績がありませんでした。

今後、訪問系サービスは、重度訪問介護の利用にもよりますが、在宅における重度障害者の増加、障害者や介護者の高齢化、また基礎調査でのサービス利用意向などから、引き続き、利用時間と利用者数ともに増加していくと推測されます。多様な障害者のニーズに対応できるよう、訪問系サービスを担うホームヘルパーなどの確保やサービス事業所の参入促進とともに、サービスの質についても向上を図ることが必要です。

短期入所

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
短期入所	110人 550人日分	112人 560人日分	114人 570人日分	118人 590人日分	126人 547人日分	128人 583人日分	138人 654人日分	134人 590人日分
日帰りショートステイ	52人 55人日分	54人 57人日分	55人 59人日分	58人 63人日分	84人 83人日分	64人 63人日分	72人 69人日分	73人 76人日分

上段が利用者数、下段が利用日数を示しています。また、日帰りショートステイは、日数換算して表示しています。

短期入所は、平成 23 年 10 月利用実績で利用者数が 138 人、利用日数 654 人日数と、平成 25 年度の計画数値（利用者数 118 人、利用日数 590 人日分）を上回りました。区内にある短期入所事業所は、知的障害者を主な対象者とし、身体障害者や精神障害者を対象とする事業所が少ない状況にありましたが、平成 23 年度に、身体障害者を対象とした短期入所事業者において床数を増やしました。

基礎調査では、知的障害者の利用意向率が高く、また身体障害者と精神障害者とも利用者率が低いものの利用意向率が高いこと、さらに介護者の高齢化の進展により、その必要性が高まっていくことが推測されます。グループホームの整備時に併設するなど基盤整備が必要です。

日帰りショートステイは、平成 24 年 3 月と平成 22 年 10 月とを比較して利用実績が減少しているものの、計画数値を上回っています。

日中活動（通所系）サービス

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
生活介護	320人	450人	520人	530人	469人	472人	621人	624人
自立訓練（機能訓練）	21人	22人	27人	30人	1人	1人	4人	6人
自立訓練（生活訓練）	16人	16人	18人	20人	30人	28人	11人	20人
就労移行支援	40人	50人	52人	55人	41人	43人	66人	60人
就労継続支援 A型	5人	10人	15人	30人	7人	6人	12人	9人
就労継続支援 B型	345人	550人	555人	565人	512人	539人	629人	695人
療養介護	3人	3人	3人	3人	2人	1人	1人	1人
経過措置施設	160人	0人	0人	0人	131人	130人	3人	2人
法定外通所施設	103人	64人	0人	0人	133人	107人	133人	107人
児童デイサービス	105人	105人	115人	115人	61人	96人	117人	131人
通所系サービス 計	1,118人	1,270人	1,305人	1,348人	1,387人	1,423人	1,597人	1,655人

経過措置施設とは、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が、平成 23 年度末まで経過措置とされている施設です。

通所系サービス計においては、平成 24 年 3 月利用実績 1,655 人は、平成 25 年度の計画数値（1,348 人）と比較して大きく上回っています。新たな利用者の増加や利用者数の把握が困難な区外の法定外通所施設が障害者自立支援法による事業体へ移行したことによる利用者分の加算などがその原因として考えられます。また、平成 22 年度には、生活介護事業、就労継続支援事業

B型と児童デイサービスが各1所開設し、平成23年度には、生活介護事業が1所開設しました。

生活介護と就労継続支援B型の利用者数が、通所系サービスの約70%以上を占めている状況にあります。

今後の課題としては、一般就労の促進、在宅における重度障害者の増加があります。そのため、就労移行支援事業への促進、重度障害者の生活介護事業の整備が必要です。

居住系サービス

サービス名	計画数値				利用実績				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成22年10月	平成23年3月	平成23年10月	平成24年3月	
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	65人	77人	100人	115人	59人	51人	49人	53人
	共同生活介護(ケアホーム)	115人	136人	140人	168人	124人	132人	143人	150人
	法定外グループホーム	23人	23人	23人	14人	8人	8人	8人	8人
	グループホーム等 計	203人	236人	263人	297人	191人	191人	200人	211人
	施設入所支援	130人	209人	294人	284人	213人	218人	274人	273人
	経過措置施設	190人	104人	0人	0人	91人	83人	27人	28人
	入所施設 計	320人	313人	294人	284人	304人	301人	301人	301人

経過措置施設とは、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が、平成23年度末まで経過措置とされている施設です。

グループホーム等計においては、平成22年10月と平成24年3月との比較では、19名増加しています。平成23年度には、グループホーム・ケアホームが区内に2所開設しました。(平成21年度から平成23年度までに、区内に10所開設しました。)計画数値の達成に向けて、引き続きグループホーム・ケアホームの整備に取り組む必要があります。

入所施設計においては、平成23年度計画数値(294人)と比較して利用実績301人(通勤寮7人含む)でした。これまで在宅生活の継続が困難になった場合には、施設入所せざるを得ない状況にありました。そうした状況になる前に地域にあるグループホーム・ケアホームを利用できるよう、引き続きグループホーム・ケアホームの整備に取り組む必要があります。

相談支援

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成22年10月	平成23年3月	平成23年10月	平成24年3月
サービス利用計画作成	12人	20人	27人	42人	4人	5人	5人	9人

サービス利用計画の作成は、障害者自立支援法に基づき指定相談支援事業者が行います。サービス利用計画の作成は、入所施設からの退所後に一定期間において集中的な支援が必要な方などが給付対象となります。

区内には指定相談支援事業者があり、また給付対象となる該当者もいますが、平成24年3月の利用者が9人と計画数値(27人)に比べ少ない状況に

あります。サービス利用計画作成に係る報酬額や事務手続の煩雑さなどが利用数の増加につながらない原因であると考えられます。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成24年度より、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大があり、作成者の確保、また単にサービス利用のみの計画に留まらない一人ひとりに対応した計画作成が重要となり、作成者のスキルアップや関係機関とのネットワークの構築が必要です。

コミュニケーション支援

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成22年10月	平成23年3月	平成23年10月	平成24年3月
手話通訳者派遣	50回	55回	60回	70回	50回	50回	48回	48回
要約筆記者派遣	6回	7回	8回	10回	8回	6回	6回	6回

手話通訳者派遣は、平成22年10月以降、50回程度で推移しています。

要約筆記は、利用実績が5回から8回程度にあり、計画数値と同程度で推移しています。

手話通訳や要約筆記は、聴覚障害や視覚障害がある人の生活支援や社会参加の点から重要な事業であり、従事者の確保やスキルアップが必要です。

訪問入浴

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成22年10月	平成23年3月	平成23年10月	平成24年3月
訪問入浴サービス	70人 210回	71人 217回	72人 223回	74人 237回	62人 180回	59人 179回	59人 171回	60人 193回

訪問入浴は、利用人数の変動が少なく、平成24年3月において、利用回数が微増しました。訪問入浴は、在宅における重度障害者にとって重要なサービスの一つです。サービスの質の向上も必要です。

2 計画目標数値の進捗状況

(1) 入所施設からの地域移行者数

	計画				実績		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域移行者数	13人	14人	14人	15人	13人	7人	7人
累計	(13人)	(27人)	(41人)	(70人)	(13人)	(20人)	(27人)
施設入所者数	308人	300人	294人	284人	296人	295人	294人
都外施設入所者数	149人	143人	137人	130人	145人	140人	139人
構成比	48.4%	47.7%	46.6%	45.8%	49.0%	47.5%	47.3%

施設入所者数及び都外施設入所者数は、各年度とも3月末の数値を示しています。

地域移行者数などの入所施設に係る実績は、平成21年度を除き、計画目標を下回っています。施設入所者数は、平成18年度末329人をピークとして、計画目標と同程度になり、進展している状況にあります。都外入所施設者については、本人や家族などの意向をもとに積極的に係わりをもち、すだちの里すぎなみを活用するなど地域移行をすすめていく必要があります。また、重度の障害者を対象にしたグループホーム・ケアホーム等の整備も必要です。

(2) 精神科病院からの精神退院促進者数

	計画				実績		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
退院促進者数	10人	10人	10人	10人	3人	1人	5人
累計	(10人)	(20人)	(30人)	(50人)	(3人)	(4人)	(9人)

退院促進者数の実績は、計画目標を下回っています。退院促進については、本人と家族または病院との調整に時間を要しますが、退院者の受入可能なグループホーム・ケアホーム等の整備や退院促進対象者の地域生活の不安解消などを図りなどきめ細かい支援を行う必要があります。

(3) 福祉施設からの一般就労者数

	計画				実績		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
就職者数	50人	50人	50人	50人	18人	32人	24人
累計	(50人)	(100人)	(150人)	(250人)	(18人)	(50人)	(65人)

就労者数の実績は、各年度とも計画目標を下回っております。福祉施設からの就労が進むにつれて、一般就労が可能な利用者が少なくなっていることや、企業における障害者の雇用人数の減少などが原因として考えられます。一般就労につなげるため、障害者職業実習や長期研修等を実施するとともに、企業開拓をさらに

進める必要があります。なお、福祉施設及び障害者雇用支援事業団からの就労者数の合計は、平成 21 年度 57 名、平成 22 年度 80 名、平成 23 年度 89 名と年々増加しています。

平成 22 年度障害者基礎調査（概要）について

障害者計画・障害福祉計画の改定や今後の障害福祉施策を推進するために、基礎的なデータを得ることを目的として、平成 22 年 12 月から平成 23 年 1 月にかけて障害者基礎調査を実施しました。

調査は、障害区分ごとに 6 種類の調査票により、障害者の生活実態や障害福祉サービスの利用意向に対する意見などをお聴きしました。

本書では、調査概要や主な調査結果とその考察について掲載します。

1 調査のあらまし

障害区分	障害内容等	発送数	回収数	回収率%
身体障害者	肢体不自由	1,250	542	43.4%
	内部障害	716	267	37.3%
	視覚障害	350	153	43.3%
	聴覚、平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害	434	168	38.7%
知的障害者	愛の手帳の所持者	919	442	48.1%
重度重複障害者	身体障害者手帳(1・2級)と愛の手帳(1・2度)の重複所持者	119	54	45.4%
精神障害者	精神保健福祉手帳の所持者	800	374	46.8%
【～の調査方法】				
ア．調査対象者：年齢階層ごとに設定した発送数を無作為抽出				
イ．調査方法：郵送による配布・回収(視覚障害者は、一部区職員による聞き取り調査)				
発達障害児			32	
高次脳機能障害者			101	
【の調査方法】				
ア．調査対象者：情緒障害児通級学級や特定非営利活動法人東京都自閉症協会、相談支援事業所などに調査を依頼				
イ．調査方法：郵送による回収(高次脳機能障害者は、一部区職員による聞き取り調査)				

2 主な調査結果とその考察

(1) 居宅介護サービスの利用について 年齢階層別利用者率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	7.6%	4.1%	0.0%
30歳代	6.4%	3.2%	0.0%
40歳代	11.2%	7.5%	5.4%
50歳代	10.2%	0.0%	15.1%
60歳以上	21.0%	8.8%	22.4%

利用者率は、「利用している回答数÷(利用している+利用していない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

障害程度別利用者率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	21.9%	1度	25.0%	1級	12.5%
中 度	3・4級	9.1%	2・3度	4.2%	2級	9.0%
軽 度	5・6級	7.4%	4度	1.6%	3級	4.7%

網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。以下同じ。

障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

年齢階層別利用意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	23.8%	32.0%	18.5%
30歳代	21.3%	28.1%	3.4%
40歳代	33.3%	37.5%	19.4%
50歳代	31.5%	35.7%	34.0%
60歳以上	58.5%	57.9%	48.5%

利用意向率は、「今後において利用したい回答数÷(利用したい+利用したくない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

障害程度別利用意向率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	51.4%	1度	100.0%	1級	41.2%
中 度	3・4級	39.8%	2・3度	34.6%	2級	23.0%
軽 度	5・6級	26.7%	4度	20.8%	3級	13.6%

居宅介護サービスを“利用している人”(利用者)と“利用していない人”(未利用者)との割合「利用者率」は、年齢階層別と障害程度別においていずれも25%以下にあり、低い数値を示しています。また、年齢階層が高くなるほど、又障害程度が重いほど利用者率が高くなる傾向にあります。

未利用者の利用意向率は、利用者率と同様に年齢階層が高くなるほど、

又障害程度が重いほど利用者率が高くなる傾向にあります。

今後のサービス利用については、未利用者の利用意向率が利用者率に比べ高い数値にあることから、利用者数の増加にともなってサービス利用量が増加していくものと推測され、居宅介護サービスの基盤整備が必要と考えられます。

(2) 短期入所（ショートステイ）の利用について 年齢階層別利用者率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	5.6%	25.9%	2.6%
30歳代	4.5%	35.2%	0.0%
40歳代	1.1%	19.0%	1.1%
50歳代	0.8%	6.3%	1.5%
60歳以上	5.5%	0.0%	0.0%

利用者率は、「利用している回答数÷(利用している+利用していない回答数)」による数値を示しています。

障害程度別利用者率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	6.8%	1度	50.0%	1級	3.3%
中 度	3・4級	1.7%	2・3度	39.1%	2級	1.1%
軽 度	5・6級	3.5%	4度	8.5%	3級	0.0%

網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。以下同じ。

障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

未利用者の年齢階層別利用意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	26.0%	74.4%	18.5%
30歳代	20.3%	68.6%	7.3%
40歳代	7.1%	60.0%	14.3%
50歳代	8.2%	33.3%	13.3%
60歳以上	37.1%	26.3%	26.9%

利用意向率は、「今後において利用したい回答数÷(利用したい+利用したくない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

未利用者の障害程度別利用意向率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	30.6%	1度	66.7%	1級	27.8%
中 度	3・4級	26.2%	2・3度	85.8%	2級	16.1%
軽 度	5・6級	15.8%	4度	41.1%	3級	7.6%

短期入所を「利用している人」(利用者)と「利用していない人」(未利用者)との割合「利用者率」は、知的障害が他の障害に比べて高い数値に

ありますが、全体的に利用者率が低く、特に精神障害者が低い利用者率にあります。

未利用者の利用意向率は、利用者率と比べ高い数値を示しています。特に、知的障害者で40歳代以下が高い利用意向率にあります。また、身体障害者と精神障害者で60歳台以上の利用意向率が高い数値を示しています。

居宅介護サービスと同様に、利用意向率が利用者率に比べて高いこと、また介護者の高齢化などもあり、サービス利用者と利用量ともに増加していくものと推測でき、短期入所の基盤整備が必要であると考えられます。

(3) 就労について

年齢階層別就労率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	61.5%	74.8%	39.5%
30歳代	69.0%	82.3%	47.0%
40歳代	56.9%	78.8%	36.5%
50歳代	48.6%	68.4%	32.9%
60歳以上	20.8%	50.0%	17.5%

就労率は、「仕事をしている回答数÷(仕事をしている+仕事をしていない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

障害程度別就労率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	34.4%	1度	0.0%	1級	32.4%
中 度	3・4級	32.6%	2・3度	74.5%	2級	33.8%
軽 度	5・6級	51.7%	4度	75.4%	3級	38.6%

網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。

以下同じ。

障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

未就労者の年齢階層別就労意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	92.6%	89.3%	84.6%
30歳代	51.6%	50.0%	86.7%
40歳代	75.6%	44.4%	72.2%
50歳代	50.8%	33.3%	54.9%
60歳以上	12.9%	26.7%	15.4%

就労意向率は、未就労者のうち「(就労したい+就労のための訓練を受けたい+通所施設を利用したい回答数)÷(就労したい+就労のための訓練を受けたい+通所施設を利用したい+今のままでよい回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

未就労者の障害程度別就労意向率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	27.3%	1度	0.0%	1級	47.1%
中 度	3・4級	26.0%	2・3度	45.7%	2級	58.4%
軽 度	5・6級	35.8%	4度	79.3%	3級	72.9%

就労者率は、知的障害者は高い数値を示していますが、精神障害者はどの年齢階層においても低い数値にあります。また、各障害とも30歳代が就労者率が最も高く、年齢階層が高くなるにつれて低くなる傾向にあります。

未就労者の就労意向率は、60歳代を除くと高い数値にあり、また障害程度が軽いほど高い傾向にあります。

未就労者の就労意向率が高いことから、一般就労や通所系サービスへの結びつける支援が必要です。特に、軽度の知的障害者や精神障害者では、就労意向率が高くあり、又手帳所持者数の増加が今後見込まれることから、障害特性に合った就労支援や通所サービスなどが必要であると考えられます。

(4) 日中の過ごす場所について

年齢階層別 未就労者の「日中の過ごす場所がほとんど自宅」の割合

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	44.0%	36.0%	65.2%
30歳代	81.3%	58.3%	83.3%
40歳代	78.0%	45.5%	77.3%
50歳代	83.3%	33.3%	75.5%
60歳以上	86.3%	70.6%	75.6%

「日中の過ごす場所がほとんど自宅」の割合は、「自宅にほとんどいる回答数÷無回答を除く回答数」による数値を示しています。以下同じ。

障害程度別 未就労者の「日中の過ごす場所がほとんど自宅」の割合

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	86.4%	1度	66.7%	1級	80.0%
中 度	3・4級	81.5%	2・3度	40.5%	2級	76.5%
軽 度	5・6級	78.2%	4度	62.1%	3級	75.0%

網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。

障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

身体障害者は、30歳代以降で仕事をしていない場合に、約8割の人が日中を自宅で過ごすという回答があります。また、精神障害者は、どの年齢階層とも仕事をしていない場合に、多くの人が日中を自宅で過ごすという回答があります。

移動支援や当事者交流会などにより、外出支援や外出機会の充実を図っていくことが必要であると考えます。また、知的障害者は他の障害に比べて自宅で過ごす人の割合が少ない傾向にありますが、4度で62%あり、前述のとおり就労支援や通所サービスなどが必要であると考えられます。

(5) 健康診断の受診率について
年齢階層健康診断受診率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	74.5%	83.5%	47.5%
30歳代	84.1%	92.5%	58.0%
40歳代	85.3%	89.1%	83.7%
50歳代	88.4%	90.0%	85.9%
60歳以上	90.4%	81.4%	78.3%

受診率は、「1 - (いずれの健康診断も受診していない回答数 ÷ 無回答を除く回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

障害程度別健康診断受診率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	87.5%	1度	75.0%	1級	77.1%
中 度	3・4級	86.3%	2・3度	91.1%	2級	72.7%
軽 度	5・6級	88.5%	4度	82.0%	3級	74.1%

網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。

障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。

精神保健福祉手帳所持者の30歳未満・30歳代を除き、各障害とも高い受診率にあります。また、障害程度別による受診率の差はあまりなく、精神障害者が他の障害に比べ若干少ない受診率にあります。障害者が生活習慣病に陥りやすいといった指摘がされる中で、受診結果によっては生活改善などが必要となる場合も少なくないと思われます。

受診結果をもとにした通所施設や保健センターでの指導などが必要であると考えます。

(6) 偏見感について

年齢階層別 偏見感

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	76.7%	81.4%	76.9%
30歳代	77.9%	83.1%	75.9%
40歳代	68.0%	86.8%	76.7%
50歳代	56.8%	76.2%	70.1%
60歳以上	39.7%	65.0%	54.4%

偏見感は、障害を理由として嫌な思いや偏見について「(大いにある + 少しはある回答数) ÷ 有効回答数」による数値を示しています。以下同じ。

障害程度別 偏見感

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	55.0%	1度	100.0%	1級	73.5%
中 度	3・4級	47.0%	2・3度	85.3%	2級	75.1%
軽 度	5・6級	57.0%	4度	75.9%	3級	66.7%

網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。

障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

年齢階層別の偏見感は、3 障害者とも多くの人が偏見を感じている数値を示しています。また、障害程度別では、あまり関係なく偏見感を感じている数値を示しています。なお、身体障害者の障害程度別の偏見感は、60 歳以上の回答数に影響を受けて全体的に低い割合となっています。

偏見のない地域社会を実現していくためには、正しくその人を理解することが必要です。そのため、障害者を理解するための普及啓発やお互いに交流できる場などを充実していくことが必要であると考えます。

資料編

2 杉並区子ども・子育て行動計画 後期計画（平成25・26年度）について

杉並区は、これまで、次世代育成支援対策推進法に基づく「杉並区子ども・子育て行動計画」() について、次のように策定し、その推進を図ってきました。

- ・平成17年度 前期計画（平成17～21年度）を策定
- ・平成22年度 後期計画（平成22～26年度）を策定

() 次世代育成支援対策推進法は平成26年度末までの時限法であり、各地方自治体は、次世代育成支援対策を推進するため、平成26年度までの行動計画を策定する必要があります。

このたび、平成24年3月に新たな「杉並区基本構想(10年ビジョン)・総合計画(10年プラン)」が策定されたことに伴い、区の保健福祉分野の基本的・総合的な計画である「杉並区保健福祉計画」に子ども・子育て行動計画に相当する部分を包含し、よりわかりやすく具体的な計画として改定することとしました。

このことを踏まえ、本資料編では、「杉並区子ども・子育て行動計画 後期計画（平成25・26年度）」の評価指標及び各年度の事業目標を掲載します。

なお、「杉並区子ども・子育て行動計画 後期計画（平成25・26年度）」の進捗状況については、これまでの経緯等を踏まえ、区長の付属機関である青少年問題協議会の下に設置されている子ども・子育て専門委員会（学識経験者、子育てに関する活動を行う地域団体関係者などで構成）において、各年度における進捗状況の点検・評価を行い、施策等の改善につなげていきます。

【施策ごとの評価指標】

施策1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

評価指標	現 状	26年度目標	指標の出典
子育てが地域の人に支えられていると感じる割合	74.2%	80%	区民意向調査による
子育てが楽しいと感じる人の割合	76.3%	80%	区民意向調査による
ゆうラインへの相談件数	1,362件	1,600件	

施策2 保育の充実

評価指標	現 状	26年度目標	指標の出典
保育所入所待機児童数	71名	0名	
保育園利用者の満足している割合	87.7%	90%	保育園サービス第三者評価による

施策3 障害児援護の充実

評価指標	現 状	26年度目標	指標の出典
放課後等デイサービス利用者数	13人	100人	年間実利用者数
個別・グループ指導件数	8,186件	10,800件	

施策4 子ども・青少年育成支援の充実

評価指標	現 状	26年度目標	指標の出典
将来の夢・目標が定まっている子ども（高校生）割合	23.5%	40%	青少年実態調査による
学童クラブ待機児童数	52人	0人	

【平成 25・26 年度の事業目標】

事業名	事業目標		
	23年度末現況	25年度目標	26年度目標
施策1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり			
1 こども・子育てまちづくりの推進			
子ども・子育てメッセ	開催 1回 参加団体 83団体 来場者 2,900名	開催 1回 参加団体 拡充	開催 1回 参加団体 拡充
地域子育て支援者の育成・支援	地域で子育て支援 講座開催・運営 1講座	実施	実施
	スキルアップ研修 の実施	実施	実施
親の主体性を活かした子育て 活動の推進	児童館ボランティア 1,102件 母親クラブ活動費 助成 14団体	充実	充実
家庭教育フォーラムの開催	16団体参加	実施	実施
「家庭学級」を通じた親の学び 合いの場の提供と支援	21講座	実施	実施
授乳・おむつ替えのできる施設の 整備	「いってきまっぷ」 掲載 40施設	推進	推進
小児救急医療体制の確保	小児急病診療協力医療 機関 2機関 急病医療情報センター 1所 小児急病対応・診察処置 の冊子配布 4,300部 小児急病に関する講演 会 10回 かかりつけ歯科医 を持つ区民の割合 65.6%	推進	推進
子育てしやすい生活環境の整備			
バリアフリー協力店の普及・啓 発	協力店 601店舗	協力店 累計 1,000店舗	協力店 累計 1,000店舗
駅周辺の整備	荻窪駅西口バリアフリ ー整備完了 高円寺駅南北駅前広場 接続道路整備完了	推進	推進
街路灯の整備	27灯	推進	推進
区営住宅入居の優遇倍率拡大	優遇抽せん制度を 実施	推進	推進
学校の危機・安全対策の拡充	学校安全支援隊活 動 11校	推進	推進
通学路の子どもの見守りや犯 罪発生情報のメール配信の推 進	見守り 145団体 (うち助成対象 16 団体) 「子ども安全ボランテ ア」登録数 11,601人 情報配信 55件	推進	推進

	事業名	事業目標		
		23年度末現況	25年度目標	26年度目標
	地域運営学校(コミュニティ・スクール)の拡充	累計 16校	推進	推進
	学校支援本部の拡充	全校	全校	全校
	地域教育推進協議会のモデル設置	モデル地区 1所	モデル地区 2所	モデル地区 2所
	学校施設を利用した居場所づくりの推進	土曜日学校 小学校 28校 中学校 15校 放課後子ども教室 小学校 14校	推進	推進
2 子育て応援券事業				
	子育て応援券事業	サービス提供事業者数 1,078 者 応援券交付(購入)者率 40.8%	実施	実施
3 地域子育てネットワーク事業の充実				
	地域子育てネットワーク事業の充実	ネットワーク事業 参加者数 92,872 人	ネットワーク事業 参加者 17,000 人	ネットワーク事業 参加者数 17,000 人
4 子育てを応援する企業・事業所への支援の推進				
	子育てを応援する企業・事業所への支援の推進	企業訪問による 啓発 啓発ポスター 作成・配布 表彰式実施 啓発冊子配布	実施	実施
	企業向け講座等の実施	啓発講座の実施 1回	実施	実施
5 子育てサイトの充実				
	子育てサイトの充実	サイト掲載情報 毎月更新 特集 隔月更新 すぎラボ特集 毎月更新	充実	充実
6 母子保健に関する相談支援等の実施				
	妊産婦の相談支援体制の強化	実施	充実	充実
	すこやか赤ちゃん訪問事業の実施	訪問家庭 4,060 件 (対象家庭数 4,107 件)	赤ちゃんが生まれた全家庭数	赤ちゃんが生まれた全家庭数
	あそびのグループの実施		実施	実施
	乳幼児健康診査の充実	受診率 93.4%	受診率 95%	受診率 95%
	歯科健康診査・相談の充実	受診率 95.5%	受診率 95%	受診率 95%
	育児相談・講習会の充実	育児相談 60 回 離乳食講習会 63 回	充実	充実

	事業名	事業目標		
		23年度末現況	25年度目標	26年度目標
	親子の食育の推進	食育リーダー研修の実施 1回 食器の充実 5校 食育教材作成(そしやく器の購入)	推進	推進
7 安心して妊娠・出産のできる環境づくり				
	特定不妊治療費助成	特定不妊治療費の助成 250件 12,018人	実施	実施
	不妊相談の実施	不妊相談 8回 79人	実施	実施
	分娩手当支給事業の実施	1,205件	実施	実施
	分娩施設整備助成事業の実施	0件	実施	実施
	妊婦健康診査の充実	受診件数 48,784件 償還払い 5,290件	充実	充実
	出産育児準備教室等の充実	母親学級(3日制) 36回 平日パパママ学級 24回 休日パパママ学級 40回	充実	充実
8 母子保健医療費等助成制度による支援				
	母子保健医療費等助成制度による支援	実施	実施	実施
9 産前・産後支援ヘルパー派遣の充実				
	産前・産後支援ヘルパー派遣の充実	産前ヘルパー派遣 13世帯 産後ヘルパー派遣 18世帯	充実	充実
10 一時預かり保育の充実				
	ひととき保育の充実	ひととき保育 11所 子育てサポートセンター 5所 応援券事業者(上記を除く) 44所	充実	充実
	緊急一時保育の実施	区立保育園 全園 実施	実施	実施
	ファミリー・サポート・センター事業の充実	会員数 1,484人 利用会員 1,079人 協力会員 393人 利用・協力会員 12人	充実	

	事業名	事業目標		
		23年度末現況	25年度目標	26年度目標
11 ふれあい保育・育児相談の実施				
	ふれあい保育	区立保育園 全園実施	実施	実施
	育児相談	区立保育園 全園実施 子育てサポート センター 5所	実施	実施
12 乳幼児親子のつどいの場の充実				
	つどいの場の充実	つどいの広場 5所	つどいの広場 5所	つどいの広場 5所
	ゆうキッズ事業の充実	ゆうキッズ事業 児童館41所	ゆうキッズ事業 児童館41所	ゆうキッズ事業 児童館41所
	父親の家事・育児講座の実施	78回	拡充	拡充
13 子育てに伴う経済的支援				
	児童手当の支給	子ども手当 年度末対象児童数 53,928人	実施	実施
	乳幼児及び義務教育就学児の医療 費助成	年度末助成対象児 童数 55,005人	実施	実施
14 こども家庭支援センター相談事業				
	ゆうラインの充実	充実	充実	充実
	子育て相談サロンの実施	子育てサロン 139回	充実	充実
	専門相談等の実施	充実	充実	充実
15 児童虐待対策の推進				
	要保護児童対策地域協議会の機能 強化	実施	実施	実施
	グループカウンセリング	グループカウンセ リング 117回	充実	充実
	保護者のこころ相談	保護者のこころの 相談 16回	充実	充実
	訪問育児サポーター事業	37件 (23年10月から実施)	拡充	拡充
	子どもショートステイ運営	0～1歳 1所 2～12歳 1所	充実	充実

	事業名	事業目標		
		23年度末現況	25年度目標	26年度目標
16 要支援家庭サポート事業の充実				
	見守りサポート事業の充実	実施	実施	実施
	要支援家庭への訪問等の充実	訪問件数 1,421世帯 3,196件	拡充	拡充
	要支援家庭育児支援ヘルパー事業の充実	家事援助	拡充	拡充
17 児童虐待防止のためのネットワーク強化				
	児童虐待防止のためのネットワーク強化	個別事例検討会 83回 研修の実施 3回	充実	充実
18 普及啓発活動の実施				
	普及啓発活動の実施	実施	実施	実施
19 民間母子生活支援施設の建設助成				
	母子生活支援施設の建設助成	1所改築		
20 相談体制の充実				
	ひとり親家庭相談の充実	相談件数 2,832件	充実	充実
	自主グループの支援	イベント回数 2回	推進	推進
21 子育て支援・生活の場の整備				
	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の充実	派遣日数 2,584日	充実	充実
	休養ホーム事業の実施	宿泊施設 556人 日帰り施設 820人	実施	実施
	母子生活支援施設への入所支援	27世帯 67人	実施	実施
	賃貸住宅入居支援事業	実施	実施	実施
22 就労支援				
	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業の実施	ひとり親自立支援プログラム策定数 56件 セミナーの開催 2回	推進	推進
	母子家庭自立支援教育訓練給付事業の実施	教育訓練給付金支給 4人	推進	推進
	母子家庭高等技能訓練促進費事業の実施	高等技能訓練促進費 20人	推進	推進
	ハローワーク等との連携の強化	実施	実施	実施

事業名	事業目標		
	23年度末現況	25年度目標	26年度目標
23 経済的支援			
児童扶養手当・児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費助成	年度末対象者数 児童扶養手当 2,494人 児童育成手当 4,025人 ひとり親家庭等 医療費助成 2,822人	実施	実施
母子福祉資金の貸付	341件	実施	実施
施策2 保育の充実			
1 待機児童対策の推進			
認可保育所の整備	認可保育園61所 定員 5,334人	認可保育園64所 定員 5,581人	認可保育園65所 定員 6,581人
認可保育所の改築・改修等	私立 0.4園	区立 0.3園 私立 0.2園	区立 1.7園 私立 0.6園
認証保育所の整備	認証保育所18所	認証保育所1所 (累計21所)	認証保育所 (累計21所)
家庭福祉員の拡充	家庭福祉員17人	新規2人 (累計28人)	新規2人 (累計28人)
グループ型小規模保育の新設		新規3名(1所) (累計9名3所)	新規3名(1所) (累計12名4所)
私立幼稚園預かり保育の推進	2園	(累計4園)	(累計4園)
2 多様な保育サービスの提供			
障害児指定園の拡大	6園	新規1園 (累計8園)	
延長保育の拡大	区立保育園 新規2園実施 (累計40園) 私立保育園累計11園	延長保育実施園 40園	延長保育実施園 44園
産休明け保育の拡大	累計11園	新規3園	新規1園
病児・病後児保育の推進	病児保育1所	病児保育 (累計1所)	病児保育1所 (累計2所)
3 子供園の整備			
子供園の整備	4園	2園(累計6園)	(累計6園)
4 就学前教育の充実			
就学前教育振興指針	検討		
乳幼児育成施設共同研修の実施	2回	2回	2回
幼保小連携カリキュラムの策定・普及	研究	策定	

	事業名	事業目標		
		23年度末現況	25年度目標	26年度目標
施策3 障害児援護の充実				
1 発達障害支援の充実				
	医療相談・専門相談	2,000件	充実	充実
	個別・グループ指導	8,400件	充実	充実
	巡回指導・巡回相談の実施	巡回指導 576所	充実	充実
	保育所等訪問支援の実施		実施	実施
	学齢期児童の発達生涯支援事業	実施	実施	実施
2 障害児の放課後支援の充実				
	地域デイサービス	10団体	5団体	5団体
	放課後等デイサービス	1所	新規5所	新規3所
3 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実(再掲)				
4 障害児の相談支援の充実				
	相談・療育体制の充実	実施	実施	実施
	相談支援事業の充実	実施	実施	実施
5 保育園・幼稚園の支援(再掲)				
6 特別支援教育の充実				
	特別支援教育の推進	介助員・介助員ボランティア・学習支援教員の充実 通常学級介助員 14人 介助員ボランティア 25人(4,857日) 学習支援教員 30人(3114日) 情緒障害学級 6校 特別支援教育推進計画の推進	拡充	拡充
7 地域療育の仕組みとネットワークの確立				
	地域療育の仕組みとネットワークの確立	実施	実施	実施

	事業名	事業目標		
		23年度末現況	25年度目標	26年度目標
施策4 子ども・青少年の育成支援の充実				
1 次世代育成基金の創設				
	次世代育成基金の創設		積立・運用	積立・運用
2 学童クラブ運営の推進				
	学童クラブの整備	49クラブ	学校改築時整備 新築0.8クラブ (累計50クラブ)	学校改築時整備 新築1クラブ (累計50クラブ)
	民間学童クラブ運営助成	実施	実施	実施
	学童クラブの子育て支援機能の充実	実施	実施	実施
3 児童館運営の推進				
	安全で魅力ある遊び場の充実	全41児童館実施	充実	充実
	地域中・高校生委員会活動の支援	実施	充実	充実
	施設・設備の充実	全41児童館実施	充実	充実
	学校支援本部と連携した放課後の対策の実施	実施	充実	充実
	児童館の役割・機能等の検証・充実		方針の検討・策定	具体化
4 児童青少年センター（ゆう杉並）運営の充実				
	中・高校生世代の居場所機能の充実	利用者懇談会 職員企画 9回 中高生運営委員会企画 8回	充実 利用者懇談会 8回	充実 利用者懇談会 8回
	中・高校生世代の自主活動の支援	26事業	30事業	30事業
	中・高校生運営委員会活動の推進	実施	充実	充実
5 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実				
	児童館障害児交流プログラムの充実	充実	充実	充実
	学童クラブ障害児の受け入れ	49クラブ	49クラブ	50クラブ
	学童クラブ重度重複障害児の受け入れ	1クラブ	1クラブ	1クラブ
	学童クラブの通所支援	実施	充実	充実

	事業名	事業目標		
		23年度末現況	25年度目標	26年度目標
6 青少年の成長支援				
	豊かで多様な遊び体験の場の提供	全 41 児童館実施 9,472 事業	充実 11,300 事業	充実 11,500 事業
	自主性・社会性・創造性を育む機会の拡大	ハローワーク事業 11 回	拡充	拡充
	学齢期の健康課題に対応した取り組み	実施	充実	充実
	未成年者の飲酒・喫煙・薬物乱用防止対策	普及・啓発の実施	実施	実施
7 命の大切さ・自己肯定感の大切さの普及				
	中・高校生と赤ちゃんふれあい事業の推進	7 児童館	10 児童館	10 児童館
	思春期の健やかな心の成長の支援	冊子編纂会議実施 配布部数5,000部 スペースピア事業 月3回 31 回実施 延 412 人	推進	推進
8 青少年問題協議会の運営				
	青少年問題協議会の運営	2 回実施	実施	実施
9 自立応援プロジェクトの実施				
	ジョブスタート支援事業の実施	仕事に関するアンケート 区内16校4,296件 高校教諭アンケート 区内15校139件	拡充	拡充
	青少年の保護者への支援	実施	実施	実施
10 青少年の社会性の向上				
	青少年表彰	実施	実施	実施
	成人祝賀のつどい	実施	実施	実施
11 青少年の社会参加・参画の推進				
	青少年の社会参加・参画の推進	ユースプロジェクト委員会 36 回 オーダーメイド スクール企画・運営 中高生との意見 交換 1 回	充実	充実
12 青少年健全育成団体への活動支援				
	青少年健全育成団体への活動支援	実施	実施	実施

ご意見をお寄せください

～ 杉並区保健福祉計画（案）について ～

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）

1 杉並区内にお住まいの方

お名前： _____ ご住所 _____

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前 _____ ご住所 _____

勤務先 _____

学校名 _____ 所在地 _____

3 事業者の方

事業者名 _____ 所在地 _____ 代表者名 _____

【ご意見をご記入ください】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファクスでお送りください。

期 限 平成24年11月10日（土）必着

提出先 杉並区保健福祉部管理課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電 話 03(3312)2111（代表）

FAX 03(3312)2197

ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ・区ホームページで平成25年3月頃に公表する予定です。